

平成 29 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

平成 29 年 9 月 4 日 開会

平成 29 年 9 月 20 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成29年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月4日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第3号から認定第7号まで16件一括提案説明	4
散 会	9

9月6日（水曜日）第2号

議事日程	1	1
会議に付した事件	1	1
会議に出欠席した議員	1	1
説明のため出席した者の職、氏名	1	1
職務のため出席した者の職、氏名	1	1
開議の宣告	1	2
町政に対する一般質問	1	2
○9番 大岩 靖君	1	2
1 ごみ収集体制変更に伴う住民説明会について		
(1) 説明会の実施状況及び内容について説明を求める。		
(2) 本年度策定されたごみ減量化実施計画は、平成34年度より武豊町で開始される知多南 部広域環境センター運用までどのように進められるか。		
2 河和地区国道247号線東部地区の慢性的な交通渋滞に対する迂回路となっている河和中 学校西側道路の安全対策について		
○8番 荒井勝彦君	2	1
1 豪雨災害等に対する備えについて		
(1) 住民に対する避難の呼びかけは、どの部署の誰が、どの時点で、どのように行うこと となっているか。		
(2) 住民の早期避難を促す方策は考えているか。		
(3) 豪雨災害における浸水防災行動計画（タイムライン）はできているか。		
(4) 民生児童委員の方が、受け持ちの住民に避難情報の伝達を行う仕組みは整っているか。		
(5) 町内河川の水位計は整備されているか。		
2 防犯カメラの設置に対する補助制度の創設について		

3 婚活事業のこれからについて

- (1) 町主催の婚活イベントで成立したカップルへのアフターフォローをどのように行っていくか。
- (2) 毎年婚活イベントを企画しても予定人数に満たないケースが多いようだが、何が足りないと感じているか。
- (3) 生涯独身率が年々上昇している現状を踏まえ、生涯孤独な人生を送ることのないように、熟年者の出会いをフォローすることも必要と考えるがいかがか。

4 小中学校における道徳の教科化について

- (1) 今なぜ道徳を教科化しなければならなくなったと考えるか。
- (2) 児童生徒の評価はどのように行われるのか。個人の児童生徒の心の中を評価することは難しくないか。

○ 7 番 横田貴次君 2 9

1 町人口の減少について

- (1) 基本構想は、本町が目指すべき将来像を明らかにするもので、推計人口・土地利用の方向性・施策の大綱などが示されているが、推計人口の重要性や位置付けをどのように考えているか。
- (2) 推計人口を下回る要因として考えられるのは、計画を実施した結果、期待した効果が得られなかったためと考えられるが、執行部はどのように分析しているか。
また、関係する各事業の見直しは検討しているか。
- (3) 人口推計を 1 万 9,000 人と想定すると、本町の税収にどのような影響が生じるか。
また、行政職員の人員・組織構成は現在の体制からどのような変化が生じると予想するか。
- (4) 人口減少に歯どめをかけるための政策決定や、国家機構誘致・企業誘致に向けた取り組みなど、行政として具体的に実施・計画してきたことはあるか。

○ 13 番 丸田博雅君 3 9

1 知多東部線の早期着工と知多西部線の進捗状況及び今後の事業予定はどのようになっているか

2 南海トラフ巨大地震等の災害に対する防災訓練等及び常日頃の住民の防災意識向上への町としての取り組みについて

- (1) 各地域における防災訓練の状況はどのようになっているか。
- (2) 災害発生時及び発生後における病院、消防署、消防団などの防災関係機関との連絡・連携体制及び地元企業・店舗との協力に係る提携はどのような状況か。
- (3) 高齢者や障がい者といった災害弱者世帯への対応はどのように考えているか。
- (4) 民家近くのため池で、崩壊による危険のある池はないか。
- (5) 町防災会議の意義及び検討内容はどのようなもので、それをどのように活かしているか。

○ 2 番 山本辰見君 4 7

1 ごみ減量化について

- (1) ミックスペーパーの分別、生ごみ減量化の推進、木・草類の資源化、資源プラスチック類の分別など、それぞれについて平成32年度までの年次別の削減目標（計画）は。
- (2) それぞれについて、削減の検証はどのような方法、日程で行うのか。
- (3) 目標が達成できれば、ごみ袋有料化は取りやめるべきであり、今回の住民説明会では平成32年度から有料化が前提となっているが、検証を受け再検討すべきと考えるがいかがか。
- (4) 大きな課題として生ごみの減量化と草木の分別・資源化があるが、それぞれの来年度の具体的な計画は。

2 野良猫等の不妊・去勢手術への助成の実施による殺処分頭数の削減について

- (1) 愛知県内14の自治体の支援措置の主な実施状況は。また、その効果に対する認識は。
- (2) 町としての不妊・去勢費用の一部助成を含めた取り組み方針は。

○4番 石田秀夫君 56

1 東京オリンピックにおけるホストタウンとしての受け入れ体制等について

散会 60

9月8日（金曜日）第3号

議事日程 61

会議に付した事件 61

会議に出欠席した議員 61

説明のため出席した者の職、氏名 61

職務のため出席した者の職、氏名 61

開議の宣告 62

町政に対する一般質問 62

○3番 鈴木美代子君 62

- 1 学校給食に対する補助について
- 2 準要保護児童生徒への入学準備金（新入学用品）の支給時期について
- 3 教員の勤務内容の改善について
- 4 道徳・英語教育の教科化について
- 5 浄化槽の法定検査制度の見直しについて

○1番 森川元晴君 72

- 1 今、美浜町が計画している大型事業が美浜の将来を支える次世代に及ぼす影響について
 - (1) 総合公園整備事業・運動公園整備事業及び前回質問した合併処理浄化槽整備事業などの大型事業について、将来の美浜を支える平成生まれの若者世代を意識した周知、説明、意見、考えを問うことをしてきたか。
 - (2) 運動公園整備事業・総合公園整備について、補助金、事業に伴い実施される河川・道路整備等に係る国・県との折衝や交渉の進捗状況は。
 - (3) 公園整備の目的、必要性、メリット・デメリット、負債・維持管理等の将来への不安をどのように考えているか。

2 美浜町における「少子高齢化社会」、「2025年問題」について

- (1) 少子高齢化の進展により社会保障・福祉制度のもととなる人口構成バランスが崩れていくことに対し、どのように考えるか。
- (2) 美浜町における「認知症」対策は、どのように実施しているか。
- (3) 少子化の進展は、小中学校の存続・学級数の維持等、教育現場にどのように深刻な影響を及ぼすと考えるか。

○10番 横田全博君 8 1

1 生涯活躍のまち基本構想・基本計画と協働のまちづくりの推進について

- (1) 生涯活躍のまち基本構想・基本計画について、「第5次美浜町総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との相違点は。
 - (2) 今、この計画を立てなければならない必然性は何か。
 - (3) 平成28年11月、平成29年1月、3月に行われた各回のヒアリングにおける意見要望は、計画書にそれぞれどのように反映されているか。
 - (4) 計画の推進をまちづくり団体としているが、どのような組織か。
 - (5) 町民との協働のまちづくりをどのように評価するか。
 - (6) 協働のまちづくりでは、町民の参加意識が最も重要であり、町民との協働はちゃぶだいミーティングなどを重ね、自分事として政策等をとらえることが必要と思うが、いかがか。
 - (7) 行政と町民が協働して行政サービスを担うという観点から、町道などの簡単な補修工事等は、シルバーやボランティアに委託することは困難か。
 - (8) 地域の特色を活かしたグルメメニュー等の開発は進んでいるか。
 - (9) 本計画では、「隣組への加入促進を図っていく」とあるが、どのような促進策を取るのか。
- また、見回り活動や防災への活用方法を考えているか。

2 投票率向上への取り組みについて

- (1) 選挙権年齢の引き下げに伴い、若者への選挙権行使の啓発・周知活動はどのように取組んでいるか。
- (2) 投票率向上のため、どのような取り組みをしているか。

散 会 9 0

9月12日（火曜日）第4号

議事日程	9 1
会議に付した事件	9 1
会議に出欠席した議員	9 1
説明のため出席した者の職、氏名	9 1
職務のため出席した者の職、氏名	9 2
開議の宣告	9 2
同意第4号（質疑・討論・採決）	9 2

承認第4号（質疑・討論・採決）	9 3
承認第5号（質疑・討論・採決）	9 4
議案第27号（質疑・委員会付託）	9 4
議案第28号（質疑・委員会付託）	9 4
議案第29号（質疑・委員会付託）	9 5
議案第30号（質疑・委員会付託）	9 5
議案第31号（質疑・委員会付託）	9 5
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	9 5
発議第5号から発議第6号まで2件一括（提案説明・質疑）	1 1 9
発議第7号（提案説明・質疑）	1 2 0
発議第8号（提案説明・質疑）	1 2 2
散 会	1 2 3

9月20日（水曜日）第5号

議事日程	1 2 5
会議に付した事件	1 2 5
会議に出欠席した議員	1 2 5
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 6
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 6
開議の宣告	1 2 6
議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 8
議案第28号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 9
議案第29号から議案第30号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第31号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 1
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 2
認定第2号から認定第4号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 9
認定第5号から認定第7号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 1
発議第5号（討論・採決）	1 4 3
発議第6号（討論・採決）	1 4 4
発議第7号（討論・採決）	1 4 4
発議第8号（討論・採決）	1 4 6
議員派遣の件について	1 4 7
議会閉会中の継続調査事件について	1 4 7
閉 会	1 4 8

平成29年 9 月 4 日（月曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成29年 9 月 4 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3 号 専決処分事項の報告について

同意第 4 号 美浜町教育委員会委員の任命について

承認第 4 号 専決処分事項の報告承認について

承認第 5 号 専決処分事項の報告承認について

議案第27号 美浜町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 江 元 梅 彦 君

7 番 横 田 貴 次 君

8 番 荒 井 勝 彦 君

9 番 大 岩 靖 君

10番 横 田 全 博 君

11番 野 田 増 男 君

12番 大 崎 卓 夫 君

13番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

会 計 管 理 者 坂 本 順 一 君

総務部長	本多孝行君
厚生部長	西田林治君
建設部長	石川喜次君
総務課長	杉本康寿君
税務課長	夏目勉君
秘書広報課長	日比郁夫君
福祉課長	高橋ふじ美君
健康推進課長	久綱勇君
環境保全課長	藪井幹久君
都市整備課長	宮原佳伸君
学校教育課長	竹内与七君
学校給食センター所長	夏目明房君

企画部長	沼田治義君
経済環境部長	天木孝利君
教育部長	竹内康雄君
防災安全課長	石濱克彦君
企画政策課長	磯貝尚美君
住民課長	茶谷佳宏君
子育て支援課長	宮崎典人君
産業振興課長	小島康資君
建設課長	鈴木学君
水道課長	鈴木晴雄君
生涯学習課長	河村伸吉君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷充則君

局長補佐兼
議会係長 山下美幸君

〔午前９時００分 開会〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第３回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございます。

昨日とり行われました消防団操法大会、皆様お疲れさまでございました。特に団員の皆様には、夏の暑い中、練習が大変だったと思います。御苦労さまでございました。

９月に入り、季節は徐々に秋へと移り変わってきているようでございます。朝晩めっきり涼しくなり、田んぼでは稲刈りが随分進んできて、海ではノリ養殖の準備が行われています。その中で気になることがあります。黒潮が蛇行してきていると聞いています。何事にも影響がないことを願っています。

美浜町議会はこの９月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第３回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方に御出席いただき、まずもお礼申し上げる次第でございます。

また、先ほども議長よりお話がありましたように、昨日は美浜町消防操法大会ということで団員の皆様方は本
当に熱心な、また本番さながらの訓練を見させていただきました。

また、今現在、自然災害がどこの地域で起きてもおかしくない、そういった現状の中でこうして消防団の皆様
方の演技を見させていただくことによって、本当に頼もしく、また今後の美浜町の防災に対しましても消防団
を応援してまいりたいと考えております。また、議員の皆様方におかれましても、どうか消防団に対しまして御
理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

さて、9月に入りましても、まだまだ蒸し暑い日が続いておりますが、間もなく二十四節気の一つ、白露を迎
え、この日を境に秋の気配が深まるとされており、爽やかな季節が到来することを心待ちにしております。

しかしながら、同時に9月は台風の襲来時期でもあり、被害が発生しないことを願うとともに、不測の事態に
備え、その配備体制等の再確認を行ってまいります。我々行政は常に危機管理意識を持ち、住民の生命及び財産
の確保に努め、そういった気構えでいなければならないと、9月を迎え、改めて心に思うところでございます。

議員の皆様方におかれましても体調管理に十分御留意の上、町行政に対して一層の御支援とともに御協力くだ
さいますよう、改めてお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回美浜町議会定
例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より平成29年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告の
写し並びに本定例会に説明員として出席の報告のあった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手
元に配付しましたから確認お願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 江元梅彦議員、8番 荒
井勝彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間といたします。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間と決定しました。

日程第3 報告第3号 専決処分事項の報告についてから

認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで16件一括
提案説明

○議長（野田増男君）

日程第3、報告第3号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上16件を一括議題とします。

以上16件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日、御提案申し上げますのは、報告第3号 専決処分事項の報告についてを初めとして16件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

まず初めに、報告第3号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る6月21日、水曜日午後1時、美浜町大字布土字平井356地先の町道2067号線におきまして、本町布土在住の方が運転する自動車が町道の端を通過した際、路肩の段差と運転席側のタイヤの内側が接触し、前後輪のタイヤがパンクする事故が発生いたしました。

この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の2割、6,800円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、7月11日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われ、本町の直接の負担はございませんので、あわせて御報告いたします。

次に、同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、現教育委員中野俊夫氏が9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、河和南部学区在住の齋藤正吉氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成29年10月1日より4年間でございます。

齋藤正吉氏におかれましては、大学を卒業後、建築研究所に勤務後、現在は齋藤正吉建築研究所を設立し経営されております。さらに、大学の非常勤講師を務めるなど、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、御同意くださいますようお願いいたします。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、河和北保育所において2階トイレの便器が破損いたしました。

また、野間小学校では自動火災報知設備受信機が、生涯学習センターでは2階研修室の空調設備がそれぞれ故障したため、早急に予算を編成する必要が生じました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月14日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の

規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、河和北保育所 2 階和式便器の破損に伴い、洋式便器に取りかえを行う費用として 61 万円を、野間小学校自動火災報知設備受信機の受信不良に伴い、更新工事の費用として 117 万 2,000 円を、生涯学習センターでは、2 階研修室及び図書館書庫の空調設備の故障に伴い改修工事の費用として 380 万円をそれぞれ計上したものでございます。

その結果、平成 29 年度一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ 558 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 73 億 409 万 3,000 円とするものでございます。

次に、承認第 5 号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、先月 8 月 7 日、本町に接近した台風 5 号の影響により、伊勢湾側の海岸に膨大なヨシ、流木などが漂着したため、早急に撤去に要する予算を編成する必要が生じました。

よって、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、8 月 14 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、小野浦から上野間地区までの西海岸に漂着したヨシ、流木などの大量のごみを処分する費用として 499 万 9,000 円を計上したものでございます。

その結果、平成 29 年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ 499 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 73 億 909 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 27 号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてでございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正により農業委員会制度が改められ、選出方法が選挙制から任命制に変更され、農業委員会委員の定数を 11 人とするものでございます。また、農地利用最適化推進委員は農業委員会からの委嘱制となり定数を 12 人とするものでございます。

事務内容は、農業委員会委員で農地の権利移動や利用集積等の決定を、農地利用最適化推進委員は農地の集積が主な事務となります。

施行日は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行後最初に行われる農業委員会の任命の日からでございます。

なお、本条例の附則において、美浜町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び美浜町農業委員会の議会推薦委員の定数条例を廃止し、新たに農地利用最適化推進委員が任命されることに伴い、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正も実施しますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 28 号 平成 29 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、第 1 条におきまして歳入歳出それぞれ 3 億 3,183 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 76 億 4,092 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条地方債については、臨時財政対策債の額の確定による変更でございます。

歳出予算の内容でございますが、2 款総務費、総務管理費において、基金積立事業として財政調整基金積立金等の経費を、同款、戸籍住民基本台帳費では、国からのマイナンバーカード等の記載事項の充実に関するシステム改修の考え方に基づき、住民票に旧氏表示等が可能なシステム改修に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

3 款民生費、7 款商工費、8 款土木費、道路橋梁費において、前年度繰越金等の確定に伴い、当初予定していた財政調整基金等からの繰り入れを行う必要がなくなりましたので、一般財源への財源更正を行うものでございます。都市計画費では、都市下水路単独事業として川田下水路堆積砂対策に要する経費を、住宅費では、町営住宅において退去に伴う修繕及び A 棟、B 棟から 3 階建て住宅への移転に伴う補償に要する経費をそれぞれ計上い

たしました。

10款教育費、小学校費及び中学校費では、3款、7款及び8款にて御説明した内容と同様の財源更正を、社会教育費において、社会教育推進事業では生涯学習課の時間外勤務手当に要する経費を、公民館費及び図書館費においても先ほどと同様の財源更正を、保健体育費において、保健体育総務事務では生涯学習課の時間外勤務手当に要する経費を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

9款地方特例交付金、10款地方交付税において、交付額の確定による増を計上いたしました。

14款国庫支出金においては、住民基本台帳システム改修補助金の増に係る額を計上いたしました。

18款繰入金、特別会計繰入金においては、平成28年度介護保険特別会計の精算に伴い繰入金の増を、同款、基金繰入金では財政調整基金繰入金及び公共施設整備基金繰入金の減を計上いたしました。

19款繰越金においては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

21款町債においては、臨時財政対策債を増額計上いたしました。

次に、議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,400万6,000円を追加し、補正後の予算総額を26億5,173万2,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、10款諸支出金においては平成28年度の療養給付費等負担金及び退職者医療交付金の精算に伴う国庫支出金等過年度返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税において退職被保険者の減少に伴い国民健康保険税の減を、4款療養給付費等交付金では、退職者療養給付費基金交付金の見込み額減少に伴う減を計上いたしました。

10款繰越金においては、前年度繰越金額の確定による計上でございます。

次に、議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億3,493万7,000円を追加し、補正後の予算総額を19億6,577万3,000円とするものでございます。

歳出予算の主な内容でございますが、4款基金積立金を計上し、5款諸支出金においては過年度国庫支出金等償還金と一般会計繰出金を計上いたしました。これらにつきましては、平成28年度における介護給付費等の精算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計及び町保険料のそれぞれの負担割合に応じて戻すものでございます。

歳入につきましては、歳出と同じく平成28年度における介護給付費の精算により、前年度繰越金を計上いたしました。

次に、議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出につきましては108万8,000円を増額するものでございます。

内容でございますが、職員の退職に伴う臨時職員の雇用に要する経費を増額計上いたしました。これにより、補正後の収益的支出は5億2,214万3,000円となるものでございます。

次に、認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額77億4,706万9,000円、歳出総額73億9,721万3,000円となりました。前年度と比較しますと、歳入は1億3,681万7,000円、1.8%の増、歳出は3億6,410万4,000円、5.2%の増でございます。

収支につきましては、形式収支が3億4,985万6,000円の黒字となりましたが、単年度収支が2億2,083万5,000円の赤字、実質単年度収支についても2億5,202万円の赤字となりました。

この単年度収支及び実質単年度収支の赤字は、平成27年度の決算において繰越金が大幅に増額となり、財政調整基金において積立金よりも繰入額が多くなったものでございます。

歳入の主な増額は、繰越金が5億7,714万3,000円、前年度比3億4,320万9,000円、146.7%の増、国庫支出金が7億3,500万4,000円で1億2,287万1,000円、20.1%、県支出金が5億1,355万7,000円で9,344万6,000円、22.2%の増となりました。

これに対し主な減額は、利子割交付金が340万8,000円で352万1,000円、50.8%の減、配当割交付金が1,607万7,000円で568万9,000円、26.1%、地方消費税交付金が4億3,032万6,000円で4,349万9,000円、9.2%、地方交付税が10億9,990万6,000円で1億8,085万円、14.1%、繰入金が2億192万2,000円で1億3,121万6,000円、39.4%、諸収入が2億4,000万9,000円で1,798万3,000円、7.0%の減となりました。

繰越金が増となったのは平成27年度の地方交付税や地方消費税交付金が増加したためであり、国庫支出金については、年金生活者等臨時福祉給付金補助金の増による民生費国庫補助金、町営住宅施設整備事業に交付された社会資本整備交付金などの土木費国庫補助金が増額となっております。

また、県支出金が増となったのは、主に子育て支援対策基金事業費補助金の増による民生費県補助金の増額によるものでございます。

一方、減収となった要因は、経済情勢や政策金利の動向による利子割交付金及び配当割交付金の減、地方消費税交付金は人口減少等によるもので、地方交付税については平成27年度の法人税収が好調だったことに加え、消費税率の引き上げ等による地方消費税交付金や工場建設などによる固定資産税の増収により、平成28年度基準財政収入額が上昇したため普通交付税が減額となっております。

また、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減少によるものでございます。

歳出の主な増減を申し上げますと、目的別では民生費が26億6,088万4,000円で2億1,062万9,000円、8.6%の増、土木費が4億9,647万4,000円で1億1,769万9,000円、31.1%、教育費が7億8,677万4,000円で5,947万1,000円、8.2%とそれぞれ増となったのに対し、議会費が9,100万8,000円で1,695万7,000円、15.7%、商工費が1億584万2,000円で4,999万8,000円、32.1%、災害復旧費が429万4,000円で2,093万4,000円、83.0%、公債費が4億8,506万3,000円で5,950万2,000円、10.9%のそれぞれ減となりました。

民生費は認定こども園施設整備事業補助金による増、土木費は町営住宅施設整備事業や道路新設改良国庫補助金の増、教育費は野間中学校体育館天井落下防止対策事業の増が主な要因であります。

一方で、議会費は議員共済会負担金の減、商工費は美浜町観光協会の独立による町職員人件費や観光施設等維持管理事業の減、災害復旧費は台風などによる大きな災害がなかったこと、公債費は美浜町総合公園整備事業の起債償還が終了したことや近年の金利低下による利払いの減が主な要因であります。

性質別の主な増減については、維持補修費が650万7,000円、11.3%、積立金が5,412万6,000円、22.1%、普通建設事業費が3億1,074万1,000円、82.7%、それぞれ増となった一方、公債費が5,950万2,000円、10.9%、投資及び出資・貸付金が1,712万7,000円、40.6%、災害復旧費が2,093万4,000円、83.0%、それぞれが減となりました。

維持補修費の増は、防犯灯修繕等施設の老朽化による修繕料によるものであり、積立金は都市計画事業基金積立金の増、普通建設事業費は主に町営住宅施設整備事業や認定こども園施設整備事業補助金が増加したためであります。

また、減額となった公債費は、美浜町総合公園整備事業等の平成初期の高金利起債の償還が終了しつつあるための減、投資及び出資・貸付金は勤労者住宅資金融資制度預託金の減によるもので、災害復旧費では平成28年度において大きな災害に見舞われなかったことによる減でございます。

平成28年度決算においては、町税がほぼ前年度並みに確保できたこと、繰越金や国庫支出金、県支出金が増加

したため歳入は微増となりました。

また、歳出において、町営住宅建設や認定こども園整備事業補助等により支出が増加し、その結果、単年度収支や実質単年度収支は大幅に悪化いたしました。

今後の税収については、法人町民税が不安定であるのに加え、人口減少のスピードも加速していることから、個人住民税や人口によって算定される地方交付税等が減少する可能性があるかと危惧をしております。

さらに、下がり続けている地価についても、下げどまりの兆しが見えないことから、長期的に固定資産税、都市計画税の減少は避けられない状況でございます。

一方で、歳出については、少子高齢化の進展と子育て政策の充実により社会福祉費や児童福祉費の増加が懸念され、また、大型の普通建設事業の計画もあり、引き続き歳入財源の確保に向けた努力と財政見通しに基づく事業の厳選をし、安定的な財政運営を維持していけるよう努めてまいります。

次に、認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額26億6,827万5,000円、歳出総額26億1,011万7,000円で、歳入歳出差引額5,815万8,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税5億4,731万1,000円、国庫支出金4億3,532万1,000円、療養給付費等交付金8,759万6,000円、前期高齢者交付金7億174万3,000円、県支出金1億5,235万8,000円、共同事業交付金5億2,846万9,000円、繰入金1億3,705万7,000円でございます。

歳出につきましては、保険給付費15億7,523万1,000円、後期高齢者支援金等3億1,980万2,000円、介護納付金1億1,446万4,000円、共同事業拠出金5億6,302万1,000円が主なものでございます。

今後とも医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく努力してまいります。

次に、認定第3号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額2億6,845万1,000円、歳出総額2億6,822万9,000円で、歳入歳出差引額22万2,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、被保険者から納付されました後期高齢者医療保険料2億513万7,000円、一般会計からの繰入金6,254万1,000円でございます。

歳出につきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金2億5,885万3,000円が主なものでございます。

次に、認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本会計は、満65歳以上の1号被保険者及び満40歳以上65歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対して介護の給付を行ったものでございます。

歳入総額17億5,910万6,000円、歳出総額16億2,416万8,000円で、歳入歳出差引額1億3,493万8,000円の黒字となりました。この黒字額につきましては、国・県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分で平成29年度に精算いたします。

歳入の主なものは、1号被保険者から納付されました介護保険料4億1,035万4,000円、国庫支出金3億3,672万円、社会保険診療報酬支払基金からの交付金4億915万円、県支出金2億3,056万6,000円、一般会計からの繰入金2億5,200万9,000円でございます。

歳出につきましては、保険給付費14億5,354万2,000円、地域支援事業2,801万7,000円、諸支出金8,753万4,000円が主なものでございます。

次に、認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出とも3,512万3,000円となりました。

歳入の主なものは、土地開発基金運用収入15万1,000円、土地売却収入3,041万1,000円、土地開発基金借入金

456万円でございます。

歳出につきましては、土地取得費456万円、土地開発基金繰出金15万1,000円、土地開発基金償還金3,041万1,000円でございます。

次に、認定第6号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに3,033万円となりました。

歳入につきましては、加入戸数94戸分の集落排水施設使用料230万9,000円、一般会計繰入金2,382万1,000円、諸収入420万円ございました。

歳出につきましては、一般管理費834万2,000円、施設維持管理費1,026万1,000円、公債費1,172万7,000円でございます。

次に、認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、初めに、剰余金の処分については、未処分利益剰余金6,115万1,000円を資本金へ組み入れて、資本金の当年度末残高26億1,650万1,000円を処分後残高26億7,765万2,000円にするものでございます。

次に、決算の認定についてでございますが、業務量におきましては、給水人口2万2,397人、給水戸数8,673戸、年間の総受水量299万657トンで、前年度対比6万7,238トンの増となりました。年間の総有収水量は276万9,244トンで、前年度より1万7,988トンの増、有収率は92.6%ございました。また、1日の最大受水量につきましては9,447トンとなりました。

次に、収益的収支の収入につきましては、決算額で5億4,409万8,000円、支出につきましては4億7,184万8,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は6,115万1,000円となりました。

次に、資本的収支の収入につきましては2,043万7,000円、支出につきましては1億9,091万円となり、収支の不足額1億7,047万3,000円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

なお、主な事業としては、3カ所の配水管布設工事、1カ所の水管橋架設替工事ございました。

以上、提出案件16件について、慎重に御審議の上、全案お認めくださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。議事の都合により、あす9月5日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす9月5日は休会することに決定しました。

来る9月6日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前9時50分 散会〕

平成29年 9 月 6 日（水曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成29年 9 月 6 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（28 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	学 校 教 育 課 指 導 主 事	黒 田 靖 浩 君
生涯学習課長	河 村 伸 吉 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夏 目 明 房 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	-------------------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

久しぶりの雨の朝となりました。傍聴の皆さん、足元の悪い中、早朝よりお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。

本会議の一般質問におきましても、各議員の思い、地域の問題、美浜町が抱えている課題、進めていこうとしている課題に、議員の皆さんが取り組んでおられます。御意見、御感想をお寄せください。議員、職員とも美浜町をよくしていこうとの心でおります。よろしくお願いいたします。

美浜町議会は、この 9 月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しています。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込み並びに町広報用写真撮影のためのカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には 9 名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうち、6 名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおかれましては、議会の品位、議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度のある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

9 番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔9 番 大岩靖君 登席〕

○9 番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可が出ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

皆さんも御存じですが、ことし 6 月より各地域でこの10月から開始されるごみ収集の変更に伴う説明会に町民

の方、たくさん出席されたと思います。ただ、私の耳に入ってくる町民の方から、なぜ夜ばかり説明会があるんだと。なかなか高齢で、高齢者とかひとり暮らしとか、夜出歩けない方が何とか昼間にやっていただけないかということをお聞きしまして、本日改めてこの壇上より収集方法について説明を求めるものであります。

本日、一般質問には、このごみ収集問題につきまして2点、それと国道247号線の渋滞緩和について1点、2項目3質問をさせていただきます。

まず、1問目、ごみ収集体制の変更に伴う住民説明会について質問させていただきます。

1、説明会の実施状況及び内容について説明を求めます。

2、本年度策定されたごみ減量化実施計画は、平成34年度より武豊町で開始される知多南部広域環境センター運用までどのように進められますか。

質問の2点目、河和地区国道247号線東部地区の慢性的な交通渋滞に対する迂回路となっている河和中学校西側道路の安全対策についてお聞きします。

河和中学校西側道路は、ある程度の道路幅はあるものの中央線がなく、通学路であるにもかかわらず、歩道分離帯もカラー舗装もされていないため、夜間は道路幅がわかりにくく、歩行者、車両通行も危険と考えますが、カラー舗装など改善策はありますか。

以上、2つの質問、3項目についてお尋ねいたします。町民の方にもわかりやすい答弁を求めます。

壇上よりの質問は以上です。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆様、おはようございます。

今議会は9人の皆様から一般質問をいただきました。どの御質問に対しましても、私を初め、執行部一同、誠意を持ち、またわかりやすく御説明をさせていただきますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

また、常に皆様方には体調管理を訴えておりました私が、自分で風邪を引いてしまいまして、非常にお聞きづらい点があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ごみ収集体制変更に伴う住民説明会についての御質問の1点目、説明会の実施状況及び内容について説明を求めるについてでございますが、今回の住民説明会は、住民の皆様方全員の生活に直接かわる大変重要な内容でございます。各区長の皆様に御協力をいただき、身近な各区の公会堂、憩の家、それから、公民館等々を会場とし、行政区ごとに2回、また各学区ごとに1回、さらに、町全体を対象として休日に1回、延べ43回、本年6月から8月の3カ月間で計画をいたしました。途中、7月4日には台風5号の接近によりまして、上野間区での開催を1回中止したため、全42回の実施となりましたが、全日程で延べ2,191人という多くの住民の皆様方の参加を得て実施することができました。

住民説明会では、まず初めに、平成27年度にごみ減量化住民会議において方向性を議論し、ことし4月にごみ減量化実施計画を策定したことを報告し、この計画の概要と策定の経緯を説明した後に、ごみ排出量が多い現状及びその理由、ごみ減量の目標や施策、ごみ減量について日ごろの生活の中で住民の皆様をお願いいたしました。

さらに、平成32年度までにさまざまなごみ減量化の施策の計画があることなどを、資料をお示しし、全体計画

の大枠を説明いたしました。

続いて、全体計画の第1弾でありますミックスペーパーの分別を初め、収集日の変更など来月から変更となるごみ収集体制について詳しく説明し、質疑を受けるという形で実施をいたしました。

次に、御質問の2点目、本年度策定されたごみ減量化実施計画は、平成34年度より武豊町で開始される知多南部広域環境センター運用までどのように進められるかについてでございますが、このごみ減量化実施計画は計画期間を本年度から平成32年度までの4年間といたしました。その間に新たなごみ減量化施策を開始し、今まで進めてきた施策の強化を図るとともに、平成34年度の知多南部広域環境センターでの運用までには、ごみ処理を共同で行う半田市、常滑市、武豊町及び南知多町との2市3町が同レベルの分別を行うことで、ごみ質の統一を図る計画でございます。

具体的には、まず今年度でございますが、10月から、施策の第1弾としてのミックスペーパーの分別収集を開始いたします。また、生ごみ処理機やコンポストの助成等、生ごみ減量化の強化にも引き続き取り組んでまいります。平成30年度からは草や木類の資源化を図り、平成31年度からは瓶や缶等の資源物を回収するエコステーションの設置を検討しています。

さらに、平成32年度からは新しく容器包装プラスチックの分別収集とごみ袋有料化の導入について、計画、検討をしております。ごみ袋有料化とは、議員も御承知のとおり、ごみ処理費の手数料をごみ袋代金に上乗せして指定ごみ袋を販売するものでございます。このごみ袋有料化は、さまざまな減量化及び資源化の施策による結果や、周辺市町の動向を踏まえて慎重に検討していく事案と考えております。

重ねて申し上げますと、ごみ袋有料化は決定ではございません。住民の皆様が、ごみ減量化や資源化に対して意識を高めていただき、ごみの減量化及び資源化が計画以上に大きく推進されることによりまして、有料化しないことも考えております。この計画は、住民の皆様の御理解と御協力のもと、ごみの減量化の推進を目指すものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、河和地区国道247号線東部地区の慢性的な交通渋滞に対する迂回路となっている河和中学校西側道路の安全対策についての御質問でございますが、議員の言われる道路町道河和中学校線が、河和地区国道247号線の交通渋滞の際、迂回路となっていることは承知をしております。

この町道河和中学校線は、上前田信号交差点から河和中学校までの延長629メートル、車道幅員が5.5メートル未満の町道です。道路のセンターラインは、車道幅員が5.5メートル以上でないと設置することができないため、この町道河和中学校線にはセンターラインを設置することができませんが、歩車道境界ブロックにより歩道を有し、歩行者の安全は確保されていると考えております。

夜間、道路幅がわかりにくいとの御意見ですが、歩車道境界ブロックが連続していない箇所があり、また外側線も不鮮明であることも原因の一つと推測いたしております。これを解消するため、議員も触れられたカラー舗装や外側線の設置などの注意喚起が、安全対策の改善につながる方法であると考えております。

第5次美浜町総合計画では、道路ネットワークの充実として、幹線町道の歩車道分離改良事業の推進に取り組むこととしており、町道河和中学校線についても道路改良工事を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○ 9 番（大岩 靖君）

質問の 1 番目、2 番目、随時、再質問させていただきます。

まず、ごみの集め方の変更に伴うことについてですが、現在、美浜町のごみ排出量の現状及び減量化の具体的な目標数値は、ごみ減量化実施計画の32年度末までにどのように見込んでいますか。それをまず、お聞きいたします。

○経済環境部長（天木孝利君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えさせていただきます。

大岩靖議員、冒頭、町民の方が夜はなかなか出にくいという御発言がございました。そうした中、私どもも説明会の終盤、8月27日の日曜日に午前10時から、美浜町役場町民ホールで説明会を1回開催させていただきました。その際、本当にたくさんの方、町民ホールでやらせていただいたんですが、100名を超える、110名程度の方がお見えになりました。その内訳としまして、本当に西部から東部、均一にお見えになりました。本当にまさに議員おっしゃるとおり、日曜日の開催についても、こういったものについては真剣に検討していかなければならないと本当に感じましたので、まずもって、その件についてお礼を申し上げます。

議員の御質問について御回答させていただきます。

今回の住民説明会において説明した内容をもとに説明をさせていただきますが、美浜町のごみ排出量は、平成26年度実績で申し上げますと、総ごみ排出量は1万281トンでございます。内訳としまして、家庭系ごみ6,906トン、事業系ごみ3,375トンとなっております。家庭系ごみ6,906トンを1人1日当たりに換算いたしますと693グラムとなります。これは愛知県下の市町村の平均である535グラムと比較しまして158グラム多く、県下54市町村の中でもワースト3位の状況でございます。ワースト1位が飛島村、ワースト2位が南知多町となっており、ここ数年の順位に変動はございません。

また、総資源化量につきましては1,228トン、家庭系ごみのリサイクル率は17.2%となっております。

ごみ減量化の具体的な目標数値としましては、今申し上げました平成26年度実績をもとに、平成32年度を目標年度といたしまして、3つの数値が掲げられております。

1つ目が、家庭系ごみの総排出量の18%削減でございます。具体的には6,906トンを1,243トン削減し、目標数値としまして5,663トンとなっております。

2つ目が、家庭系ごみのリサイクル率で21%以上を目指しております。具体的には17.2%を約2割増加し、目標数値が21%以上となっております。

3つ目が、事業系ごみの総排出量の19%削減でございます。具体的には3,375トンを641トン削減し、目標数値が2,734トンという数字となっております。

以上でございます。

○ 9 番（大岩 靖君）

ただいまの説明で、確かにごみの量、ワースト2位、3位が美浜、南知多になっておると。現状、飛島村は産業関係のごみも入っているということで重量的には重くなると思うんですが、これ今度、広域センターができるまでの計画の中で、やっぱり少しでも危機意識を持って進めていかなければ、なかなか今の住民の意識改革というのは時間がかかることだと思いますので、もっと危機感を持って進めていただきたいと思います。私は思います。

ただいまの答弁の中で、今の総排出量、ここ5年間で、特に家庭系のごみなんですが、ごみの総排出量は5年間で徐々に減っている、総排出量は少なくなっていると思うんです。それは人口減が多分影響していると思うんですが、家庭系ごみのリサイクル率が5年間で少しずつ下がっているのはどういう要件が考えられますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

大岩議員のおっしゃられた資源物の排出量の関係でリサイクル率が年々下がっているというお話の件でお答えいたしますと、資源物の排出量の中で、成分として排出される量が一番多いのは紙類でございます。これが約7割を占めております。この紙類の減少が一番大きな要因と考えております。

紙類の減少ということでございますが、この要因は幾つかあるかとは思いますが、まず、1つ目は本町の人口減少ということもございます。あと、世間の風潮でございますが、ペーパーレス化というのが進んでいるということもございます。新聞を読まずにインターネットで、以前からもテレビを見てニュースを知る、インターネットで知る。最近では本当にスマホやタブレットで済ませてしまうというような風潮も若者には顕著であるということで、紙類を見てということが減っているということがあるかと思えます。

次には、具体的には小学校や保育園で行われております資源回収——以前からあるかと思いますが——の量が現実的には減っております。こちらは、以前は学校の資源回収といいますと、御自宅まで子供たちが回収に来てというようなことで行われておりました。しかしながら、少子化によりまして、お子さん方や親御さんも含めて減ってきたということで、なかなかそういう限られた時間の中で回収することができないという現状がございます。全ての御家庭を回れないということで、例えば学校に持ってきてくださいですとか、保育園に持ってきてくださいと、そういう形での資源回収の形に変わってきている地域がございます。そういったことが現状でございます。そういった資源回収の量も減っているというところでございます。

あと、次に考えられますのが、今、いろいろな民間のホームセンターだとか、スーパーマーケット、そういったところに紙の回収ボックスが置かれております。そういったところを住民の皆さん、大変便利だということで御利用されているということがあるかと思えます。そういった民間の回収ボックスへ入れられている量というのは、私ども町もしくは知多南部クリーンセンターも把握はできておりません。ですので、その量につきましては、総資源化量の排出量の中には含まれないということで、それでリサイクル率の中にも反映できないという現状がございます。

そういったことが考えられます。よろしく願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁で僕はちょっと勘違いしていて、リサイクル率が下がっているということは、ほかに、逆にふえているのかなという勘違いをしておりました。逆に今の資源回収の減少などでそのもの自体が減っているということなら、結構だと思います。

今の答弁の中でたまたま気になったんですが、今、カインズさんの中だとか、民間の資源の収集ボックス、先ほどの町長の答弁の中でも、31年度からエコステーションの設置を検討ということをやっていたんですが、これは31年度から具体的にどこに設置するのか、例えば回収はどういうふうにするのかということは考えておられますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

エコステーションの設置の具体的なというお話でございますが、今現在、民間業者とどのような品目で行うですとか、場所はどのようなふうにするということは本当に町と地元民間業者とでお話をしているところでございますので、この場では答弁としては差し控えさせていただこうかと思えます。よろしく願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

それでは、知多南部の広域環境センターが34年度から運用されるんですが、ほかの市町と同レベルのごみの分別をしてごみの質の統一化を図ると今さっき言われましたが、できなかった場合、どのような弊害が発生すると

考えられますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

議員おっしゃられた、本町と半田市、常滑市、武豊町及び南知多町で構成する知多南部広域環境センター、これが34年に供用開始となるに当たって、今我々が進めていることが実際にできなかったらどうなるのかということでございますが、本町が他の市町と同レベルの分別をするということは、結果としてごみ質の統一を図っていくということで、ごみ量の削減につながるということになるかと思います。つまり、逆にできなかった場合は、ごみの量が削減できないというお話になりますので、多くのごみを知多南部広域環境センターに搬入するということになります。

この広域環境センターでのごみの処理費用につきましては、全体でかかった費用を各市町がごみを搬入した量で費用分担をすると合意ができております。そういうふうに決まっております。つまり、ごみの排出量が多いと、ごみの処理費用を我々が必要以上に負担するということになっていきます。ということでございますので、必要以上にかかってしまうということでございます。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁で、確かに私も以前、家庭系のごみの焼却費用のことを一般質問でさせていただきましたけれども、その費用を考えると、今度、逆にそれ以上にかかる大変なことだなとは思っております。

それでは、10月からミックスペーパーの収集が始まりますが、特に東部地区の収集日は月・木曜日が今までどおりの可燃ごみ——緑色の袋ですね——金曜日がミックスペーパーの収集日になっております。可燃ごみの翌日になっておりますので、ミックスペーパーの収集日が、集積所に木曜日に出された、例えばグリーン色の袋、普通の可燃ごみと、金曜日にミックスペーパーの袋が混在した場合、ごみ収集にはどのように対応されるのですか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

混合して出された場合、どのように収集がされるのかということだと思います。こちらにつきましては、可燃ごみは緑色の袋でございますが、可燃ごみの日にまざっていた場合は、可燃ごみである緑色の袋だけ収集して、ミックスペーパー、今度はオレンジ色の袋になりますが、オレンジ色の袋は可燃ごみの収集の日には残していくという形になります。残された袋は次のミックスペーパーの収集の日には回収ということになります。具体的には東部地区であれば、ミックスペーパーの日は金曜日ですので金曜日に回収となります。

逆に、ミックスペーパー、東部地区でいえば金曜日のオレンジ色の袋の回収日に可燃ごみである緑色の袋も出されていた場合、オレンジ色のミックスペーパーの袋だけ収集がされて、可燃ごみである緑色の袋は残される。間違いでしたよということの周知のためにも残すという形になりますが、次の収集日である月曜日に収集されると。そういった形で当面やらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

私が一番心配しているのは、普通の今までどおりの可燃ごみというのは当然、生ゴミも入っております。木曜日に例えばそれを出されて、金曜日に逆にオレンジ色の袋しか持っていけないということは、木、金、土、日、4日間、生ゴミを含めたごみが集積所に置いておかれるということですね。

僕は以前も同じ、一般質問の中で、集積所の認識が余りにも違うんじゃないかと。以前の行政サイドの答弁では、集積所というのは一時的にごみを集める場所だと。文字どおり集積所です。あそこはごみ捨て場じゃないと。その認識がやっぱり余りにも低いと、今のように、例えば生ゴミを、冬場はあれですけども、夏場に4日間もずっと置きっ放しにされたら、それは近隣の住民は、正直言ってたまったもんじゃないと思います。その辺をや

っぱりよく考えて、それをきちっとルールを守ってもらえるような策を考えていただきたいと思います。

続きまして、先ほど町長の答弁の中で、ごみ袋の有料化は決定ではないと答弁いただきましたが、これ、ほかの地域ではどのような流れで、また1枚当たりの単価はどのぐらいで販売されているのかをちょっとお聞きしたいです。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、ごみ袋有料化の他の地域の状況とかを含めて調べさせてもらった結果をお知らせいたします。

ごみ袋の有料化につきましては、昨年度の時点で全国的には約6割、愛知県内では約35%の自治体で導入されているという状況でございます。知多管内では、常滑市が平成24年10月から、知多市が本年、平成29年4月から導入されております。東海市は、以前より一定量のごみ袋が無料配布、それを超えると1枚当たり100円での販売という形になっております。

知多管内の他の市町の動向でございますが、大府市、東浦町、阿久比町では平成31年4月から導入で、それぞれ各市町で検討されております。南知多町につきましては、本町と同様の計画になっております。あと、半田市、武豊町につきましても、具体的な計画自体はまだほかの市町よりもおくれた検討段階という形ではありますが、周辺市町が導入に向けてかなり真剣に検討している状況でございますので、半田市、武豊町につきましても、本当に真剣に考え始めて、検討を始めているということでございまして、知多管内、どの市町も本当に真剣に検討をしているという状況であると聞いております。

次に、有料化を導入した際の1枚当たり幾らかというお話でございますが、常滑市、知多市ともに金額は同額でございまして、45リットルが10枚当たり500円、30リットルが10枚当たり300円、20リットルが10枚当たり200円となっております。

状況は以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、やっぱり流れ的には有料化を進めていくという捉え方でよろしいですか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

全国的にもそういった流れでございまして、知多管内でも本当に真剣にということで、導入に向けてという流れはあるかと思います。

○9番（大岩 靖君）

わかりました。

私が一番心配しているのが、常滑市が既に導入しているということで、広域の環境センターができると、半田市、武豊町、美浜町、南知多町、多分、逆に美浜だけ、じゃ、袋は減量化できればそのまま今の金額でというふうになってくると、それもある意味、これは仮定ですが、隣の武豊町とか高い袋のところの人が逆に美浜町の袋をわざわざ購入して、それ入れて美浜に捨てに来るんじゃないかという心配もありますので、その辺よく考えて進めていただきたいと思います。

次の質問をさせていただきます。

ほかの地域と同レベルの分別をすると、今まで以上に人件費がかかると思われそうですが、それ以上に焼却費用が分担金として発生するのか、ちょっとお聞きます。

○環境保全課長（藪井幹久君）

人件費がかかって、焼却費用とのお話でございますが、34年のごみ処理の広域化までに分別を他の市町に合わせる事が、まずは2市3町の合意事項となっているという状況でございます。そういった状況なので、実は今

回、ミックスペーパーを初め、本当に34年までにといいますか、計画としては32年までに施策を行っていくということになっているわけですが、これはそういった目先のこともございますけれども、全国的にも循環型社会形成推進基本法の中では、循環資源につきましては有効利用することが定められているという中で、市町村として資源化の施策を計画し、実施していくということは本当に全国的な流れにも合っているというところもございまして、どんどん進めていくということでございます。

今回、来月から始まるミックスペーパーの分別など資源化するための施策につきましては、まず、住民の皆様から収集した時点で、一度、民間の工場でございますが、手選別で見直してから、機械により資源化していくという作業が必要という形になります。議員が言われている人件費というのはこのことを言われているのかなと考えますが、実際に手選別の費用というのはかかると。そういった工程はあるということでございまして、この経費をいかに安くするかというのも我々の検討課題ではあるところではございます。他の市町は工夫しておりますので、どんどん私どももいろいろ研究をしてやっていきたいと考えております。

この分別に係る人件費と焼却の経費を比較するとどうなるかということだと思います。この施策を進めている中で、国は、先ほど少し循環型社会形成推進基本法というのをとり出したのは、国もそういう循環型社会の形成に向けての施策としましては、いろいろ新しくする焼却場とかそういうところに対しても、そういう施策の中で交付金を出したりというようなこともございます。そういったことで、焼却費用も抑えられているということもございまして、焼却費用を抑えられているのは国のそういった交付金もあるというようなことも含めて安く済んでいるところで、それと比較すると、一応手選別も結構費用がかかってしまうという現状はございますが、ただそういったことは国の施策に乗っていかないという形になっていきますと、交付金も受けられないという状況もあります。そうすると、焼却費用も莫大なものになってしまうということで、我々は分別もしていかなければいけません。そういったことで、我々はその費用と、交付金を受けることによって安くなっている費用と比較しますと、本当に資源化してもなかなか費用もかかるという現状はございますが、人件費の件だけではなく、進めていく施策と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

しっかり分別をして、焼却費用を国からいただけるように頑張ってください。

ちょっと時間がなくなりますので、最後に10月から開始されるミックスペーパーの回収ですが、紙類だけを入れるため、現状の45リットル、30リットルの大きさだとかなりの重量になると思われます。私どもも夫婦2人、子供1人ですと、オレンジ色のミックスペーパーの袋、45リットルいっぱいというとな本当に何カ月もかかるんじゃないかなとも思われます。それを鑑みまして、可燃ごみと同様に15リットルの袋も必要だと思われるんですが、その辺の考えはどう思われますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

議員のお考えと私どもの考えは一致しておりまして、この10月に向けまして、今、緑色の袋、可燃ごみの袋につきましては15リットル、以前もございましたので復活という形になりますが、15リットルという袋を復活して販売ということで、今店頭に並び始めている状況かと思います。ですので、可燃ごみにつきましては10月から始まるということではございません。ですので、15リットルの袋を使っていいただいて、どんどん今からミックスペーパーに。今既に御家庭の中でも15リットルの袋とそれとオレンジ色の袋を御用意していただいてやり始めていただいても結構かと思います。そういった形で販売をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

ミックスペーパーの袋も15リットルの袋を用意するということですか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

失礼いたしました。説明が不足でございました。15リットルにつきましては、可燃ごみのみでございます。オレンジ色のほうはたくさん、腐るものではございませんので、1つの袋がいっぱいになってから出していただければいいという考えで、30リットルと45リットルと2種類、オレンジの袋を用意してあるということになりますのでよろしく願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

私が言いたいのは、ミックスペーパーのオレンジ色の袋、これ45リットルと30リットルですと、紙類だけではかなりの重量になると思うんですよ。逆にこれいっぱいにしちゃうと、多分持つのに破れて、袋が機能できなくなるんじゃないかと。できれば、45リットルじゃなくて、30リットルと15リットルにしたほうが逆に紙類だけ出そうとすると、そのほうがいいと思うんですが、その辺はどういうふうに思われますか。

○環境保全課長（藪井幹久君）

今、始めたのは45リットルと30リットルでございますが、また状況を見て、大岩議員のお話も検討の中に入れてさせていただこうかと思います。

○9番（大岩 靖君）

わかりました。ぜひとも検討していただきたいと思います。

ちょっと時間が少ないですので、質問の2番目の河和中学校の西側道路についてですが、先ほど町長の答弁の中で、町道河和中学校線についても道路改良工事を検討してまいりますという答弁をいただきましたが、具体的にどのようなことを考えているか。私としては、道路幅はそう簡単に改良できるものではないと思われれます。特に私の耳に入ってくるのは、あそこの道路幅の歩道の確保のところなんです、普通の路肩とは違って、本当に角張ったブロックのようなのがずっと置いてあって、よく耳にするのが、あそこで車のタイヤをこすってパンクされたということが何度もあるようですので、その辺も踏まえて、どのような具体的に考えを持ってみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建設部長（石川喜次君）

今、総合計画の中でこの道路の整備が位置づけをされております。ただ、道路のいろいろ種類がございます、実は現場は今、全幅が8メートルほどになります。車道側が4メートル、歩道が両サイドにございまして、それぞれ2メートルから2メートル50ぐらいになっておると思います。本来、今の新しい道路の基準で申しますと、今の幅員では歩道の確保、車道の確保というのはなかなか難しいという状況がございますので、その辺も踏まえて、今後、道路の形を検討してまいりたいと考えております。

○9番（大岩 靖君）

特にあそこの道路は通学路でもあります。中学生、小学生が朝夕、通学されると思いますので、できればですが、今見ていただければわかるんですが、白線もうほとんど消えている状態で、やっぱりこれ、特に道路幅を、運転者側からもそうですが、認識していただくためにも、例えばブロックのような歩道と車道を分けてみえる境界のところも、できればカラーか何かで塗っていただけたらと思っています。

というのが、たまたまなんです、この間、中学生の自転車の子がずっと上前田の交差点から自転車であちど中学校に通うところを見ておったんですが、確かに道幅がないんで、あそこを改良して広くして、近隣の住民の人たちが車の通行がかなり多くなって、逆に危ないということも出てくると思いますので、なかなか道路幅を簡単に広げるということは難しいと思いますが、やはり車道と歩道の境の目から見た、車道幅をわかりやすくするというのは、もし法的にそんなに問題でなければ、早急にカラーなり、ブロックというか路肩がはっきりわか

る程度には何とかしていただきたいと思いますので、通学路でもありますので、できる限り早急に対応していただきたいと思います。

○建設部長（石川喜次君）

現在、各地区の道路の区画線が不透明になってございます。町におきましても、今計画的に引き直しを実施しております。その中でこの路線につきましても検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございました。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩議員は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、8番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問をしてください。

〔8番 荒井勝彦君 登席〕

○8番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、改めましておはようございます。

チャレンジM I H A M A 2番手は荒井勝彦でございます。

先日、9月3日に行われました美浜町消防団操法大会を拝見いたしました。どのチームもこの1本にかけるといふ意気込みが伝わってきて、とても頼もしく感じました。今後も町民の生命と財産を守るという崇高な使命を果たしてくれている彼らを全力で応援いたしたいと思っております。本日も防災に関する質問をさせていただきましたと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて、今回は4項目の質問をさせていただきますのでお願いいたします。

最初に1つ目の質問でございますが、豪雨災害等に対する備えについてお伺いいたします。

近年、テレビの気象情報などで、過去に経験のない降雨量という表現をよく耳にするようになってまいりました。本年も九州北部や秋田県における豪雨災害は記憶に新しいところでございます。そこで、本町における豪雨対策についてお伺いしたいと思います。

1つ目ですけれども、住民に対する避難の呼びかけは、どの部署の誰が、どの時点で、どのように行うこととなっておりますでしょうか。

2つ目ですけれども、住民の早期避難を促す方策、これは考えておりますでしょうか。

3つ目の質問ですけれども、パネルをお願いします。

こちらは岐阜県多治見市における浸水事前防災行動計画、いわゆるタイムラインと呼ばれるものでございます。豪雨が予想される、例えば台風発生時などのレベル1の立ち上げから緊急対応のレベル5まで時系列で、いつ、誰がどのような行動を行うかがこのように示されております。本町ではこのような行動計画、いわゆるタイムラインというものは整っておりますでしょうか。

4つ目の質問でございますが、民生・児童委員の方が受け持ちの住民に避難情報の伝達を速やかに行う、こういった仕組みは整っておりますでしょうか。

5つ目ですけれども、町内河川の水位計、これは整備されておりますでしょうか。

大きな質問の2つ目に移らせていただきます。

防犯カメラの設置に対する補助制度の創設について伺いいたします。

本年6月30日に半田警察署より本町に対して、防犯カメラ設置に対する町としての補助金制度の創設の要望が行われました。半田警察署管内では既に阿久比町、武豊町、半田市で防犯カメラ設置に対する補助金制度があるそうです。犯罪抑止効果や行方不明者の捜索の手がかりとして、その効果は大なるものであると思います。この要望を受けて、本町はどのように対応してまいりますでしょうか。

3つ目の質問に移らせていただきます。

婚活事業のこれからについて伺いいたします。

本町の婚活事業もある程度の成果を上げていると、私はこのように思っております。本年度7月22、23日に行われました野間花火大会における婚活パーティーでもありがたいことに6組のカップルが誕生いたしました。私も婚活の出会いサポーターとして、このお手伝いをさせていただいておりますので、まことに喜ばしいことだと思っております。まことに喜ばしいことではございますけれども、今後の事業について伺いいたします。

町主催の婚活イベントで成立したカップルへのアフターフォロー、これ非常に大事だと思いますが、これをどのように行っていますでしょうか。

2つ目の質問ですけれども、実は毎回、いろんな婚活イベントを町の主催で行っておりますけれども、応募者が残念ながら予定人員に満たないケースが多いようでございますが、何が足りないと感じておりますでしょうか。

3つ目の質問です。生涯独身率が年々上昇している現状を踏まえて、生涯孤独な人生を送ることのないように、婚活イベントに参加できる年齢というのが毎回制限されますけれども、それに出場できない熟年者の出会いの場を提供することもこれは必要だと感じますが、いかがでしょうか。

4つ目の質問に移ります。

小・中学校における道徳の教科化について伺いいたします。

道徳の教科化が、小学校においては2018年度から、中学校においては2019年度から実施されるそうですが、教科化をされるということはそれによる評価を伴うことであろうと思っております。あるアンケートによれば、道徳の教科化に一般人の約70から80%の方が賛成をしているそうです。そこで、以下の2点について伺いいたします。

1つ目ですけれども、今、なぜ道徳を教科化しなければならなかったとお考えでしょうか。

2つ目の質問ですけれども、児童・生徒の評価はどのように行われるのでしょうか。個人の心の中を評価することはとても難しいことだと思いますが、いかがでしょう。教育委員会としての御見解をお伺いしたいと思います。実はけさのNHKのニュースの中でも道徳の教科化の問題が取り上げられて、本当に皆さん、関心の高いことだと思います。よろしく御回答をお願いいたします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私からは御質問の4点目以外をお答えし、御質問の4点目につきましては、教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、豪雨災害等に対する備えについての御質問の１点目、住民に対する避難の呼びかけは、どの部署の誰が、どの時点で、どのように行うこととなっているかと、御質問の２点目、住民の早期避難を促す方策は考えているかについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

本町にも災害が発生するおそれがあると認められるものを例示しますと、大雨、暴風、洪水、高潮及び津波に関する警報が発表されたときであり、その場合には美浜町災害対策実施要綱に基づき、美浜町災害対策本部を設置いたします。本部員会議の構成員は、私を初めとして、副町長、教育長、各部長、建設課長であり、その本部員会議において、現状の分析とそれに伴う対策活動等の基本方針を協議して、住民の避難などの指示を出すこととなっております。

よって、議員の御質問に沿ってお答えいたしますと、美浜町災害対策本部の長である私が、現状及び今後の予想等を総合的に勘案し、必要だと判断した時点で、同報無線、メール配信サービス、広報車等幅広い手段により呼びかけを行うということになります。なお、現状が穏やかな場合であっても、危険が予測される場合は早期避難の呼びかけをいたします。その場合にも幅広い手段により確実な情報伝達に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の３点目、豪雨災害における浸水防災行動計画、先ほどのタイムラインでございますが、できているかについてでございますが、タイムラインとは、米国において、ハリケーンの進行状況に応じて、どのような対応を実施するか等の防災行動をあらかじめ計画として策定したものであると理解しております。

また、お示しの多治見市浸水事前防災行動計画は、周辺の地形及び河川の状況等を踏まえて、台風等による風水害、特に河川の決壊、氾濫に備えて策定されたとお聞きしております。

タイムラインは河川の水位等を基準とする場合が多いため、周辺の土地よりも低い河川である掘り込み河川がほとんどの本町では策定を考えておりません。

なお、現状においても、美浜町災害対策実施要綱による災害対策本部の設置、非常配備体制の調整、情報収集、分析及びそれらに伴う対策活動の方針など、本町の現状に合わせた行動の基準は現在のところ、整っております。この点を踏まえますと、既にタイムラインと同意義のものは整備ができていると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、民生・児童委員の方が、受け持ちの住民に避難情報の伝達を行う仕組みは整っているかについてでございますが、まず民生・児童委員の職務には避難情報の伝達は含まれておりませんので、お尋ねのような仕組みはございません。民生・児童委員の方々も一住民として、可能な範囲で共助を行う位置づけであると考えております。つまり、民生・児童委員として受け持つ方々を含め、御近所の皆さんに避難の声かけをする等はあるかと思いますが、これはあくまでも一人の住民として、お互いに安全に過ごしていくための一方策だと考えております。万が一の災害発生時にも、自助、共助のできる地域が強いとの意見も多くお聞きしておりますので、今後もお互いさまが生きるまちづくりに努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、御質問の５点目、町内河川の水位計は整備されているかについてでございますが、愛知県では豪雨による河川氾濫などにより、相当な損害が生ずるおそれのある河川を水位周知河川として指定していますが、知多建設事務所管内では、この水位周知河川に指定されている阿久比川に水位計が設置されております。

この阿久比川は、堤防を築いて水の流れ、河道——川の道ですが——を確保している築堤河川——堤を盛り上げてつくり上げておるものがございますけれども——であるため、周囲の土地は河道よりも低く、増水による堤防決壊の被害が想定されるため、氾濫注意水位及び避難判断水位などが決められているところでございます。

しかし、美浜町内の河川は築堤河川ではなくて、河道が周囲の土地より低い掘り込み河川であり、水位周知河

川ではないため、水位計は設置されておりませんのでよろしくお願いいたします。

次に、防犯カメラの設置に対する補助制度の創設についての御質問でございますが、防犯カメラの有効性については私も認識しており、プライバシー保護に留意しつつ設置が進むのであれば好ましいと考えております。現在、補助制度を運用している近隣市町の現状をよく把握して、平成30年度当初予算に計上する考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

次に、婚活事業のこれからについての御質問の1点目、町主催の婚活イベントで成立したカップルへのアフターフォローをどのように行っていくかについてでございますが、本町では平成25年にみはま婚活推進室を設置し、人口減少に対する定住者促進による町の活性化を目的として、結婚したくても出会いがないという独身者を対象にイベント等を開催するなど出会いの場を創出し、結婚活動を支援する環境づくりに取り組んでおります。

また、今後の、よりよい婚活事業を進めるために、婚活イベントで成立したカップルに対して御意見を伺っております。

婚活イベントで成立したカップルへのアフターフォローについては、プライベートなものでもあり、アフターフォローを求めている人もいれば、求めていない方もおいでかと思えます。一律に行政が入り込むことは本人への負担になることも考えられることから、積極的なアフターフォローは現在のところ、行っておりません。

しかし、カップルからの相談があれば力になれる範囲で相談に乗っていききたいと思っております。

また、縁結びコーディネーターの方々におかれましても、御相談があればお力添えをいただきたいというふうに思っております。

次に、御質問の2点目、毎年婚活イベントを企画しても予定人数に満たないケースが多いようだが、何が足りないと感じているかについてでございますが、予定人数に満たないケースにつきましては、人口減少や少子化対策として、民間や他の自治体でも婚活支援に係るイベントがふえてきていることも、定員に満たない一因としてあるように感じております。

本町の取り組みは、行政のみでなく、商工会青年部、JA青年部、野間漁協青年部等で組織した美浜町まちおこし実行委員会によって企画、運営され、これまでも地場産業や観光イベントなどの美浜の地域資源を生かした四季折々のイベントを開催しております。開催する時期や内容により、定員に満たない場合もありますが、参加者からのアンケートをもとに実行委員会で反省点や課題を分析し、次のイベントの内容や運営に生かしております。今後も本町らしい温かいおもてなしや、成婚率を高める魅力ある婚活イベントに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、生涯独身率が年々上昇している現状を踏まえ、生涯孤独な人生を送ることのないように、熟年者の出会いをフォローすることも必要と考えるがいかがかについてでございますが、これまで定住促進や町内地場産業を支える後継者の婚活支援が中心ではございましたが、今後は多様な世代が生涯活躍できるよう、さまざまなニーズに応じて、生きがい対策も含め柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁につきましては以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

荒井議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校における道徳の教科化についての御質問の1点目、今なぜ道徳を教科化しなければならなくなったと考えるかについてでございますけれども、平成27年3月の学習指導要領の一部改正において道徳の教科化が示

されましたけれども、その背景には、昨今、学校現場で大きな課題となっているいじめ問題がございます。

平成23年11月に滋賀県大津市で起こりました中学2年生のいじめによる自殺は、議員の皆様も記憶に新しいところであると存じますがけれども、この痛ましい事件をきっかけに公表されました平成25年の教育再生実行会議の第一次提言は、要約いたしますと次のとおりでございます。

いじめ問題が深刻な事態にある今こそ、制度の解決だけではなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければならない。現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、都道府県や市町村及び教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にある。心と体の調和のとれた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行うということでございます。つまり、いじめ問題の解決に向け、道徳教育の重要性が改めて強調されたわけでございます。そして、この道徳教育が確実に推進されるためには、道徳の授業時間の確保と授業の質の向上を図ることが必要となり、これが教科化の理由であると考えております。

これまで道徳の授業は、人としての生き方を見詰め、考えることができる時間として大切であるという認識はあるものの、入試には直接のかかわりがなく、通知表への記入もないため、重要視されない傾向にありました。そうした実態を踏まえて、教科化することで年間35時間の授業時間を確保し、道徳の授業の定着及び充実を図ったものでございます。

加えて、学習指導要領には、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると道徳教育の目指す姿が示されております。この基本的資質を養うためには、従来の教える道徳から考える道徳、議論する道徳へと質的に転換を図る必要があると明示されており、今後、学校ではこの質的な部分である具体的な指導方法について研究を重ねていくことが重要になると考えております。

次に、御質問の2点目、児童・生徒の評価はどのように行われるのか、個人の児童・生徒の心の中を評価することは難しくないかについてでございますが、道徳科の評価方法は、学習指導要領において、数値などによる評価は行わないとされ、通知表などに評価する内容としては、学習状況と道徳性に係る成長の様子が示されております。児童・生徒の心の中を授業中の言動や記述文から把握いたしまして、児童・生徒の道徳的なよさを認めたり、道徳的な成長を見取ったりしながら記述式で評価することになります。

また、他の生徒との比較や、他の教科のような目標への到達度を設定することはいたしません。あくまでも個々の児童・生徒に注目し、以前よりどれだけ道徳的成長があったかを見取ることになりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、ちょっと順次、再質問させていただきます。

初めに河川に関してですけれども、掘り込み河川であるために水位計がないというふうにお答えをいただきました。

美浜町でも山王川、新江川、2級河川であると思っておりますけれども、その支流になったりする準用河川というのは、これは市町村の管轄であると伺っております。近年、ふだんでは本当に流れの少ない河川でも氾濫しているようにいろんなところで報道をされております。掘り込みだから大丈夫だよというわけでなくて、ほかの準用

河川の水位というのはどんなふうに警戒をいたしておるところでありましょうか、お答え願います。

○建設部長（石川喜次君）

町の管理する河川につきましては準用河川ということでございまして、数多くございます。先ほど申したとおり、一般的なお話で申しわけないんですけれども、掘り込み河川は堤体河川に比べまして災害が非常に少ないというデータは出ております。これは国から示されております。その中でも、県、国につきましては、堤体河川につきまして監視をしているという状況でございます。

町におきましても、町のほとんどの河川が掘り込みだと思えます。一部下流側では背後地よりも低い河川があるかと思いますが、ほとんどが掘り込み河川になっております。その中で県のほうにも問い合わせをいたしましたところ、例えば避難の勧告をする時期を河川の水位であらわすためには、過去のデータに基づいて実施しなければ、逆に住民の方の不安をあおるという形になっておるということもございますので、今の時点におきましては、過去のデータ等も町のほうにはございませんので、町の河川におきましては、水位を目視で見ただけでございまして、それに対する避難勧告等は具体的なものは決まっております。

以上でございます。

○８番（荒井勝彦君）

わかりました。

先ほど各種警報が出てから対策本部を立ち上げるということも伺いましたけれども、秋田气象台、和田幸一郎气象台長という方がおみえになるそうですけれども、県内25市町村の首長との間に緊急時ホットラインというものを結んでいるそうです。これ、美浜町側から事前に、もっと早い時点で被害が予想されるのをいち早く把握するために、こういう气象台長と、美浜町側からお願いするようなことはできませんでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

現名古屋地方气象台長の話ではございませんけれども、私の記憶ですと、たしか3年ほど前に、气象台のほうから、実はホットラインで町長と連絡することもあるかと思えますので、町長の携帯番号を教えてくださいというお話があったことがございます。ですが、あちらのほうの气象台長、かわられておりますので、その後、そういうお話があったことはございませんけれども、その場で御連絡したものは防災用の携帯番号なんですけれども、それについてはまだ、今、町長ではなくて防災の担当のほうで把握しておりますので、そちらのほうで緊急の連絡については、ワンクッション置くことになると思いますけれども、連絡することは可能でありますのでよろしく願いいたします。

○８番（荒井勝彦君）

わかりました。

自治体の職員のほとんどの皆さんが、豪雨災害の取り組みに対して実はふなれなことから、対応が後手に回って被害が拡大することもあるそうですけれども、よその市町では気象予報士を置いているところもあるそうです。この気象予報士の専門的な、我が町にも防災専門官がおみえになりますけれども、気象予報士のような専門性のある職員を配置して、いち早く危機管理に当たるのも一つの手かと思えますけれども、この点に関してはいかがでしょう。

○総務部長（本多孝行君）

専門の知識を持ってみえる方の助言という意味であれば、その辺は大事なことといたしますか、重要なことではあると思いますが、じゃ、1人その方を雇用といたしますか、そういうふうにするということはまたいつものお金の話になりますけれども、1人の方を雇用するということはそれなりのものがかかってまいります。現実的には

難しいと思っております。

また、防災専門官は災害対策の経験者であります、気象的なことについてはやはり知識はございませんけれども、じゃ、どうするんだということなんですが、今でも実は普通の方がインターネットでは見られないんですけれども、気象台のほうの担当課長だったかと思えますけれども、その方の気象予報士としての知識からして、今後こういうふうになっていく見込みですよということの情報は得られるようになっております。ですので、テレビ等で気象情報を見るよりも高度な情報というのは今、手に入る体制は整っておりますので、その辺を踏まえますと、じゃ、気象予報士を雇用するかというようなことは考えていないということになりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

わかりました。

新たに気象予報士の資格を有する方を雇い入れるというふうじゃなくて、例えば職員の中に有能な方も随分おみえになりますので、最近では趣味で気象予報士の資格を取られる方もおみえになるそうですので、ぜひともそういう啓発を行っていただきたいなと思います。

そして、防犯カメラに対しては平成30年度に予算に取り上げる予定だということを町長にお伺いいたしました。ありがとうございます。1基でも多く防犯カメラを設置して、やはり皆さんの安心・安全を守っていくのも使命だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、婚活に関して、再質問をさせていただきますけれども、自治体の行う婚活パーティーと民間事業者が行うそれとでは、残念ながらクオリティーの高さが随分違うと思いますけれども、費用対効果を考えるとそろそろ考え直す時期ではないかということで、ほかの市町ではちょっと一時考え直しましょうというところも出てきているようにお聞きいたしますけれども、美浜町はどのようにお考えでしょう。

○企画部長（沼田治義君）

荒井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

本町の婚活につきましては、行政といえましょうか、まちづくり実行委員会、ここが開催をさせていただいております。民間とそういった行政とのイベントの違いは、クオリティーの違いがあるかというものでございますが、荒井議員おっしゃるとおりでございます、民間は民間なりのイベントをやっておりますし、行政は行政がかかわる団体の主催のイベントについては行政らしい婚活イベントをやっておるというのが現状でございます、今、私どもがやっているイベントにつきましては、あくまでも美浜町の地場産業だとか、観光だとか、こういうのも含めて、もちろん少子高齢化、人口減少に対応するためにもやっておりますが、そういう行政として色を出したイベントをやっておりますので、御理解を願いたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

美浜町らしさを前面に出した婚活事業だということで、まことにそのとおりですけれども、やはりクオリティーが高い、参加したい、わくわくするような、そういうイベントに今後はしていっていただきたいと思います。

そして、婚活の質問の最後のほうにちょっと私、一言申し上げましたけれども、実は私の知り合いでも、男性の方ですけれども、残念ながら何歳から何歳ぐらいまでという年齢を超えていっちゃった方、残念だけれども、俺出られないんですわという声も伺っております。現在、これはわかりませんが、年の差婚というのも世間では別に珍しいことではなくなってきたように私は感じておりますけれども、ちょっとその辺のところの年齢枠というのも考えるつもりはございませんでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

熟年者の出会いのフォローというのは、私ども、大変難しいものだと考えております。熟年者にはそれぞれの生活、環境がございます。荒井議員が言われるように、結婚を求めている方もいると思いますし、そうでない方も見えると思いますので、町としましては婚活イベントというような形のものではなく、熟年者のさまざまなニーズに合った、例えばスポーツだとか文化だとかいろんな交流、生きがい対策も含めて取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

企画部長のおっしゃられる熟年者、多分かなりのお年寄りの財産を持った方々のようなことをお考えじゃないのかなというような御答弁ですけれども、私が今ちょっと問題にしているのは、これだけの枠の中からちょっと出ちゃったという、要は私ぐらいの年代でフリーの男性、そういう方も実は一生懸命、結婚したいけれども相手がおらんのですわ、町の主催するやつには私、年齢制限でアウトなんですと、そういう方を何とか救ってあげたいと思うんですが、いかがですか。

○ 企画部長（沼田治義君）

年齢層が私の描いていた年齢層とちょっとずれがあったみたいで、まことに申しわけありません。

過去に私どもも35歳以上という形でイベントを行ったこともございますので、少しその年齢層の部分については今後の対象年齢の見直しも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

済みません。ぜひとも本当に、彼らと一応申し上げておきますけれども、切実な問題で、私の携帯にも直接、荒井さん、誰かいい人おらんだろうかという電話もかかってまいりますので、どうかその辺のところも御配慮を願いたいと思います。

時間も少なくなってきましたので、最後の道徳教育に関してでございますけれども、これは非常に難しい問題だと思います。本当に実効性があるのかどうか、もしよろしかったら、教育長の美浜町に対する道徳教育、熱い思いを語っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 教育長（山本 敬君）

荒井議員の御質問にお答えします。

まずもって、学校教育の一丁目一番地、教育課程に深くかかわる御質問、ありがとうございます。

さて、議員の御質問、道徳教科化による実効性はどうかということでもありますけれども、端的に言えば、実効性はあると考えております。その理由としまして、道徳の授業の質的向上は確実であると思うからであります。

従来から道徳の授業は週1時間行われております。教員の中には道徳の名人と言われるようなすばらしい授業をする、そんな教員もおります。またその一方で、今使っております資料集を使いながら四苦八苦している、そんな教員がおるのも事実であります。こうした教員が教科化によって、検定を受けた教科書を使って授業を行うということで、一定レベルの質を維持した授業ができると、そんなふうに考えております。

もう少し詳しく申し上げますと、来年度から小学校で使われる教科書についてですが、教材の内容、道徳項目の配列、配分がよく吟味されておりまして、内容的にもビジュアル的にも子供たちの発達段階に応じてよくつくられている、そんな感想を私は持ちました。そうした教科書を使いながら、そして、経験の少ない教員には国語や算数と同じような詳しい指導書もあります。そういったものを使うことができる。加えて、先ほど少し出ました評価を意識した授業構成、評価を意識した授業をつくっていくんですけれども、そういった授業構成を通じて、子供たちの心の変化を的確につかんでいこうとする、そういう姿勢が教員たちには生まれるということでもあります。これらのことから、授業の質については確実に高まると考えております。そういう意味で、議員のおっしゃ

る実効性も大いにあると教育委員会としては考えております。

ただし、その一方で忘れてはならないことがあります。先ほど議員も触れておられましたが、一口に道徳といっても人の心はさまざまな面があるということであります。

文部科学省が定めます指導要領には、道徳の授業の中で内容項目、指導の観点について、小学校3・4年生では20の項目が上がっております。詳しく言いますと、例えば一番最初に善悪の判断という項目が出てまいります。そういう項目が20にわたっておるわけですが、家族愛とか、国際理解、自然愛護、さまざまなものが含まれて20の項目にわたっているというものがあります。

ここで、こんな子がいたとします。頑張り屋で努力を惜しまない。でも、人間関係をつくるのがちょっと苦手と。よくあるといえはいる子ですけれども、例えばそういう子を評価する場合、頑張り屋という部分は努力と強い意志という項目があります。その項目では、お、すぐれているね。また、友情・信頼という項目があります。人間関係をつくるのが下手、友達が少ない、ちょっとそこは弱いのかなというような評価になるわけですが、このように人間というのはやっぱり一面的に評価できない。先ほど部長のほうから説明しました、数値や記号などでははかり知れないというところが、今言った例でもおわかりいただけたと思います。

来年から小学校の道徳の教科化が始まって、道を歩いている小学生がみんないい子になる、そんなことはあり得ないです。目に見えるということはないかもしれません。ただ、子供たちの心の中の幾つもの部分は確実に成長していくと、教育委員会はそうように考えております。

いずれにしても、心を育てるということは簡単なことではありません。今言った週1時間の授業で人格が変わるのかということはありません。学校生活全体の中で、家庭生活の中で、地域の中で、子供の心は育っていくものだと思います。

議員の皆様には日ごろから地域の行事や登下校などで子供たちがお世話になっておりますけれども、どうかこれから本町の子供たちを見守っていただく、声をかけていただく、そんな触れ合いを通して子供たちの成長をお支えいただきたいと強く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

教育長の意気込みを伺って安心いたしましたけれども、先ほど私が申し上げましたあるアンケートの結果によれば、70%から80%の一般の方が道徳教育には賛成しておるという反面、同数ぐらいの教員の方が非常に不安を抱えているということ。これはまた教育長の御指導力で、どうか美浜町の道徳教育を実りのあるものにしていただきたいと思います。思っております。

私の質問は以上で閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

〔8番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩したいと思います。再開を11時ちょうどいたします。

〔午前10時40分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員は質問をしてください。

○ 7 番（横田貴次君）

皆さん、こんにちは。7 番 横田貴次でございます。

本 9 月の定例会をもちまして、議員にさせていただいてから 3 度目の決算認定の機会をいただいております。私ども議員は、計画された事業に対し正しく予算が執行されているかどうか、しっかりとチェックをし、審査に当たる、これが職務の第一であります。常に思うことは、実施されてきた事業、この評価検証を一体どのように行うべきなのかという観点から見ると、さまざまな面で自問自答を繰り返したこの 3 度目の決算認定のときを迎えております。改めて私たち議員に与えられたこの一般質問の場をもってその責務に応えていくのが議員の使命であろうという思いから、本日は本町が推進するまちづくりの最上位にある第 5 次美浜町総合計画で示す推計人口と現在の人口推移を比較し、浮き彫りとなってきた人口減少問題に関し、執行部がどのように考えているのかを諸事業の評価検証も踏まえて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき、質問をさせていただきます。

平成 26 年に発表された第 5 次美浜町総合計画の基本構想では、本町の推計人口を、平成 27 年 2 万 4,498 人、平成 32 年 2 万 3,630 人、平成 37 年 2 万 2,500 人と示しています。国勢調査の示す平成 27 年の本町の人口は 2 万 3,575 人です。また、本町がホームページ上で公開している平成 29 年 7 月 31 日現在の人口は 2 万 2,411 人であり、どちらも基本構想で示す推計人口を早い段階で下回っています。

平成 29 年 7 月 31 日現在の人口について、年代別の人口構成をパネル資料、グラフ 1 に示しました。上段のグラフになるのですが、このグラフを見ますと、90 歳を超えると人数が大きく減少している傾向がわかります。まことに申し上げにくい、御年輩世代の皆さんを前に申し上げにくい話ではございますが、30 年後、今の 60 代の皆様が 90 歳を迎えようとするとき、町人口は約 8,000 人の人口減少が予想されます。

一方、ふえるほうはどうかといいますと、下のグラフ 2 につきまして、ゼロから 10 歳までの各年度別の人口構成と、過去 10 年間の新生児の人数を示しました。ゼロから 10 歳までの人口は 1,700 人、その中で新生児の人数は過去 9 年間で 1,453 人であり、本年 4 月 1 日から 7 月 31 日現在までは 30 名となっております。10 歳までの人口は新生児の人口を上回り、人の流入があることが示されている状況ではありますが、今後 30 年間現状を維持し、約 5,000 人の人口の増加を見込んだとしても、差し引きで 3,000 人の人口が 30 年後には減少することが予想されます。したがって、今の 2 万 2,000 人ベースから 1 万 9,000 人の人口にまで減少することが予想されます。過去の国勢調査では、昭和 40 年 1 万 9,006 人、昭和 45 年 1 万 9,227 人と記録されており、まさに昭和 40 年代の時代に人口構成でいうと落ち込むのではないかと予想しています。

本日は、本町の人口減少の現状について、4 つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 つ目の質問です。基本構想は、本町が目指すべき将来像を明らかにするものであり、推計人口、土地の利用の方向性、施策の大綱などが示されています。この推計人口の重要性や位置づけをどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

2 つ目の質問です。推計人口を下回る要因として考えられるのは、これまで計画してきた諸事業を実施した結果、期待されていた効果が得られなかったとも考えられます。執行部としてどのように分析をし、関係する事業の見直しは検討されていますでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

3 つ目の質問です。推計 1 万 9,000 人を想定したとき、本町の税収にはどのような影響が生じるのか、また、行政職員の人員・組織の構成は、現在の体制からどのような変化が生じると予想しているかをお聞かせください。

最後の4つ目の質問です。人口減少に歯どめをかけるための政策決定や国家機構誘致、企業誘致に向けた取り組みなど、これまで行政として具体的に実施・計画してきたことがあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、4つの質問をさせていただきまして、壇上からの質問を閉じさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、引き続き、横田貴次議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私ども、横田貴次議員と同じく、就任させていただき3年を迎えております。そうした中で常にこの美浜町の皆様方の笑顔と、そして「明るく・健康で・笑顔のたえないまち」ということで、こういったいろんな事業、政策に基づきまして、これを一つ一つ本当に実のあるものに実行し、そしてまたこういったまちづくりが現実的なものとなるように、力いっぱい取り組ませていただいておりますので、またその辺皆様方につきましても御理解と御協力を賜りながら、また今回の御答弁の中でもいろんな政策の取り組みについて御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

まず初めに、町人口の減少についての御質問の1点目、基本構想は、本町が目指すべき将来像を明らかにするもので、推計人口、土地利用の方向性、施策の大綱などが示されているが、推計人口の重要性や位置づけをどのように考えているかと、御質問の2点目、推計人口を下回る要因として考えられるのは、計画を実施した結果、期待した効果が得られなかったためと考えられるが、執行部はどのように分析しているか。また、関係する各事業の見直しは検討しているかについては、関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

まず、推計人口につきましては、少子化等の人口動態について、将来の社会経済環境の見通しを仮定し、政策を位置づけていく指標となるものであり、非常に重要なものと考えております。

また、推計人口を下回っている要因については、総合計画に基づき各種施策を進めているものの、少子高齢化が急速に進んでいることのほか、町内企業の社宅の撤退、さらには日本福祉大学東海キャンパス新設に伴う経済学部及び国際福祉開発学部の移転などが大きな要因となっていると推測をしております。

そのような中、本町では交流人口の増加、雇用の場の創出、子育て環境の充実、住民間の絆づくりのこの4本の柱を第5次総合計画戦略プロジェクト及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標にしっかりと位置づけ、人口減少と地域経済縮小を克服する施策として取り組んでいるところでございます。具体的には、交流人口の増加としてはグリーン・ツーリズム事業、雇用の場の創出としてはツメタガイプロジェクト、子育て環境の充実としては子育て支援プロジェクト、住民間の絆づくりとしてはシティプロモーション・プロジェクト等でございますが、今後も外部有識者による数値目標の評価・点検を行い、着実に実践していきたいと考えております。

御質問の後段の、関係する各事業の見直しは検討しているかにつきましては、総合計画基本計画の各事業の進捗状況等を総合的に判断し、事業目標の達成に向けて中間見直しを実施するほか、3年を計画スパンとした実施計画の見直しを毎年行っております。本町は人口減少、地域経済縮小といった現実的には厳しい状況にありますが、この現状の中において町としてこの機会を一つのまちづくりの機会ともして捉えて、一人でも二人でも人口がふえるような、そういった魅力のあるまちづくりを住民の皆さんとともに目指していきたいと考えておりますので、また皆様方の御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

次に、御質問の３点目、推計人口１万９,０００人と想定すると、本町の税収にどのような影響が生じるか。また、行政職員の人員・組織構成は現在の体制からどのような変化が生じると予想するかについてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本町の人口は、２０４０年には約１万９,０００人に、２０６０年には約１万４,０００人に減少すると推測されております。これをもとに、２０４０年の個人町民税を推計いたしますと、２０１５年に比べ約２５％減少することが予測されております。

このように、人口及び税収の減少が見込まれている中、職員数及び組織は当然見直しをしていかなければならないと考えております。職員数につきましては、職員の定員適正化計画に基づき、平成２８年度から平成３２年度の５年で１０人の削減を目標として、既に見直しに着手しております。また、住民サービスの向上や業務の効率化を推進するため、事務及び事業の整理並びに再編とあわせて組織の見直しを現在進めております。推計人口１万９,０００人という想定において、具体的な数字はお示しすることはできませんが、町の職員数及び組織については、調査研究を行い対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、人口減少に歯どめをかけるための政策決定や国家機構誘致・企業誘致に向けた取り組みなど、行政として具体的に実施・計画してきたことはあるかについてでございますが、本町では、子育て支援から高齢者の生きがいづくりまでの事業を一貫して行うことができる空間づくり、観光やスポーツ大会を誘致し、また美浜町に活気をもたらす美浜町運動公園事業や誰もが生涯にわたり活躍できるまち美浜の創造を目指す美浜の里構想といった地方創生事業の推進など、人口減少に歯どめをかけるための政策を決定し、実施しているところでございます。

国家機構誘致につきましては、情報を張りめぐらせ、町に有効なものがあれば検討してまいりたいと思っております。また、企業誘致につきましては、平成１９年３月に企業立地促進条例を制定し、民有地ではありますが、都築紡績河和工場跡地における工場等の立地の促進及び雇用の拡大を図る取り組みを行いました。残念ながら工場誘致には至っておりません。しかしながら、地元区への説明など、町も可能な限り協力した結果、平成２１年３月には、当地域において大型商業施設が立地・営業を開始し、雇用の創出と税収確保にもつながりました。これは、土地所有者を初め、関係者の皆様の御努力により、企業誘致に至ったものと考えております。また、平成２８年度より合併処理浄化槽設置費補助金の補助対象を住居用限定から事業所及び店舗等へ拡大する優遇措置を講じることにより、地域産業の育成・拡大、町の活性化を図っているところであります。

今後も町の人脈等を生かした企業誘致・企業支援や第２町民グラウンドを初めとした町有地の有効活用の検討など、さまざまな企業誘致に向けた取り組みを実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

私からの壇上の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○７番（横田貴次君）

ありがとうございます。順次再質問をさせていただければと思っております。

１つ目の質問におきまして、推計人口の重要性や位置づけについてを伺いました。答弁として、政策を位置づけていく指標となるものである、大変重要なものであるとの答弁をいただきました。私自身もこの町人口の推移というのは、毎月月初めにホームページで発表されるのを一喜一憂しながら見ておる１人でございますが、自分の暮らすまちの人口推移というのは、暮らしやすさだとか美浜で暮らす幸せの度合い、そのようなものを示すバロメーター、いわゆる指標となるものであり、重要であろうなと感じております。思いが一つで安心したわけで

ございますが、1点質問をさせていただくならば、政策を位置づける指標ということは、各事業の評価云々だけではなくて、行政運営全般について総合的な検証をするときに常に立ち返り成果を確認する、そのような数字と受け取ってよろしいでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

横田議員おっしゃるとおりでございまして、第5次総合計画の中のまちづくりに対するさまざまな施策がございます。その基礎数値になるものがこの推定人口、これをもとにいろんな事業、これをもとに使って事業展開をしておりますので、言われるとおりの数字でございます。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

常に立ち返る本当に大切な数字と。私も製造業を営んでおりますが、美浜町のこの税収を我が社の売り上げとするならば、この町民人口というのはやはりお得意様、顧客の数に匹敵するのではあるかと思います。さまざまな景気状況によって売り上げには上下があるものの、私も30年この商売をやっておりますが、会社を受けて以来減ることもふえることもありませんが、安定した顧客にやはり恵まれて、苦しいときにはともにスクラムを組んでこの苦境を乗り越えていくのだというような関係を見ますと、行政、執行部側、職員の皆さんと町民はやはり生命共同体であり、さまざまな困難とともに立ち向かっていかなければならない、そのような顔、数の見える数字だと理解をさせていただきました。

2つ目の質問に移らせていただきます。1つ目と2つ目と御一緒に御答弁をいただいたのですが、2つ目の質問では、諸事業を実施した結果、効果が得られなかったのではないかと、大変失礼なことを伺ったわけですが、答弁としては予想を上回る人口減少の原因としては、少子高齢化の思いのほか早い加速があった、また突発的な要因としては、町内企業の社宅の移設、また大学学部の移転ということを想定していると答弁いただきました。これまでさまざまな事業を展開していく上で、4本の柱、交流人口の増加、雇用の創出の場、子育て環境、住民の絆づくりといったさまざまな事業も展開してきたという御答弁をいただきました。

お伺いしたいことは、町内企業の事業の縮小ですとか学部の移転というものは、想定外に起こったことだと考えたとしても、率直に伺いたいと思うのですが、我々が一番本当に気になっている少子高齢化に対応すべくさまざまな事業展開をしてきても、予想をはるかに上回り、深刻化していると私自身も受けとめています。このことについて執行部はどのような感触、評価を持っておられるのか。またこの陰には美浜町からの人口の流出、もう本当に美浜で生まれ育った人が町外へ越していくという現実もあるかと思いますけれども、そういった方々も何とか町内にとどまっていただくような視野でもさまざまな事業展開がなされてきたのだと思いますが、この加速する少子高齢化、また流出人口に関するこれまで事業を展開してきた執行部側の見解をお聞かせいただければと思います。

○企画部長（沼田治義君）

今、横田議員言われるとおりでございまして、この数字につきましては、私ども非常に厳しい数字と認識をしております。計画を策定したときよりも本町の人口減少が急速に進んでいるというのが大きな理由だと私も思っております。町としましては、危機感を持ってこの取り組みをしていきたいと思っております。

特に、今各事業につきまして、地方創生事業といって、国が人口減少と地域の活性化を進めるための事業ということで、国のほうも御支援をさせていただいております。そうした中で、やっぱり町の中に仕事をつくる、仕事をつくれれば雇用がそこに生まれますので、雇用が生まれるところには人が集まるという統計も出ておりますので、今、横田議員が言われました4つの私ども施策、これは5次総もそうですし、地方創生の総合戦略の位置づけも

4つを定めて進めておりますので、これをしっかり今後進めていきたいと思っています。地方創生につきましては、5カ年で終了するという事も聞いておりますが、本当に効果のある事業につきましては、町単になろうが、これについては長期間にわたって進めていきたいと。人口減少の取り組みにつきましては、2年から3年のスパンで効果が出てくるものではないと私は思います。やっぱり継続的に事業展開をすることが大事だろうと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

本当に1年事業を打って人がぼんとふえるなら、こんな苦労しないこともないと私も認識しております。

今後事業の見直しをされるということでございますが、よく私耳にするのが、交流人口の増加が定住者増につながるという論調でよく伺います。何気なく皆さん、ああ、そうなんだなと思っているのかもしれませんが、これは大きな間違いでございまして、やはり遊びに来る人は楽しみに遊びに来るだろうし、本当に住みたいと覚悟を決めて来る人は、やはり住みたいと思ってくる人であると感じております。

先ほど御答弁の中でありましたやはり雇用の創出が人口減少を食い止める一番のカンフル剤なんだということは、我々も認識しておりますし、町執行部の皆様の認識しておられるところだと思いますので、ぜひ事業の見直しのところには目的を絞って、この事業はもう交流人口をふやす事業なのだ、これは雇用をつくり出す事業なのだということで、そういった目的を持って事業を計画されて、検証もしっかりとそれにのっとって行うということで、やはり目的とそれを検証する要素というものは、しっかりと今後の事業の見直しの中に入れていっていただきたいなと思います。

そして、先ほどもお言葉に出られた、はっきり言って私は今じり貧状態だと感じております。お金を使わず節約をしても人が減っていくというような状況が、今の美浜町ではないかなという中で、これまで公共下水道の可否や、今現行進んでいる運動公園の実施等については、やはり投資するべきところにはしっかりと投資をして努力をしていかない限りには、お金を使わない、借金をふやさないといても、人は確実に減っていくというこの現実を早く行政職員の皆様と、我々町民もその危機感をやはり第一に持たないと、ていのいいことばかり言っておってももう30年先の未来がないというふうに私自身考えておりますので、その辺の言葉はこれからまちづくりに携わる者として、やはり歯に衣を着せずに、少々きつい言葉であろうが、現状を認識するためにきつい言葉でも発していかなければならないなと思っておりますので、さまざまな事業を推進する上で、また事業を検証する上で腹をくくってかからないと本当に大変だなという意識でおりますので、よろしくお願ひいたします。

この質問の再質問の最後になりますけれども、地方創生が終わっても、やるべき事業はやはり身を切ってもやっていくという、その思いは間違いございませんでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

おっしゃるとおりでございまして、地方創生事業が終わりましても、私ども地方創生事業の事業評価につきましては、第三者委員会をつくりまして、さまざまな皆様方から御意見を聞いて、KPIも含めてPDCAサイクル、これを回しておりますので、こちらのことをきちっとやりながら、本当に必要な事業につきましては、地方創生事業が終わった後でも、町単独事業となっても進めていきたい。この取り組みについては揺るぎないものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。安心しました。

それでは、3つ目の質問の再質問に移ります。

人口推計 1 万 9,000 人を予想したときの税収、また職員の人員、組織の体制にどのような影響が生じるかということ伺いました。国立社会保障・人口問題研究所が推測すると、2040 年、町の人口は 1 万 9,000 人で、それをもとに勘案すると 25% の個人町民税の減少が見込まれるということでした。また職員数においては、平成 28 年から 32 年までの間に 10 名の人員削減に着手、具体的な数字は示せないが、今後事業の精査再編、また組織の見直しに努めていくということでございます。

先ほど、私、壇上で示したグラフの数字というのは、やはり自分で求めた実数、目の前にある現実の数字をかき集めて予想をさせていただき、こんなことを心配しているということで今回質問に至ったわけでございますが、やっている本人の感触として、もっと急速に人口減少が深刻化するのではないかというような予想はやはり感じており、世の中では孤立社会の到来をも示唆するような風潮も出始めていると思います。

その中で再質問をさせていただきたいのは、今後、2 つ聞きたいんですけれども、まず職員の数、また組織の変更をする、組織を改革していく上で、やはり行政サービスの一部を地域住民の皆さんで頑張っただけで、少しでも行政コストを削減していかなければならないという局面というのは十分考えられるのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○企画部長（沼田治義君）

議員おっしゃるとおりでございます。行政改革の一環で職員数の削減並びに組織の見直し、当然時代に合ったような形でやっていかなければならないことだと思っています。同時に、今私ども地方創生事業を使いまして、生涯活躍のまちという計画も立てました。そうした中で、誰もが活躍できるまちをつくろうということで、今の町のほうで直営でいろんな事業、いろんなサービスをやっておる部分があるんですけれども、それをまちづくりを担う人材を育てて、できればそういう方々にやれることについては委ねていきたい。それも継続的な安定的な行政運営ではないだろうかということを思っておりますので、そこも並行して進めていきたいと、このように考えております。

○7 番（横田貴次君）

ありがとうございます。

平成 29 年 3 月に、生涯活躍のまち基本構想・基本計画、みはまトリプル A プランというものが発表されました。この内容を私大きく見ていたんですけれども、今までのやりとりもそうなのですが、ついに美浜町は人口減少を前提としたまちづくりに大きくかじを切ったのかなと、このような印象を受けたのですが、微増、現状維持という努力もしながら、将来的な展望は厳しく、今からは確実に人口が減っていくのだという中で町の体制をどう変えていくかというのが、見ればすごく楽しそうなプランではありますが、このような印象を受けたのですが、執行部としてはいかがでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

今の御質問でございますが、非常に私どもも答えにくい御質問でございますけれども、あくまでも生涯活躍のまち、これは人口減少の抑制と地域経済の活性化、これを求めてつくったものでございますので、横田議員言われるように、大きな目標といいましょうか、人口減少に立ち向かうということで、私どもは美浜町の中の今住んでいられる町民の方々が仕事をつくって、雇用をつくって町外に転出しないように、転出をするのもっとも減少が進みますので、転出をしないように仕事をつくって雇用の場をつくろうということを進めていくのがその計画でございますので、私どもとしては、一人でも二人でも人口がふえるように取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7 番（横田貴次君）

ありがとうございました。少々強く言い過ぎたなと反省をしております。

ちょうど今から職員の組織の構成を見直すタイミングと、町民に際していろいろな皆さんの提案の中で、この美浜町の中で活動していきましようという裏には、裏にはというか、一部やはり行政コストも皆さんにちょっと担っていただけることによって、もうちょっと皆さんも暮らしやすくなる、いろんなところに手の回る町になるのかな、なるんだよというような思いが非常にあるのかなと感じたのは、多分私が議員という立場だからだというふうに思いますが、何が申し上げたいかというと、今後、今から組織の見直しをしていくさまざまな町民の皆さんに担いをお願いしていかねばならないというときには、やはりスピードで考えると、行政が明確な改革の夢というかプランを明確にまずして、この部分は町民の皆さんが担ってほしいんだよと、こうすることによって行政のコストが軽減されて、こういうところにお金が使えらんだというようなまでの戦略が立てば、やはり美浜町民もそこで気持ちよく行政に協力もできるであろうし、この今後の人口減少を考えると、そういった取り組みも必要ではないのかなと思った次第でございますので、思うよりか早くこの組織の改革については、人員の減少も5年で10人でいいのかという議論も進めていただいて、どのように組織のスリム化を図っていくかというものの形にしていきたいなと思います。

もう一つこの質問で聞きたいことがあります。国立社会保障・人口問題研究所の人たちが、2040年に1万9,000人、私もここ議員として立たせていただくきっかけとなったんですけれども、過去、日本創成会議という団体がありまして、大変失礼なことに、本町、消滅自治体の中の一つと定めたという発表を受けて、そのことがよく町民の中で聞きました。消滅自治体というのは、二十から39歳までの若年層の女性の減少割合をもとに出したということでございますが、2040年1万9,000人に減る、日本創成会議では消滅すると言っているわけですね、2つの公共団体。この消滅するということは、私たちが美浜町に住めなくなるのかなとおっしゃるお年寄りもいますが、消滅するということはどのように町民として受けとめればよろしいでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

議員言われるのが、平成26年に元総務大臣の増田さんが率いた日本創成会議、こちらのほうで2010年から2040年までの間に20歳から39歳の女性の人口が5割以下になる自治体については、消滅可能、消滅する可能性がある自治体ですよということを発表がありました。そうした中で、今、全国では自治体の数というのは1,800自治体ぐらいあります。今の創成会議が発表した団体の数が896市町村ということで、その中に美浜町も入っているという状況でございまして、消滅するおそれがあるということで、消滅しちゃって美浜町がなくなっちゃって住むところもなくなると、そういうことではないと思います。いずれにしましても、国のほうもそういう形にならないように国・県指導がありますので、そんな形にはなっていないと思いますが、いずれにしても深刻な状態であるということで、きちっとやっぱり人口減少に取り組む施策を長期のスパンでしっかりやっついていかないと思っております。

以上です。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

美浜町が51.何%だったかというふうで私も記憶しておりますけれども、消滅可能性自治体というのは、財政破綻しそうな自治体だよというようなことを申し述べているのだらうなと思います。

2007年に353億円の財政赤字を抱えて、北海道夕張市が財政破綻しました。このとき、私、日本青年会議所の副会頭、それから顧問という立場をいただいておりまして、何度となく夕張に足を運びました。そこで感じたことなんですけれども、現実に財政破綻すると、町民の皆さんはどうなっちゃうのというところなんですけれども、

当時いろいろな資料をいただいて、きょう調べてきて、よくきょう同僚議員が質問でもありましたが、例えばごみの収集料金、本町ですと今1枚10円、13円のごみ袋が50円になっちゃうのという議論をしておりますけれども、夕張の場合は、いきなりごみの収集料金が1リットル2円、本町の45リットルから換算すると1枚90円、10枚入りで1,000円近いお金を出してごみ袋も買って処理をせねばならない。そしてあと軽自動車税、ある程度自治体の裁量で決められるということなんです、平均の1.5倍。私どもでいう町県民税が法律上上限のいっぱいいっぱいというようなことが発生しています。市民は当時、何で私たちは借金を返すためにここに暮らし続けなければいけないのかというようなことをよく青年会議所のメンバーを通じて耳にしました。一方で、行政側がどのように変わったかと申しますと、当時260人いた夕張の職員の数が100名に減りました。我々の立場の議員がたしか18名だったのが半分の9名で、一律40%給料カットというようなことを行政執行部側の者として強いられました。それでもやはり皆さんは、残った者は歯を食いしばってその地域を守っていこうというようなことがありました。

先ほど行政も町民も危機感を持ってやはりこの人口減少問題に当たらねばならないといったことは、私は夕張で一番感じたことというのは、ニュースで発表があるまで誰も知らなかったんですよね。危機感がなく、行政も市民、美浜という町民も正しく間違えちゃったと。大丈夫なんだというもとでやっていたらああいう形になったと。本町苦しい、苦しいと言いながらも、さまざまな投資を行いながらも、これからその人口減少の波にのまれないように頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問です。さまざまな企業誘致、また政策、国家機構の誘致について伺いました。私も仕事をしておりますと、現に名古屋から知多半島の先っぽまでの距離と時間、物流コストの関係を見ると、非常に不利だなというのは感じております。先ほども申しましたような工場の誘致等が大変苦戦しているということでございますが、やはり浄化槽を整えて、工業用地も整えて、さあ誰が来るかなと心待ちにしている、なかなか来ていただけないというのがやはり現状だと思います。特に企業になんかは、愛知県は製造業の本当日本有数の地域ですので、余り苦勞していないということで、これ議長にあれなんですけれども、千葉県なんかはこのようなパンフレット、アンケートを全国の事業主に送って、どうやったらみんなが来てくれるのかというような質問を投げかけたり、やはり行政としての努力もしていると思います。

さまざまな投資をして、今から美浜町も運動公園を整備していくわけでございますが、工場だとかそういったものにとらわれるのではなく、やはり日本福祉大も美浜町にはある、そして福祉大が建てたスポーツラボでしょうか、水泳からバスケットから何からということで、それに付随して本町が陸上競技場を備えた運動公園を今実施しようとしているわけでございますから、最近この東京のパラリンピックを見ていまして、障害者の補助具、例えば車椅子であったり、義手、義足であったりというのが物すごく進化をしているわけですね。見方を変えると、そういった研究機関の誘致ですとか、日本福祉大と本町がタッグを組んで全国のそういった補助具のメーカーを誘致して、試作と目の前にある競技場でどうかもうデータをとって、日々よりよいものの製造に努力してもらえませんかというような切り口も考えられるであろうと思いますので、視点を変えてタッグを組むべきところとしっかりタッグを組んで、やはり別の切り口での企業誘致というものも考えていってほしいなと思いますが、そのようなお考え云々はあるのでしょうか。

○企画部長（沼田治義君）

企業誘致につきましては、美浜町の本当に将来に向けての大きな課題だと思っております。企業の誘致はもちろんですけれども、国や県の関係する施設、それから今横田議員が言われたようないろんな研究施設、これも全て私ども視野に入れて誘致を図っていききたいと考えております。特に、美浜町におきましては、福祉の専門大学

であります日本福祉大学がございます。こちらのほうとは私どもまちづくり包括協定も結んでおりますので、今良好な関係を持ってまちづくりを進めております。こうした中で、今のいろいろな関係する研究施設だとか福祉を勉強する施設だとか、いろいろなものについて日本福祉大学とも情報共有しながら研究、勉強をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

最後に、国家機構誘致のところでございます。全国の自治体を私もくまなく歩いて見ていますと、やはり財政が厳しいところというのは原発を誘致したり、時には自衛隊の基地を誘致したり、一番いいなということではありませんが、一番理にかなっているなと思ったのは、刑務所の誘致をしている自治体にお邪魔をいたしました。結構細かい数字の資料も出していただいて、私が訪れたところ、どこと言うとちょっとあれなので申し上げますが、1,000人規模の例えば刑務所を誘致したときに、それに付随する刑務官という方々が、これ国家公務員なんですけれども、大体250人から300人ぐらいそこに付随してついでくると。それだけでも千二百何人ですよね。この刑務官という仕事は転勤がないらしいんですね。富山のどこどこへ行けだとかいうことじゃなくて、やはりほぼ9割その地で定住をするということで、世帯数でいうと250から300世帯はふえているんだよというようなところで考えると、そのまちでは2,500人ぐらいの人口増。今まで企業も来なかったのが、失礼な言い方をすると、安い人件費に皆さんが興味を示して、いろいろな企業の拠点がそのまちに集まったと。これはウルトラCだねというようなことを聞いたのが10年も前ですので、今随分変わっておりますが、やはり目の前で町民とともに努力をしていくことは大切でしょうけれども、本当に執行部の皆さんが知恵を出し合って、そういったものに常にアンテナを張りめぐらせて、やはり一挙に人もふえる、企業も誘致ができるというトリプルAに、嫌味で言っているわけじゃないんですけれども、ウルトラCは必ずやっぱり転がっているのだなというように思いますので、どうか町長、副町長の高いアンテナに触れていただいて、そういった国家機構の誘致もやはり常に模索してチャンスをうかがうような取り組みをしていただきたいと思うわけでございますけれども、風邪でちょっと体調の悪い町長には申しわけないのですが、そのように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。

確かに私どもも国家機構の関係のほうにつきましても、何かいいものがあれば誘致をしていきたいと努力させていただいておりますし、また民間のほうでもいろんな形で私どものほうに支援していただけるようなところがあれば、そういった関係でお話のほうを進めさせていただきたいと思っております。

また、先日も民間の関係につきましては、私どものほうの知り合いの方で、ロッテ財団のほうで留学生の支援、そしてまたこの大学のほうの各それぞれの研究機関の支援を今行っておるそうで、またそういった関係も私ども日本福祉大学があるというようなことで、またそちらの研究機関にも、それとまた大学があることによって各外国の留学生の皆様方のそういった支援の中で、こちらの美浜町の福祉大学、そういったところもあわせて一つの目標として出していただけないかというようなお話もしながら、そういった関係も進めさせていただいておりますので、あらゆるそういったいろんな人脈、またはそういった関係で利用させていただきながら進めていきたいなと思っております。

それと、先ほどのちょっとお話のあれですが、本当に横田議員のほうがおっしゃられるとおりで、今のこういった情勢の中でどうしても町として現実には現実として認めて、それをいかにいい方向へ展開していくかということも考えながら、この町政のかじ取りをしてまいりたいと考えておりますので、そうした中で、美浜町が先ほど

の消滅自治体にならないように、そういったまた若い方々が本当に美浜町に住んでいただければ、また町の活性を今からまた取り返していくんだという意気込みの中で、行政のほうも全ての町政に対しまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、またそういった投資をするときには投資をする、そしてまた詰めるときには一生懸命詰めて貯金をしていくというような、そういった一つの町の方向性を目指しながら頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく皆様方の御支援をお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開を午後1時とします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 丸田博雅議員の質問を許可します。丸田博雅議員、質問してください。

〔13番 丸田博雅君 登席〕

○13番（丸田博雅君）

こんにちは。午前中の3人には負けないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いいたします。

まず、知多半島道路、有料道路ですが、昨年10月1日より運営が民営化となり、今後、本町にとって、我々にとってどのような影響になるのか注視していく必要があります。

また、国道247号線の朝夕や土日の観光客などの車の渋滞は、通勤通学、物流等に加え、地域の人々の生活にも支障となっています。特に、病人、けが人の救急搬送、火災、災害等の救急車両通行のためにも新たな道路が絶対に必要であります。

そこで、1番目の質問ですが、1、知多東部線の早期着工と知多西部線の進捗状況、今後の事業予定はどうなっていますか。

次に、近年、特にことは異常な気象状態で、大雨による川の氾濫や土砂崩れ、そして熊本地方の地震などにより、多くの人の命や財産が奪われ、大きな被害となりました。地震については、私どもの記憶に鮮明に残っています平成7年1月17日午前5時46分に発生しました阪神・淡路大震災、マグニチュード7.3は死者約6,500人、負傷者約4万5,000人、住宅被害は全半壊合わせて24万9,000棟、被害総額は何と約10兆円に上りました。戦後2番目の震災でありましたが、しかし、それをも上回ったのは、記憶に新しい6年前、平成23年3月11日14時46分に発生した東日本大震災です。モーメントマグニチュードは9.0で、死者、行方不明者は1万8,506人、建物の全半壊合わせて約40万戸。私ども議会も本年4月26日、27日に、宮城県の前記の被災の大きかった2町の現状と、環境等の施設や復旧状況を視察してまいりました。復旧事業は進んでいるものの、まだ道半ば。特に、家族をなくされた心の傷は一生消えるものではなく、私自身、この地方には震災後3回目の視察でしたが、これを教訓に、あすは我が身と考え、いつ来るかわからない、いつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震に備え、次の質問をし

たいと思います。

1 番目、各地域における防災訓練の状況はどのようになっていますか。

2 番目、災害発生時及び発生後における病院、消防署、消防団などの防災、災害関係対策機関との連絡・連携体制及び地元企業・店舗との協力に係る提携はどのような状況でありますか。

3 番目、高齢者や障害者といった災害弱者世帯への対応はどのように考えていますか。

4 番目、民家近くのため池で、崩壊による危険のある池はありませんか。

5 番目、町防災会議の意義及び検討内容はどのようなもので、それを本町はどのように生かしておりますか。

以上で壇上からの質問を終わります。わかりやすい答弁をお願いします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、午前中に引き続き、丸田博雅議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、知多東部線の早期着工と知多西部線の進捗状況及び今後の事業予定はどのようになっているかの御質問についてでございますが、都市計画道路知多東部線、知多西部線の整備促進については、従来からも機会あるごとに陳情を行っております。本年度においても議長、副議長、県議会議員にも同席をお願いし、6月21日に知多建設事務所長、7月18日に愛知県建設部長に要望書を提出して、早期事業化並びに早期開通をお願いしているところでございます。

現在、知多東部線につきましては、河和台の南、県道半田南知多線、通称「内海県道」の信号交差点から国道247号線古布信号交差点の区間、いわゆる河和バイパスについて、愛知県において事業化に向け、古布信号交差点の協議を警察と行われております。都市計画道路と既設道路との交差点のため課題が多いと説明がありましたが、一日も早い事業化を要望いたしました。

次に、知多西部線についてでございますが、平成16年常滑市小鈴谷から美浜町上野間地区の県道小鈴谷河和線、通称「上野間県道」までの3キロメートルの区間、いわゆる常滑美浜バイパスが事業化されております。常滑市内の既存の国道拡幅部分1キロメートルが平成26年12月に供用開始されており、それより南の2キロメートルについて整備を行っております。

現在、上野間地区の県道上野間布土線、通称「布土県道」との立体交差ボックスを建設中であり、工事は年内に完成し、今年度中に県道の復旧工事を発注する予定であると伺っております。また、同時進行で、常滑市内の名鉄知多新線との立体交差工事に必要な仮設線路用地の用地交渉を行っており、契約完了後、工事に着手すると説明がありましたが、常滑美浜バイパスについても早期開通を要望いたしております。

都市計画道路知多東部線及び知多西部線の整備促進につきましては、今後も積極的に要望活動等を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、南海トラフ巨大地震等の災害に対する防災訓練等及び常日ごろの住民の防災意識向上への町としての取り組みについての御質問の1点目、各地域における防災訓練の状況はどのようになっているかについてでございますが、議員も御存じのとおり、町内にはほぼ行政区ごとに自主防災組織があり、災害発生時に共助の中心として活動できるよう訓練等を実施しております。

各所、それぞれの特色がございますが、例えば美浜緑苑区では、早くから行政区組織に連動しない独立した組織にて大変積極的に自主防災活動を行っておりますし、布土学区自主防災会は、平成26年度の内閣府地区防災計

画モデル地区に選ばれ、区役員、布土小学校児童及び日本福祉大学大学生等が、区内を歩いて危険箇所を確認し、その結果を反映させた地区防災計画を策定しております。

また、美浜町、美浜町社会福祉協議会及び日本福祉大学共催の美浜町減災カレッジには、各自主防災会からの参加者が多数ありますので、そこで得た知識が地区の防災訓練等に生かされているものと考えております。

なお、町内各地区の自主防災会では、地域の特性などに応じた訓練が定期的に行われていますが、本年度実施された訓練の一例を申し上げますと、若松区では、7月16日に若松公会堂にて、防災専門官による防災を踏まえた安心・安全なまちづくりと題した講演と、消防団員との消火栓点検等を行いました。河和区では、9月10日に河和小学校グラウンド及び体育館で、消防団による火災訓練、消防署による消火器訓練、倒壊家屋救出訓練及び応急手当訓練を実施するとともに、保健師による避難時の心得についての訓練や、日赤奉仕団による非常食訓練、防災安全課による安心・安全メール登録や家具転倒防止の推進などを行う予定であります。

また、町の防災訓練としての位置づけである奥田学区との合同防災訓練は、来る10月15日に奥田小学校のグラウンド及び体育館において午前9時より開催をいたします。美浜町商工会とあいち防災リーダー会による家具転倒防止啓発、愛知建築士会半田支部による応急危険度判定訓練、美浜町社会福祉協議会による災害ボランティアセンター開設訓練が予定されているとともに、奥田学区、日本福祉大学及び家主組合合同による安否確認訓練、シェイクアウト訓練及び津波避難訓練も実施されます。また、半田警察署、陸上自衛隊及び知多南部消防組合による災害対策車両等の展示なども行う予定であります。

なお、このほかの地域においても、例年どおり10月前後に防災訓練が実施される予定ですので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、災害発生時及び発生後における病院、消防署、消防団などの防災関係機関との連絡・連携体制及び地元企業・店舗との協力に係る提携はどのような状況かについてでございますが、まず、愛知県指定地域災害拠点病院である厚生病院においては、災害発生時の傷病者の迅速かつ的確な把握及び病院収容のため、美浜町災害対策本部へ連絡調整員の派遣を要請し、傷病者の受け入れを円滑にする体制を構築しております。

知多南部消防組合消防署とは、愛知県高度情報通信ネットワークにてつながっており、本町はもちろん、県内の災害状況について情報共有ができる体制となっております。

また、消防団においては、町内のほぼ全域で通信可能な無線機を分団長以上の幹部と各班に配付しており、各種訓練等の機会において実戦的に無線連絡を行っております。

次に、地元企業、店舗等との連携ですが、主な内容は、物資の輸送、井戸水の提供、食料品、日常生活品及び燃料等の調達と供給、ボランティアセンターの運営協力、施設利用に関する協力、医療活動に関する協力など多岐にわたっております。

今後も、災害対策に役立つ新たな協定の締結を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、高齢者や障害者といった災害弱者世帯への対応はどのように考えているかについてでございますが、災害弱者の方々を支援するために重要なことの一つは、行政だけでなく地域住民の方々、つまり災害が発生した時に共助として助け合える立場の方も、平常時から、どこに、どのような状態の方がいるのかを把握することではないかと考えております。

しかし一方で、行政が保有するこれらの情報は、プライバシー保護の観点から安易に提供できるものではありません。もちろん大規模な災害が発生した段階では、個人情報の保護よりも人命尊重の観点から行政が保有する情報の提供は可能となりますが、平常時においては法的に大きく制限されるものであります。

この点を踏まえ、本町では美浜町災害時要支援者登録制度実施要綱を定めております。個人のプライバシーであっても本人が同意することにより、居住地の自主防災組織に対して本人の状態等に関する情報が災害発生前から提供できるため、災害の発生時はもちろん、平常時の声かけ及び見守りなどにも活用できるようにするものがあります。制度の普及を図るため、広報みはまへの記事掲載を初め、区長会、民生委員協議会等の場においても、趣旨の説明と、関係する要支援者への周知についての依頼を行うなどしております。

地域の力なしでは災害発生時における人命救助は進みません。ふだんからの近所づき合いはもちろん、行政の把握する情報提供も重要となってまいります。そのためにも、災害弱者の皆様が、制度の趣旨を理解した上で登録者数がふえるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の4点目、民家近くのため池で、崩壊による危険のある池はないかについてでございますが、東日本大震災では、東北地方を中心にため池に被害が発生をいたしました。このため、早急に施設の現状を確認するため、平成25年から愛知県により、町内の防災重点ため池34カ所について耐震性の点検調査及びハザードマップの作成を行っております。平成28年度までに26カ所のため池の点検が終了し、今年度末までに防災重点ため池全ての点検が終了する予定でございます。

これまでの点検により耐震性不足と診断されたため池は16カ所、うち人家など下流に影響のあるため池は14カ所でございます。そのうち耐震対策を行ったため池が1カ所、現在対策中のため池が1カ所ですが、今後とも順次耐震対策を実施するとともに、あわせて被害軽減対策も考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の5点目、町防災会議の意義及び検討内容はどのようなもので、それをどのように生かしているかについてでございますが、防災会議は、災害対策基本法の規定に基づき市町村の地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市町村長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議するため、市町村に設置するものであります。

具体的に本町の防災会議の事務を申しますと、1つ目は、美浜町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。2つ目は、美浜町水防計画、その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。3つ目は、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。4つ目は、防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること。5つ目は、その他、法令によりその権限に属する事務であります。

なお、美浜町地域防災計画は、住民生活の各分野にわたり重要な影響を及ぼすものである風水害・原子力等の災害に対処するため、町、県、指定行政機関及び自衛隊等の防災関係機関が相互に協力して、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。

昨年度における検討内容は、災害対策基本法の修正に伴い、原子力災害対策計画を拡充する修正、愛知県の取り組みに係る修正、法令の改正等に伴う修正、孤立集落の見直しに伴う修正などであります。

防災会議での修正に伴い、ハザードマップの見直し、修正などを行うとともに、美浜町自主防災組織連絡協議会での協議事項として提案し、防災計画の趣旨を地域の皆様に周知し、万が一の災害に対応できるまちづくりに役立てるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○13番（丸田博雅君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、先ほどの町長さんからの答弁の中にありました知多東部線、西部線につきまして、西部線につきましては、皆様御承知のように順次行われておると。ただし、東部線がまだ全くというところがあります。

先般、武豊の町長さんとお会いする機会がありまして、立ち話ではあったんですが、富貴から先がいつつながるのという、ちょっと皮肉めいた御意見をいただきまして、一生懸命、町のほうも我々も努力していますということでお答えはしたんですが、壇上でも申し上げましたように、特に朝夕、それから土日の観光客で非常にこの247号線が混雑します。今カーナビがある関係で、農道まで他府県の車が混雑を避けて通るんです。実は私の近くの農道も、先日といいますかこの夏に、前を走っておったのが福井ナンバーだったんです。農道です。非常に狭い。内海県道へ上がる農道なんですが、あそこは過去に何台か、溝にはまった経緯もあります。そういうところもどんどん入り込んでくる。この知多東部線、西部線が早期に開通すれば、そういうことも、いわゆる危なくない、お客さん方が通行できるのかなという思いもありますし、それから、地元ではトラックを持った大きな企業もごぞいます。本当に渋滞いたします。そういったところで、ぜひ早期にこの東部線、西部線、東部線は富貴まで来ています。何とか早いところ。

私、一つちょっと不安に思うのですが、最近、太陽光のソーラーが物すごくでき上がっておるんです。果たして今後、そういった道路を展開していく中で支障にならないのかなという思いがあるんですが、建設部長、そこら辺は心配ないですか。

○建設部長（石川喜次君）

丸田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど武豊町長さんのほうから、今、開通している終点の富貴から美浜地区まで早期に開通することがというお話がございました。私たちも早期に整備されることができれば、当然、町にとって一番メリットがあるというふうに考えておりまして、先ほど町長が答弁で申したとおり、機会があるごとに国・県に対しまして要望を行っております。

しかし、一方、実は愛知県が出されている道路を初めといたします公共施設の整備方針がごぞいます。それはどういうものかと申しますと、今般の厳しい財政の状況の中におきましては、事業のさらなる選択と集中を行って事業効果を出すような、要するに予算の運営を図るということの方針が出ております。そういうことを私たちも考えますと、先ほど申した富貴から北方までの、柿谷までですね、約五、六キロごぞいます。延長も長くごぞいます。また、実は知多新線の立体交差も一部入ってきますので、多額の費用がかかります。そういうことを考えますと、非常に早期に開通することは厳しい状況であると、私たちは推測しております。

そういう中で、じゃ、どうするんだというお話がごぞいまして、先ほど丸田議員のほうからもお話がごぞいしたとおり、東部線につきましては、内海県道から古布地区まで1.4キロごぞいます。ここの整備を早期にやっただけで、それができれば、知多厚生病院から北方2丁目、あれが800メートルごぞいます。それを整備できれば、今、丸田議員のお話のとおり、河和の町の渋滞が緩和できるということを思っておりますので、全体の、もちろん早期整備促進につきまして要望は続けてまいりますけれども、そういう面もごぞいますので、それを含めまして今後も要望に鋭意努めてまいりますので、議員におかれましては御協力をお願いいたします。

○13番（丸田博雅君）

ぜひ、我々ももちろんこれはお願いに上がりますが、行政側もしっかりとお願いしていただきたい。先ほど申し上げましたように、知多中央道が、有料道路ですが民営化になりました。我々の考え方として、上のほうはどうも優遇されて、下に行けば何か変わりがないというか、だんだん先細りしとるような、こういった感覚があり

ます。がゆえに、より一層、美浜、南知多も含めてですが、この知多南部がおくれをとらないように。わずか名古屋まで、電車で行けば45分で通勤通学ができるわけですので、発展の余地はあるというふうに私は確信しております。まず道路整備が大事なと。もちろん環境づくりも大事ですが、道路のほうをしっかりとお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

次にまいります。

次に、南海トラフ巨大地震等の災害に関するものですが、午前中、同僚議員の質問と重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

9月1日は防災の日でございました。河和中学校の1年生124名が避難訓練をいたしました。毎年、新1年生ですが、一時避難場所として、大変恐縮ですが私の家を第1次避難場所としており、うちの場合は標高が十二、三メートルございます。それとまず河和中学校から1キロ強、生徒の足で10分以内でうちまで来られます。その途中、危険な場所があるかどうかは、私、実際は調べたことはありませんが、現況では安全に来られるのかなという思いがしておりますし、それと、河和中学校は全校生徒が390名、授業中に万が一、巨大地震があった場合に、津波を考えたときに皆さんが1カ所に集合できる、避難できる場所が必要だと。

それと夏ばかりじゃありません。ひょっとしたら冬の寒いときにあるかもしれません。これは先ほど壇上で言いました阪神・淡路大震災がたしかそうでした。非常に1月でしたので。幸いにしてうちは温室を持っておりまして、390名、全校生徒が、もちろん立ってですが入れる温室がございます。その中にも入っていただくこともできますし、また、雨が降ったときでも利用していただけるというふうで、毎年、先ほど言いましたように新1年生が防災訓練をしております。

美浜町の中で8つの学校がございます。海拔二、三メートル、標高二、三メートルのところ、河和中学校と野間小学校、やや離れたところでは奥田小学校になりますが、あとはほとんど高台にあるわけです。避難場所までに確実に避難できるような場所があれば一番いいわけですし、それから、多くの生徒さん、児童さんを連れていくわけですので非常に先生方も気を使うだろうし、突然起きた地震には子供たちも非常にパニックになるだろうと。いつもの訓練の中でそういったことを熟知しておけば、実際あったときも、もちろん慌てますが、確実に避難ができると私は確信をしておりますし、これからの世代の子供たちにとって、そういった安全な環境をつくるのも我々の使命かなと思っておりますので、その点もあわせて、防災の日ということで、この間こんなことがありましたので今お話ししたんですが、町としてこういった、特に避難です。これは先ほど町長の答弁の中に、各地区での防災訓練等もしっかりやっていますよということ。私も古布地区では毎回、もちろん参加してやっております。これは各地区では状況が違いますので、このとおりにやりなさいと言っても、海岸の近くの地域もあれば、山に囲まれた地域もあります。そういった面で防災訓練そのものもいろいろな違いがあるとは思いますが、ここで町としていろいろな情報だとか指導、基本的な、これをきっちりとその地域に情報を出しているかどうか、指導をしているかどうか。もしありましたら、その点をちょっとお伺いいたします。

○総務部長（本多孝行君）

丸田議員の御質問につきましては、訓練の大切さを伝えていく、そういう情報を伝えていく、あるいは指導していくものが何かあるかというふうで答えをしたいと思います。

まさにそのとおりでありまして、私、実は釜石市に友人がおりまして、しかも釜石の奇跡と言われた鶴住居地区に住んでおります。東日本大震災の1週間か2週間前にやはり地区で訓練をしたそうです。そのときの写真を見せてもらったことがあります、そのときにまだにこにこしていましたけれども。今さら釜石の奇跡のことを言う必要もございませんが、あれはもう毎回、毎回訓練を重ねて身につけた結果、あのような人命が助かったと

いうことでございます。そういった意味では、訓練の大切さというのは今さら言うまでもないわけでございます。

ですが、この訓練の大切さというのは、やはり私どもが言ったとしても、なかなか正直な話、地元の方も、そうなのかとなってしまうような気はいたしております。そういった面も含めると、やはり実際にそういう訓練を一生懸命やって助かった人の実地の意見というのをお聞きして、体験談としてお聞きするのは非常に有効ではないかと考えております。そういった意味では、平成27年度、布土学区では、たしか宮城県の七ヶ浜町、あちらの自主防災会の会長さんに来ていただいて、自分が体験したこと、こうやって助かったことをやはり自分の体験としてお話しただいておりますし、また、昨年度につきましては、千葉県の旭町の地元の区長さん、やはり東日本大震災で津波の被害を受けられた方ですけれども、そういった体験、事前にどういう訓練をしていたか、どういう対応をしたか、そういったようなことをお話ししていただく機会を得ることができております。

先ほど申し上げましたが、やはり笛吹けど踊らずということも正直言ってございます。ですが、そこには、実体験から来る力というんでしょうか、そういったものはございますので、私たちはもちろんいろんな情報は提供いたしますけれども、機会があれば、できる限りそういった現地の方、体験した方の経験、そういったものを活用してやっていけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（丸田博雅君）

今、部長が言われるとおりでして、私は3度、現地に行きました。その中で現地の人の話をお聞きしたところ、常に防災訓練をしているところはほとんど人災がなかったと。適当という言葉が合っているかどうかはわかりませんが、さほど訓練を真剣にやっていなかったところが非常に大きな人災があったということを直接お聞きいたしました。これは、もちろん一般的には報道ではされなかった内容だったと思うんですが、全くいかに訓練が大事かということを、やはり行政側も地域を回っていただいて伝えていただきたいと思います。

次に、知多厚生病院は、先ほど町長のお話のように災害拠点病院になっております。免震装置がされた診療棟になっております。お聞きしたところ、震度6から7についても、中の医療器具が倒れないような構造になっていると。片や中越地震のときに、病人やけが人を収容する場所がない、受け入れてくれる病院がない。外で TENT を張って診療したというような報道もされたこともありました。それに合わせてではありませんが、知多厚生病院はそういった装置があります。

毎年、訓練を行っていますね。この中でトリアージという言葉、御存じでしょうか。部長。

○総務部長（本多孝行君）

トリアージ、まず、単純に言うと選別とかという意味になるかと思います。大きな災害が起きますと、一度に大勢の傷病者の方がおいでになりますけれども、本人さんにとってみれば切り傷でも一大事です。俺が痛い、俺を早くしてくれということはありませんけれども、それを受け入れる態勢が、当然のことながら限られてまいりますので、限られた人材、資材を有効に活用して、一番適切に応急的な医療処理をするためにやるものだと聞いております。

色のついたタグがあって、軽いところから緑、黄色、赤、黒だと思います。そこで、例えばこの人が緑、比較的軽症という方は、まず、痛いかもしれないけれども命に別状ないからちょっと待っていてねという処理をする方です。逆に赤は、もう今すぐにでもやらないと命にかかわるような方。黒につきましてはお亡くなりになったか、大変申しわけないけれども、集中してその方に対処すれば命は助かるかもしれないけれども、この状態ではそんな余裕がないといったような方という、ある意味では冷たいと言われることがあるかもしれませんが、少しでも多くの方を助けるための選別と、そのように認識をしております。

以上です。

○13番（丸田博雅君）

全くそのとおりでありまして、これは災害時の受け入れの態勢のことをいいます。これを絶えず年に1回は病院側はやっています。医者を中心として従業員も全てやっております。私はここで何を言いたいかといいますと、今、美浜と南知多が隔年ごとに合同で知多厚生病院との、災害拠点病院との合同訓練をしております。こういった体制を、もし町民の方々がある意味で知っておれば、災害時に自分の家族のけが人や病人を連れていったときに、どこのコーナーに行けばいいか。その中でごたごたしているとますますおくれる。そういうことがありますので、こういったシステム、組織そのものも、やはり行政側は町民に知っていただくということも大切かなと。

そういった中で、美浜が知多厚生病院との合同訓練のときには、もちろんこれは町としてはお知らせしておると思うんですが、少なくとも美浜町内の各区長さんをお願いして、代表者だけでもその現場に加わっていただくというような方策もしていただければ、私はいざというときには何らかの形でこれが活用できるのかなという思いがございますので、その点もあわせて一度お考えをお願いしたいと思います。

時間もありませんので、次に、災害弱者につきましてちょっとお伺いしたいと思います。

災害弱者につきましては、実は私のすぐ近くで、奥さんがもう寝たきりです。動けません。旦那さんがもう八十幾つで、子供さんがいるんですが、仕事の関係で今、半田に住んでおられます。もし災害があった場合にどうしたらいいんだろうと。見えた民生委員の方にはちょこちょこお話はするんですが、はっきりした返事がいただけない。これは当然といえば当然ですが。先ほどは町長さん、壇上で共助を言われておりました。私も確かにそうであるんですが、ただ、その方が周りの人に、災害時のときにはお願いしますよというのは、なかなか言いづらい面もある。そういった中で、ひとつ行政側として、担当の厚生部長さん、何か指導的なものが、あるいはこうしたい、こうするような案があればちょっとお聞かせいただきたいのと、もう一点、どれだけ美浜町内にはそういった高齢者世帯、あるいは障害を持った家庭がおよそ何軒ぐらいあるのか。そこら辺をちょっとお願いしたい。

○厚生部長（西田林治君）

丸田議員のおっしゃるとおり、本人からは非常に言いにくい面もあるかと思えます。それで、もしそういうお近くの方には、先ほども町長からありました避難行動の要支援者名簿に届け出ていただくことによって、共助、日ごろからの見守りだとか、そういうものが受けられますので、そういうのに応募していただきたいと思えます。

我々としては、そういう寝たきりの方や何かは、ケアマネジャーの方が介護保険のほうの手続や何かだとか、相談に乗っていると思えますので、ケアマネジャーの方の話し合いにでもそういうのを勧めてほしいということをお願いしております。民生委員の方にも、ついこの間ですが、ことは、先月の民生委員協議会の中で防災専門官に来ていただきまして、そういうようなお話もさせていただいておりますので、民生委員の方にも相談すれば、そういうようなことも取り次いでいただけるんじゃないかなと思っておりますので、どうぞそういう旨、伝えてやっていただきたいと思えます。

先ほど申しました老人世帯だとか、障害者のいる世帯という話でございますが、老人世帯というふうだと、ちょっと年齢設定をどうするかということで数がかなり決まっていますが、高齢者割合は65歳ですので、ちなみに65歳からの数字を申しますと、住民票上だけの数字ですが、単身世帯は約1,200世帯、美浜町にございます。複数で高齢者の65歳以上だけの登録の世帯は1,100ほどございます。これで2,300あるんですが、災害弱者という面からいくとちょっとまだ若いかなということになりますので、70歳以上の方でありますと900人になります。御夫婦だけで住んどんよという世帯になりますと約600世帯と変わってまいります。

障害者のおみえになる世帯、これにつきましては、何らかの障害者手帳を持っておる世帯の方が約1,000世帯

みえます。障害者に関しては要支援者と定義づけられておりますので、そういう比較的重度の方がみえる世帯になりますと、約600世帯ということになります。

以上でございます。

○13番（丸田博雅君）

ありがとうございます。いずれにしても、弱者に関してのことは常にやはり行政で。

時間がないので、ちょっと残しておりますが、これで終わります。

以上です。

○議長（野田増男君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田議員は自席に戻ってください。

〔13番 丸田博雅君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、2番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、事前に提出してあります一般質問通告書に基づき質問いたします。当局の皆さんには丁寧な答弁を求めるものであります。日本共産党議員団の山本辰見でございます。

きょうは大きく2点に絞って、町民の皆さんから寄せられた問い合わせ、疑問点について、町当局の取り組みについて伺いいたします。

1件目は、ごみの減量化計画についてであります。

同僚議員も午前中に質問しました。重なるところありますが、私はまた少し違う観点から質問したいと思えます。

ごみ収集体制変更に伴う住民説明会が順次開催されてきました。この8月で一応一通り済んだようでございますが、以前、収集体制というよりもごみの減量化の方針がつけられたときに、議員に対しての説明では、ごみ袋有料化は、さまざまなごみの減量対策をした後、効果が出ない場合に最終手段として調査研究するとしていたはずでありますけれども、今回の説明会の資料では、最後のページにスケジュールが載せられておりまして、ごみの有料化が前提の計画の説明であったように思われます。

そこで、以下、問題点4点、伺いいたします。

1点目は、1つ目のミックスペーパーの分別による削減、生ごみの減量化の推進、3つ目が木や草類の資源化、4つ目として資源プラスチック類の分別、あと5番、6番もありますが、この大きくって4つの問題のそれぞれについての、今、町のほうが目標としている32年度までの年度別の削減目標といたしますか、計画を示してください。

2点目は、上記の削減について、検証、どれだけの実績が出たとかいうのは、それぞれどのような方法と日程で行うのでしょうか。

3点目は、平成32年度までとしている目標を一定達成できれば、ごみ袋の有料化は、平成32年度ではなくて実施を取りやめるべきであります。今回の住民説明会では、先ほど申したように32年度からの有料化が前提となっております。本来のように検証を受けて再検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

4つ目は、さまざまな減量の目標がある中でも、その大きな課題として生ごみの減量化、また草木の分別・資

源化があると思います。それぞれ、とりあえず来年度、具体的な計画について説明してください。

大きい2点目でございます。

1件は、野良猫等の不妊・去勢手術、この助成による殺処分頭数の削減についてであります。

地域では、飼い主がいなくなったり、野良猫化していることで、大変迷惑をこうむっている皆さんがみえます。率直に私のところにも相談がありました。対策としては、町のほうは餌をやってくれるなどかということも言っているわけですが、また、単純に殺処分するのではなくて、野良猫等の不妊というのか、避妊というのか、去勢手術への助成をすることによって対策を講じている自治体がふえてきました。これは動物愛護の立場から考えても、引き取り頭数の削減や殺処分頭数の削減、いわゆるむやみな繁殖を防止する。また、飼い猫等による鳴き声だとか、ふん尿等の迷惑防止、また、野良猫増加による迷惑防止につながっていくものと思われます。

そこで、以下2点でございますが、1点目は、愛知県の名古屋市や東海市など14の自治体では、さまざまな支援措置を取り組んでおりますけれども、主なものとしてはどんな実施状況となっておりますでしょうか。細かくなくて結構です。簡単に説明してください。また、その効果について、美浜町としてはどのような認識を持っているのか伺いたします。

2点目は、私は以前にもこの課題を取り上げさせていただきました。一般質問じゃなかったかもしれない、委員会での質問だったかもしれませんが、そのときは率直に、名古屋から美浜町に引っ越してきた方が、猫の好きな方でありましてけれども、名古屋市ではもう当時から、飼い主の方もそうですけれども、野良猫に対して適切な管理を行っているグループとか団体が、地域のそういうグループの方々を支援する事業として、不妊・去勢手術の一部を市として助成してきた。また、ただ単に去勢するだけではなくて、餌やりの仕方だとか、トイレの設置方法、こういう技術的な指導も行っているようです。お話を聞きますと、一度に5匹ぐらい産むようですし、一代というか一生で、かれこれ100頭近くも放っておけば出産するようでございます。手術費用は当時でも1万8,000円とか2万円近くしていました。今だと、中には3万円と言う方もいますが、2万円を超えているようです。美浜町として不妊・去勢手術の一部を助成する、こういう取り組みについての方針を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。必要に応じて補充質問をさせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、ごみ減量化計画についての御質問の1点目、ミックスペーパーの分別、生ごみ減量化の推進、木・草類の資源化、資源プラスチック類の分別など、それぞれについて平成32年度までの年次別の削減目標はについてでございますが、まず、ごみ減量化実施計画の内容に沿って御説明いたします。

この計画において平成32年度末の家庭系ごみの総排出量は、平成26年度の実績の18%削減、重量換算にして1,243トンの削減としており、これを実現するため、具体的に6つの施策を示しております。これらの施策については、議員御質問のような年次別の削減目標は示されておらず、施策ごとに実施予定時期と平成32年度時点における年間削減量、または年間資源化量が示されております。

6つの施策を申し上げますと、1つ目の施策として、ミックスペーパーの分別収集は、本年10月からの開始で年間約170トンの資源化を図る。

2つ目の施策として、生ごみ減量化の強化により年間約120トンの削減を図る。

3つ目の施策として、草や木類の資源化を平成30年度から開始し、年間約320トンの資源化を図る。

4つ目の施策として、エコステーションを平成31年度から開始し、年間約20トンの資源化を図る。

5つ目の施策として、容器包装プラスチックの分別収集を平成32年度から開始し、年間約160トンの資源化を図る。

6つ目の施策として、ごみ袋有料化を平成32年度から開始し、年間約510トンの削減を見込むというものでございます。

次に、御質問の2点目、それぞれについて、削減の検証はどのような方法、日程で行うのかについてでございますが、施策ごとの搬入データについては、例えばミックスペーパーであれば、翌年度には搬入量が実績として把握することができます。生ごみ減量化やエコステーションについては、搬入実績を分析し、前年度と比較することでその効果を把握することができます。こうした数字の把握や分析を綿密に行うことで、それぞれの施策の検証を実施していく計画ですので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、目標が達成できれば、ごみ袋有料化は取りやめるべきであり、今回の住民説明会では平成32年度から有料化が前提となっているが、検証を受け再検討すべきと考えるがいかがかについてでございますが、大岩議員にもお答えをいたしましたとおり、ごみ袋有料化は決定ではございません。住民の皆様が、ごみの減量化や資源化に対して意識を高め、ごみの減量化及び資源化が計画以上に大きく推進されることにより有料化をしないことも考えられます。

しかし、現時点では削減目標達成のためには、ごみ袋有料化の導入は真剣に検討が必要な状況でございます。

今後も、ごみ袋有料化について、年度ごとの削減状況の検証や導入する場合の手法、他市町の導入状況といったあらゆる角度からの検討が必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の4点目、大きな課題として生ごみの減量化と草木の分別・資源化があるが、それぞれの来年度の具体的な計画はについてでございますが、まず初めに、生ごみの減量化について御説明いたします。

基本的には、現在進めている生ごみ処理機やコンポストといった、家庭において生ごみを堆肥化する機械や器具を購入する際の補助の推進を今以上に図ってまいります。また、生ごみを分解する容器であるキエーロの利用についても、普及のための調査研究を進めていきます。

なお、水分も重量のうちでございますので、生ごみを出す際は水分をよく切ることを住民説明会でもお願いしております。

次に、草や木類の分別及び資源化については、知多南部クリーンセンターへ直接、家庭から軽トラック等で搬入される草や木類のほか、各区や小中学校の草刈りで持ち込まれる草や木類の分別及び資源化を想定しております。これらの直接持ち込みされる草や木類については、搬入量も大変多く、まずこれらを資源化することを計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、野良猫等の不妊・去勢手術への助成の実施による殺処分頭数の削減についてのお答えをする前に、本町での殺処分の状況について確認しましたところ、年間数頭とのことですので御報告いたします。また、犬については登録制度がございますが、猫については、飼い猫と野良猫の区別は大変難しいという現実もございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問の1点目、愛知県内14の自治体の支援措置の主な実施状況は、また、その効果に対する認識はについてでございますが、議員が言われるように、愛知県下では名古屋市や豊橋市を初め、豊田市等、また知多半島内では東海市、大府市といった自治体で猫に対する施策を行っております。主な内容は、不妊・去勢手術に対する助成金がほとんどであります。野良猫の不妊等助成につきましては、そのまちの地域性や生活環境によ

り対応はさまざまであり、また、効果についても地域により異なるという認識であります。

次に、御質問の2点目、町としての不妊・去勢費用の一部助成を含めた取り組み方針はについてでございますが、猫については飼い主等の登録制度もなく、飼い猫と野良猫の区別がつかないことは先ほど申し上げたとおりでございます。猫についても不妊・去勢手術を行えば、当然、しばらくの間、養生する期間が必要となりますが、本町には、手術を行った野良猫の養生期間に保護を行う地域猫活動団体はありません。また、本町で保護をする考えも今のところございません。

猫の飼い主が最後まで責任を持って飼うことが重要であり、また、野良猫への餌やりについての住民の意識改革が優先であると考えており、助成については現在のところは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（山本辰見君）

それでは、今、答弁いただきました中身含めて、順次補充質問をさせていただきます。

削減の第一弾として、早速、この29年10月からミックスペーパーによる計画が始まるわけですが、削減目標が一番明らかになるのがこの取り組みであります。しかし、1年間の実績を確認できる、10月から始めたとしても、3月までで半年分でございます。1年間の検証ができるのは、31年の4月にならなければしっかりした数字が出てこない。先ほど答弁の中で、あれこれ施策の検証を丁寧に分析して進めていきたいということですが、31年度から始める事業もありますし、32年度にならなければ始まらない事業がありますから。きょうは特に有料化の問題がすごく気になるものですから、そういうことを前提として質問を組み立てたわけですが、32年度までの削減目標というのは検証すらできないわけですが、特に、先ほど触れなかった生ごみ等はどうするのか。それから草木の資源化、分別はどうするのか。一言も触れませんでした。あわせて町民へのPRというか、徹底する期間としても本当に足りない。ことし6月から8月までやった説明会だけでは、意識改革には、もちろん意識し始めた人もいますが、そうじゃない人もいますけれども、本来だったら34年度に武豊で始まる、新しいセンターへ持ち込む、そこが目標になるべきだと思いますが、検証の問題、もう一度お願いします。

○経済環境部長（天木孝利君）

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

検証の期間が平成32年ではないかという御質問でございます。

これにつきましては、ごみの減量化推進計画そのものが平成29年から平成32年までの計画ということでお示しをさせていただいたものでございます。それはなぜかと申しますと、平成32年度末、要は平成33年の時点において、ある程度のごみの減量化、資源化についてのめどといいますか、目標ができるんじゃないかということでございます。そうしまして、平成34年度からの知多広域環境組合でのごみ処理の搬入に移っていくということでございますので、それを見越した計画ということで平成32年度を一応目標とした計画がつくってあるということで御理解いただきたいと思います。

○2番（山本辰見君）

今の問題ですと、何度も繰り返すんですが、削減の実態を、町民の皆さんにこれだけ協力していただいたということのPRも含めて、私はこのごみの減量、本当に大事な課題だと思っていますから、午前の質問でもあった

ように、町の一般会計から補填していく、焼却場の、いわゆる美浜町の分担金です。それは本当に少なくしていかないといかんと思いますけれども、この減量化の一番の課題というのは、私は、繰り返し当局の答弁にもありますように、住民の皆さんがいかに協力していただけるのか、この意識改革が大事だと思うわけですが、先ほど質問でも指摘したように、町民へのPR、あるいは周知徹底の時間、これがとられていませんし、もう一つは、町民の皆さんがどれだけ努力してくれたか、減量化の努力にどう応えていくのかということ、例えばある課題は32年から始まるわけですね。その検証は、33年の先ほど言った3月、33年度でなければ、皆さんにこうやって頑張ってもらったということにならないと思うんですが、いかがですか。

○経済環境部長（天木孝利君）

繰り返しにはなりますが、あくまでもごみの減量化実施計画につきましては32年度までの計画ということで、平成33年度、その実績を逆に町民の皆様にもお示しできる。34年に向けての状況についてもお示しができるというふうに考えておるものでございます。

なお、ごみの減量化につきましては、当然、議員おっしゃるとおり、一人一人の方の協力なくしては本当に達成できるものではございません。町がお願いしても、町民の皆様一人一人の気持ちがそのようになっていかなければ、当然、この計画もまさに絵に描いた餅。イコール町民の負担がふえる。ごみ処理においての費用の負担が美浜町にとって高くなってしまいうことを避けるためにも、一応平成32年という区切り、33年度においての検証をするという考えでございます。繰り返しになりますが、よろしくお願いします。

○2番（山本辰見君）

先ほど町長の答弁の中で、ごみの有料化は決定していませんということでしたが、私も出席しました町のごみの減量化実施計画、これを前提で、ごみ収集体制に伴う住民説明会を開きましたけれども、説明会の中には、多分傍聴の皆さん、また議員の皆さんもほとんど参加していると思うんですが、取り組みスケジュールの予定の中で、32年ごみの有料化の導入と、もうきちとうたってあります。そして、私、なぜこのことを質問したかといいますと、以前に配られた——これは説明会のときは実施計画は配っていませんよね。一緒に配りましたか。配ってなかったと思うんです。ちょっと確認です。

○経済環境部長（天木孝利君）

説明会においては、ごみの減量化計画の、一応概要という格好でお示しをさせていただいております。スケジュールについては、実施計画と同様のものでございます。

○2番（山本辰見君）

この美浜町ごみの減量化実施計画で、ごみの有料化の導入はこういう説明でありました。

ごみの有料化については、27年度の住民会議において慎重に協議された事案です。ごみの有料化は、ごみ減量化の最終手段であることから、まず、その他の——ここ大事なことです——その他の施策を精いっぱい実施した後、効果が上がらないようであれば、最後の手段として有料化を望む。そういう町民の皆さんの意見もあったと。これは、あとのところは後で指摘したいと思いますが、このときには、最後のこうした状況を踏まえて、減量施策の効果や他市町の動向を踏まえながら、導入についての調査研究を続けますという説明でございました。

ところが実際に資料として配られたのは、有料化の導入を検討するではなくて、導入をするというのが32年度から。そのことを決まっていなと言いながら、もう計画の中に入っているんですが、いかがですか。

○経済環境部長（天木孝利君）

山本議員のおっしゃる実施計画の内容、ごみ有料化の導入について、平成32年度からの導入を検討と表現がなされておるかと思います。取り組みスケジュールの表では、たしか議員のおっしゃるとおり、ごみ袋有料化の導

入という表現になっております。これはおっしゃるとおりでございます。

内容につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、実施計画の中で述べておるとおり、皆さんの努力が足りないと言ったら語弊がございますが、どうしても足りない場合の手法の一つとして、最終的にごみの有料化も検討せざるを得ないというような、そういうような表現で説明をさせていただいております。具体的に、ごみ袋の有料化に関する説明は、住民説明会においてこのように説明をさせていただいております。

最終のところですけども、しかしながら、導入直後の実績で、常滑市において12.7%の削減に成功しており、現在では知多半島内全ての自治体に関心を持って検討をしているところでございます。美浜町においても、その動向や、これからの減量策の実績を踏まえながら、慎重に検討していく事案と考えております。こういう表現で住民説明会では説明をさせていただいております。

以上です。

○2番（山本辰見君）

先ほどの種類別の減量化計画、全体で1,243トン。これについて生ごみは幾らとか、順番に説明がありましたけれども、実は、繰り返すんですが、ミックスペーパーが170トン、全体の削減計画の13.7%です。それから、生ごみの減量化は9.7トン、いわゆる1割、10%ぐらいですね。それと大きな数字になりましたけれども、草木の資源化分別で320トン、これが計算したら25.7%でした。ということは、ミックスペーパーと生ごみ、それから草木で約半分、あと幾つかありますけれども、最後の6つ目の計画の中にごみ袋の有料化。これが年間で削減目標が510トンになると。41%です。ということは、さっき決定していないよと言いながら、全体の削減計画の4割を、ごみを有料化することによって、袋が高くなったので何とかしようということが、もう大前提の計画なんです。だから、先ほど部長の答弁で、いろいろ実現できなかったらということですが、もう41%をごみの有料化で減らすということが大前提じゃないですか。繰り返しますけれども。

○経済環境部長（天木孝利君）

ごみ袋の有料化による目標としましては、議員おっしゃるとおりの500トンという数字でございます。ただ、これは繰り返しになりますが、ほかのミックスペーパーですとか、生ごみの減量化であろうとか、草木の資源化、ほかの資源化の部分、この分が目標以上に達成できれば、当然、その分については必要性はなくなってくるという考えでございます。ただ、現状においては、確かに有効性として非常に大きな施策であるということは、本当におっしゃるとおりでございますので、これを抜きにごみの減量化というものを計画するということ自身に無理があるというのもおっしゃるとおりです。

以上です。

○2番（山本辰見君）

私、4点目に質問した、特に大きな課題として、量もさることながら、やり方の問題等いろいろ工夫しないとなかなか住民の意識の改革だけでは実現できないかなと思うものが、一つは生ごみの減量化、それから草木の分別、資源化の問題があります。具体的にどういう計画でございますかと言ったら、資源化するんだと。生ごみの減量をするんだと。生ごみについても今、分別だとか、機材をもっと提供したいということで、多分それだけでは、とてもじゃないけれども実現できないと思うんですけども、とりわけ草木の分別等について、本当に具体的にどこまで。この計画では検討する、研究するというだけで、資源化という言葉が一人歩きしているんですよ。具体的にどういうことを考えているんでしょうか。

例えば、先ほど総務部長から南三陸町だったか東北の話もあり、私たち議員も実は南三陸町でちょっと学んできました。そこでは、震災の後のごみ焼却場、処理場が壊れちゃったものですから、その対策として、生ごみを

集めてメタンガスにして発電に使う。それから出たごみを肥料にする。液肥料を農家の方に配るという形。ただ、ここは規模が小さいものですから、規模が小さいというよりも、震災の後、それまで畑で野菜をつくっていた人がいないものだから、スーパーで切り売りの、生ごみを捨てないような買い物、そういう生活パターンもすごく変わったということも含めてでしたけれども。

ただし、そこのやっている、これ、民間の業者に出しているんですけれども、京都府のほうでは、今の発電も含めて、もうかる形で事業化していると。そういうこともありますし、地元の大府市でもこの問題をもう具体的に取り組んでいるんですが、具体的にはどういうことを考えているんでしょうか。

○経済環境部長（天木孝利君）

草木の資源化について、どのようなふう考えておるかという御質問でございます。

草木の処理方法につきましては、現在検討しておりますのは、具体的な業者名はちょっと避けさせていただきますが、隣の業者で堆肥化を計画して施設整備を今、検討している業者がございます。その業者というのは、たまたま美浜町内において、耕作放棄地ですとか、そういったところで牧草や何かをつくっていただいております。その農地への還元も含めた堆肥化ということでの草木の利用ということ、一応検討はさせていただいております。具体的に業者とお話のほうも詰めさせていただいておりますが、最終的なまだ詰めには至ってはおきませんので、今のところはそういう計画ですという回答にさせていただきたいと思います。

なお、半田市や何かで、議員おっしゃるバイオマスや何かについて、畜産農家の堆肥や何かとともにこういう草木も含めてやるという半田市の、一応、特区でその計画をやっておるようですが、そこへの搬入ということはちょっと無理があるということで、現在のところでは、我々、資源化については当然、処理業者といいますが、それを受けてくれる業者がないことには資源化というものも手だてがございませんので、今のところ、草木について、隣の業者が堆肥化をするための準備を進めておるということで、そちらへ。

今現在、クリーンセンターのほうへ、小学校の草刈りですとか、区の道普請や何かで直接軽トラで搬入されとる草木の分、これがかなりの量がございします。目標が、草木が320トンの資源化とございしますが、これの実際の持ち込み数量として、年間約800トン程度という数字がございします。ですから、一つの、この800トンというものが全てそういったもので資源化できれば、先ほど言ったものはクリアできる数字になるということもあります。そういった意味で、話が戻っちゃって申しわけないですが、ごみ袋の有料化についても慎重に検討していかなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（山本辰見君）

もう一点、生ごみの減量のことで、私はたまたま隣におばあさんがやっているちょっとした畑がありますから、EMボカシだとか、箱に入れて土に戻すことはできるんですが、具体的な名前を挙げていかんですけれども、宅地だけの地域、例えば美浜緑苑だとかそういうところの方々は、土に返すといっても、気持ちがあっても、具体的には非常に難しい取り組みになるかなと思うわけなんですけれども、先ほど機械の貸し出しだとかいうこともありましたが、何かもっと、ごみに出さない方法を含めた取り組みはできませんか。

○経済環境部長（天木孝利君）

山本議員おっしゃるように、我々も含めて美浜町のほとんどの、と言いますと語弊がございしますが、大体の方が庭つきのうちに住んでおるかと思ひます。そういった方で畑に生ごみ処理をそのまま掘って埋めておるという方は、本当に結構な数、実際におみえになっております。美浜緑苑ですとか、河和台の集合住宅、こういったところについては、畑がないからそういった処理についてはどうしても焼却へ出さなければならないというのも本当におっしゃるとおりでございします。

そういったことから、ごみの堆肥化ということでの、今年度、常滑市が推奨しておりますキエーロ、これについても一応、お見えになる荒井議員にちょっと製作を依頼させていただいております、その状況について調査研究を行っているところではありますが、あくまでもやはりそれは畑状態をつくるという、一つの考え方でございます。ですから、ベランダに置ける畑、大きな植木鉢だけじゃちょっと足りないから、そういったものをというような発想のものでございますので、何とかその辺については普及ということについて、本当にまだまだ、これはいいからもうぜひお勧めします、町で配りますというところまでにはちょっと行き着いていないかなという状況でございます。

ただ、生ごみの本当の減量については、住民説明会の中で盛んにお願いをしておるところですが、生ごみを出すときに一絞りしてくださいと、この一絞りが大きな減量になりますということで、本当にその辺の意識改革からよろしく願いますということで訴えてはきているのですが、まだまだ本当に議員おっしゃるとおり、住民の皆様全員にそれが伝わっていないというのも本当に事実でございます。

我々が、この10月からミックスペーパーを始めるということで計画させていただいても、それが本当に定着するに当たっては1カ月で定着できるものでもないし、それは下手すれば半年、1年先でないと本当の定着はしないんじゃないかなとも考えております。

しかし、一番大事なのは、繰り返しになりますが、住民一人一人の本当の意識の改革でございます。ぜひとも、皆さん方の協力も得まして、意識改革に努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様もよろしく御協力をお願いしますと言うのが精いっぱいの回答でございます。

○2番（山本辰見君）

生ごみの水分を切る話で一つだけ紹介したいと思いますけれども、先ほど議員が勉強に行った南三陸町、ここは生ごみを少し大きいバケツに入れて、業者が、今のごみ袋じゃなくて、生ごみとして回収して、それを業者のところに運ぶわけですが、各家庭には——形は見られませんでした——二段式のごみを入れるやつで、上は水切りができる、ネット方式で。その上の分だけを町のほうで支給したと、各家庭に。ということで、水を切って出すということも意識の中というよりも、実際にそういう方法を、私たちも自分のうちではネットとか何かで水は切っているつもりですけれども、そういう形のことも町としては思い切って提供することも大事なかなと思います。それは後で結構です。お願いしたいと。

時間がないので、2件目にいきたいと思います。

先ほどの猫の去勢の問題ですけれども、先ほど町長の答弁では、ほかはいろいろやっているけれども、環境は違うと。もっと詳しく言うと、都会と田舎だから、田舎はそう心配ないんじゃないかと聞こえたような答弁だったと思います。その面では、この取り組みについては、私、壇上で指摘しましたけれども、具体的に成果があるわけですから、少し認識不足じゃないのかなという気がします。

具体的な成果として、野良猫によるふん尿の、猫のふんは小さいですけれども、それにしてもふん尿の放置が減るとか、それから鳴き声が減少して、うるさいとかいうことのそれがなくなる。あるいは、猫の数がふえ過ぎる、こういうことを抑えられると思うわけですが、それに対しての有効な手段だと私は受けとめています。

先ほど、美浜町には支援するグループもないし、会がないから、今のところ考えていない。個人が責任を持つんだ。野良猫については個人の責任じゃないと思うものですから、そういう面では、こういうグループを新たにつくっていく援助というか、支援にもなると思うわけですが、その辺でのこの運動の成果についての認識、もう一度伺いたいと思います。

○経済環境部長（天木孝利君）

議員おっしゃる地域猫、この問題について、確かに県内において14市町村が助成を行っているという実態、その中において助成を行っている内容そのものが、議員にも壇上で説明いただきましたとおり、NPO団体ですか、ボランティア団体、そういった方々への活動の補助というような格好での助成がやはり主流でございます。基本的に何頭分を去勢したから、この分を、一般の方が申し込むよりも割高で当然、助成をしておるというのが県内の状況でございますが、本当に壇上で町長が申し上げましたとおり、助成を行っている市町村につきましては、基本的に我々から見て大都会です。要は、そういった近所のつき合いもない、と言ったら語弊がございますが、地域においてそれこそ、あの人のやっておることなんか知らんというような、近所つき合いもないような地域という言い方が正しいかどうかちょっと語弊がございますが、まだまだ美浜町は、その辺については、あれはあそこの猫じゃねえのというようなぐらい、本当にその辺のところはまさに地域性が違うかと認識はしております。

ただ、去勢をすることによって、野良猫といいますか、そういった地域猫の被害といいますか、春先の繁殖期のニャーゴ、ニャーゴじゃないですけども、確かに耳ざわりなあれでございます。そういったものを減らす対策が今現在において必要かと言われたときに、まだまだ美浜町においてはまだその域ではなくて、そういったことについて皆さんが注意をしていく、そういった注意喚起を促していくのが、まだ今の美浜町の状況じゃないかなという認識でございます。

ただ、そういった団体、そういった活動をするNPOですとか、ボランティア団体、そういった方々が立ち上がってくるようなことであれば、当然、逆に申しますと、まちづくり事業の中の一環として、そういった助成も考えてくというのもありかなと考えております。

以上です。

○2番（山本辰見君）

決して名古屋だとか大きな都会だけじゃなくて、全部は紹介しませんけれども、この近くでも、知多市、常滑、安城、それから日進とか、西尾とかというところで行くと、美浜町と環境、そんなに違わないところでも地域猫の会という形で取り組んでいます。

私の知り合いの人は、たまたまその方は好きで、隣のおばあちゃんが世話していたけれども、町から餌をやるなど。それから少しして亡くなられたんです、その方が。ということで、餌のあるうちに来て、5頭も6頭も来て、その方はもう10年、15年ぐらい前ですけども、5頭を去勢して世話したと。それまで1頭ぐらいもっていたみたいですけれども、長い猫は20年生きているというのも言っていました。

そういう、今、実は率直に海岸端だけじゃなくて、先ほど別の件で紹介があったように、ひとり世帯、両親だけの世帯もたくさんみえますから、そこで飼っておったような猫がよそへやっぱり行くケースがあるんですよ。そういう方たちの、それから本当に殺してしまえとか、子猫だったら川に捨てちゃえとか、そういうことではなくて、次の子猫を産まない方法を、産んで落としても、町として、環境課としてもやっぱり支えていく事業の一つではないかなと思うものですから、もう一度、確認したいと思います。

地域のボランティアの活動を、今は率直に美浜町ではないです。ないけれども、補助することによって、じゃ、好きな人同士、ちょっと連絡とってやろうとか、こういうことが始まったよということでできるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（天木孝利君）

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、NPO団体ですとか、ボランティア団体、そういった方々が、まちづくり事業の一環としてそういった活動を行いたいよということであれば、当然、美浜町のまちづくりエン

ジョイぶらん、ああいったものに応募することは可能かと思っております。

以上です。

○2番（山本辰見君）

じゃ、最後です。

ちょっと先ほど1番目の大きな質問の中で、答弁をいただきながら、どうしてもごみ袋有料化のことが再確認できませんでした。32年度からの有料化の導入、それまでの、最低でも30年度、31年度の運用を見て、そのときにもう一回検討するということで、確認してよろしいでしょうか。

○経済環境部長（天木孝利君）

ごみ減量化実施計画、スケジュールについては、スケジュールありきでは決してございませんので、年度途中でも当然、その辺については見直しを進めて、なるべく基本にごみの減量化を進めるということでございますので、そのときの実績に合った計画に見直していくのは当然のことかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○2番（山本辰見君）

最後にもう一点。

エコステーションを設置したいということで、今、実はほかの方からも、他の市町、隣の武豊町なんかも含めると、それから美浜町と、一部、今検討し出していると思うんですが、計画では31年度からということは、まだ2年先のことですが、1日も早くやっぱり初めてほしいと。たとえ一部でも、1カ所でもという状況があるわけですが、これはひょっとしたら民間の業者をお願いすることになるかもしれませんけれども、今、検討しているところ後押しをして、もっと早めることはできないでしょうか。最後の質問です。お願いします。

○経済環境部長（天木孝利君）

エコステーションの設置、計画年度はおっしゃるとおりでございます。手法について現在、まだ検討中でございます。そうした中で、現状、現在の一部の収集業者が旧建設屋さんの跡地で、午前中だけではございますが、エコステーションとして開設をしてございます。そういったものの活用も含め、適所についても当然、検討をしなければいけません。町で設置をしてそういった人に任せるのがいいのか、民間業者のそういった収集業者の方にお任せするのがいいのか。その辺についても、ほかの市町の状況、当然、常滑市と武豊町では状況が違います。半田市でも状況は違います。そういったものの状況を踏まえた中で検討していきたいということで、ちょっと31年ということになっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本議員は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩したいと思います。再開を3時ちょうどいたします。

〔午後2時40分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 石田秀夫議員の質問を許可します。石田秀夫議員、質問してください。

〔４番 石田秀夫君 登席〕

○４番（石田秀夫君）

本日の最後の質問者となりました。いまして時間をいただきまして質問させていただきます。

あらかじめ通告書を議長に出させていただきます。許可を得ましたので、政和会を代表いたしまして質問させていただきます。

東京オリンピックにおけるホストタウンとしての受け入れ体制等について。

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、内閣官房の大会推進本部は、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るため、ホストタウン自治体を審査の上登録しています。本町は、かねてより草の根交流、交際交流を続けてきたシンガポールのホストタウンとして、本年７月７日に第４次登録されましたが、受け入れ体制等の町の方針について伺います。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、石田秀夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、東京オリンピックにおけるホストタウンとしての受け入れ体制等についての御質問でございますが、国の東京オリンピック・パラリンピックホストタウン構想は、参加国と地域との交流を深めるもので、大会前後を通して地元住民と選手、大会関係者とのスポーツ振興や文化、観光など多様な取り組みを継続的にを行い、地域の活性化を図るものでございます。

本町においては、本年５月に第４次申請を行い、本町出身の幕末の漂流民「音吉」と歴史的につながりが深く、2005年の愛知万博一市町村一国フレンドシップを契機としたこれまでの小中学校の相互交流などが認められ、このたびシンガポール共和国のホストタウンとして登録が決定いたしました。

ホストタウンとしての受け入れ体制については、現在、町内の関係機関との連携を進めているところであります。

その一例を申し上げますと、美浜町観光協会においては、伝統文化の自然体験等を活用したインバウンドを視野に入れた観光振興、美浜町少年自然の家においては、施設内の体育館等を活用した合宿誘致、日本福祉大学においては、大学のスポーツ施設を活用した合宿誘致や選手との交流等、小中学校においては、子供たちの相互交流や学校体験等、さらに地域住民や子供たちによるスポーツや文化などを通じた交流などがあります。

また、ホストタウンの交流事業等については、国の財政措置があるほか、まちづくりに積極的な自治体であると意識されることにより、さまざまな国の事業において本町の優先順位が上がるなどのメリットが期待されます。

このように町が一体となって連携した協力体制によって、より充実したホストタウンを推進していきたいと考えておりますので、地域の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○４番（石田秀夫君）

少しばかりお聞かせ願えたらと思うんですけども、申請に当たってですけども、その項目の中でいろいろ

な条件があろうかと思うんです。この申請に当たってどういったところがどういうことをやるということで通ったのかと、認められたのかというところをお聞かせ願えたらと思います。

○企画部長（沼田治義君）

石田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ホストタウンということで、町民の方々に美浜町がホストタウンになったということを今議会でPRすることができますので本当にありがたいことだと思っております。

石田議員の再質問の1点目でございますけれども、今回ホストタウンの目的というのをまず御説明したいと思います。ホストタウンにつきましては、オリンピックに参加する選手並びにその関係者、そういった方々とスポーツ交流を通じて私どもの町と文化とか観光、そういったものも交流して最終的には地域の活性化に結びつけたというものでございます。

2点目の本町が選ばれた大きな原因はといいますと、小野浦出身の音吉、私どもの町の偉人でございますが、この歴史的なつながりがございます。それから、2005年の愛知万博、フレンドシップの相手国がシンガポールでございます。そうした中、それ以後は小学校、中学校相互の国際交流草の根事業を展開しております。そうした取り組みが内閣府におきまして今回認められた大きな要因ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○4番（石田秀夫君）

審査に当たっての認められたという経緯は、今、フレンドシップ交流、幕末の漂流民音吉の後半生がシンガポールで過ごされた、そういう中の歴史的な関係があって、シンガポール、万博も一市町村一国フレンドシップ事業ということでシンガポールが相手国となったわけでございますけれども、そういう中でずっと草の根交流も進められてきたと、そういった中で美浜町が今度新たにオリンピックでホストタウンとして認可されたということですが。私としては、前回のフレンドシップ事業で万博という事業の交流とまた別の交流が今後は地場で美浜町内でやられると。そういった中で国際交流ですから美浜町が地盤となるものですからしっかりと交流、また事業内容を考えていただきたいと思うんですけれども、今のところ、今から考えていくということでしょうか。少しその辺のところを。

○企画部長（沼田治義君）

石田議員の御質問でございますが、ホストタウンにおけます交流事業、この中身につきましては今から町内外の関係する方々と御相談をして進めていきたいと思っております。特にインバウンドによる観光振興も受けまして観光協会、それから日本福祉大学、ここにもスポーツ科学部ができ上がりましたのでこちらとも協力を進めていきたいと思っております。

そうした形でホストタウンを進めることによってメリットといえましょうか、私たちこのホストタウンをやることによって大きなメリットが2つあると思っております。まず1つ目は、ホストタウンの交流事業、いろいろな交流事業をシンガポールで今から進めていくわけですが、その交流事業にかかる費用の2分の1の部分につきましては特別交付税措置がされるということを国のほうは言っておりますし、それからもう一点、これは私のほうは大きなメリットがあるかなというふうに思っています。これは東京オリンピック・パラリンピックの開催の美浜町が協力団体になるということになりますと、さまざまな美浜町、今まちづくりの取り組みをやっているわけですが、そのさまざまなまちづくりの事業に対しまして美浜町は積極的なまちづくりをやっていると、そういう認識を国のほうは持っていただける、そういう期待もございますので、この2点が大きなメリットだというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○４番（石田秀夫君）

具体的な事業は今からということですが、執行部の方に頑張っていただかなければならないということですが、相手国関係者としっかり打ち合わせていただくこと、また選手はもちろん関係者、家族の方から多くの方々に来町していただけるよう働きかけをしていただくよう願うところでございます。

シンガポールとの人的・経済的・文化的な相互交流を図ることにより、スポーツ振興、それから教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとすることだという趣旨のホストタウンであると思っております。これによって今まで町でいろいろ事業といたしますか、まちおこしがなされてきたかと思うんですが、それをフルに生かしていただいて町の活性化、活力が出ますよう、町長の意気込みを方針というよりも活動を期待するわけですが、再度そのお気持ちを聞かせていただいてこの質問の花としたいと思います。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。また、先ほどはちょっと壇上での答弁の際にせきが込み上げてきまして、最後で終わりますという言葉だけで終わってしまっただけで申しわけありませんでした。

今の御質問、大変今回、石田議員からはこのホストタウンに対して住民の皆様、そしてまた議員の皆様方にも御周知していただける大変いい機会だと思っております。

また、今回、ホストタウンの構想によりまして、また私どものほう奥田のところの東の開発、運動公園関係もまたより一層、今の議員さんのお言葉じゃありませんけれども、こういったホストタウンの中でシンガポールと交流することによって、また、スポーツの交流が交わせることによってなお一層花が添えられるものなのかなと思っておりますので、これに対しても力いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。

それと、先日私ども、あすも東京でシンガポール大使とお会いするわけでございますけれども、先日シンガポールの大使とお会いさせていただいたときに今度のホストタウンのお礼を申し上げ、また今後さらなる美浜町とシンガポールとの交流を深めていきたいということで御挨拶に行っていました。

今回のこのホストタウンが認められたことによってシンガポール大使のほうも、来年ぜひ町長、またシンガポールの本国へ行ってほしいと、シンガポールの国の日本における各省庁と同じ国の機関に対して、私のほうからも今回のこういった美浜町との交流の話を通させていただき、なお一層シンガポール国としても強いきずなが結ばれるよう向こうで御招待したいというお話をいただきましたので、また来年もこういったシンガポールとホストタウンを通して私ども、御挨拶に行っていきたいと思っております。

本当に今後こういったホストタウンをもととした美浜町のまちづくり、これは交流だけでなく町の活性にもつながっていく、また若い方たちがシンガポールの選手の皆様方が来ることによって、そういったスポーツも通していろんな形でこのきずなを深めていくことが順番にできていくということは、住民の皆様方も今後の町に対しても夢を持っていただけるようなそういった活動を取り組んでいけるのかなと思っております。また、それを通して文化の交流等々も、また先ほども学校のほうの関係、そういったところとも各選手の皆様方が行かれ、また美浜のこちらの地域のスポーツを通した選手の皆様方が交流されることによって非常に大きな期待を抱いていただき、そしてまた明るい美浜町の夢を見ていただけることもできるのかなと思っておりますので、全力で今回このホストタウンとして認定されて、まちづくり、また交流に対しても取り組んでまいりたいと考えておりますので、また議員の皆様方も本当にさらなる御理解と御協力を賜りたいと思っております。ありがとうございます。

○４番（石田秀夫君）

執行部の皆様におかれましては頑張って、各課というか美浜町全体に行き渡るというよりも、オリンピックが

美浜町にも来ておるんだというような感覚になるまで、東京のことがここで参加できるんだという中でそういう
気運を高めていただく、またそういった中で活性化がなされ活力が出てくるというところまで頑張っていただき
ますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、石田秀夫議員の質問を終わります。石田議員は自席に戻ってください。

〔４番 石田秀夫君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。議事の都合により、あす９月７日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす９月７日は休会することに決定しました。

来る９月８日は午前９時から本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後３時２０分 散会〕

平成29年 9 月 8 日（金曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成29年 9 月 8 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（28 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	経 済 環 境 部 長	天 木 孝 利 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君	教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君	子 育 て 支 援 課 長	宮 崎 典 人 君
健康推進課長	久 綱 勇 君	産 業 振 興 課 長	小 島 康 資 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君	学 校 教 育 課 指 導 主 事	黒 田 靖 浩 君
生涯学習課長	河 村 伸 吉 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夏 目 明 房 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	-------------------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆様、おはようございます。

まだまだ残暑が続いておりますが、吹く風が秋めいてまいりました。このころになりますと、夏の疲れからか体調を崩される方が多いようでございます。皆様方も自分の体を御自愛いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様、早朝よりお出かけいただきましてありがとうございます。

美浜町議会は、この9月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうち3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁全ての時間を含め50分とし、関連質問は認めないいたします。

それでは、3番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員は質問してください。

〔3番 鈴木美代子君 登席〕

○3番（鈴木美代子君）

おはようございます。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、学校給食費に対する補助についてであります。

最近、学校給食費の無料化に向けて半額補助、一部補助が進んでいます。不景気が続き、子供たちの貧困化も深刻であり、美浜町でも学校給食費の一部を補助しませんか。

南知多町では、昨年12月議会の議員に対する答弁で執行部がこう言っています。「憲法は、義務教育は無償とうたっておるが、学校給食法第11条の規定は、学校設置者と保護者の学校給食費における負担区分を明らかにしたものであり、学校設置者である自治体が給食にかかわる食材費を補助、負担することを禁止した趣旨ではないと捉えている」と議場で答弁しています。そうした考えによって、食材費の一部を現在補助しています。

また、基本的には食材費については、保護者の負担ということではありますが、町の補助を否定するものではないと現在まで補助を実施して、今年度も補助額の増額を検討していると聞いております。本町も食材費の補助

を考えませんか。

次に、2点目、準要保護児童生徒への入学準備金の支給時期についてお伺いします。

義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条において経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村が必要な援助を与えなければならないと規定しています。就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると規定し、市町村教育委員会が認めた準要保護者を対象としています。

今まで入学準備金は、児童生徒の入学が過ぎた5月から7月の間に支給されていますが、実際に必要となる入学前に支給してほしいという町民からの要望があります。

文部科学省は、要保護者に対する就学援助の新入学児童生徒学用品等、つまり入学準備金について、2017年度から制度の拡充として支給要綱が改定されました。その中で補助単価を今までの2倍に引き上げましたし、支給時期については、中学校は入学前でも可能であることを明示し、また、小学校については交付要綱を改正し、入学前の支給を可能にしました。

本年度は、入学金はいつごろ交付したのですか。支給したのですか。また、来年度の小中学校の入学準備金も、来年度こそは入学前に支給できますね。お答えください。

第3点は、教員の勤務内容の改善についてをお伺いします。

教員が非常に多忙な毎日を暮らしていることは6月議会でよくわかりましたが、改善のために教育委員会としてこの間何を考えていますか。例えば教師の負担となっている学校訪問のための冊子づくりなど簡略化できませんか。さらに、部活動の終了時間も約1時間早めることはできませんか。教員は、人間を育てる仕事ですから、教員自身が人間らしい生活をするべきではないでしょうか。このままでは、夜9時、10時に家に帰る現状を改善することはできません。

次に、道徳・英語教育の教科化についてお伺いします。

2019年度から道徳教育が始まります。また、2020年度から小学校で英語教育の教科化が始まります。

新しい指導要領では、小学3年生から外国語活動を導入し、今5、6年生で行っている外国語活動が外国語という教科にかわって、週2時間にふえ、3、4年生から外国語活動が週1時間始まります。英語を早い時期から学ぶことを歓迎する向きもありますが、多くの専門家からは疑問と心配の声が上がっています。一つは、子供の負担が大きいことです。外国語として英語を勉強するためには、母国語である日本語がしっかり身につけていることが大切だと言われています。3年生では日本語も不十分だと思いますが、また、教える側の課題もあります。

今の小学校の先生の多くは、英語を教える免許を持っていません。文部科学省の計画では、英語教育推進リーダーが国の研修を受け、そのリーダーが各校1名の中核教員を指導、その中核教員が校内で他の教員に教えるということです。教職員の長時間勤務が大きな問題となっている今、教職員に英語研修の時間があるでしょうか。

次に、道徳教育についてお尋ねします。

道徳教育で子供たちに何を教えるのですか。今回の学習指導要領の改訂、その先行実施により、道徳は、検定教科書を使って特別な教科として教えることになったとありますが、どういう意味でしょう。教科書採択は終わったのでしょうか。

学習指導要領は、徳目主義と言われますが、徳目とは何ですか。子供の心の中の問題を評価するのですか。評価はどうやってするのですか。

最後に、浄化槽の法定検査についてお伺いします。

昨年9月の一般質問に対する答弁は、「浄化槽法で決まっていることだから、行政の職員としては法の趣旨に

のっとり肅々とやっていかざるを得ない」という答弁でした。現行の規定では町民負担が重く、制度を見直す必要があると考えます。美浜町のために、国に対して制度の見直しを要望すべきではないでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

いよいよ2日目の一般質問の日となりまして、9月議会では最後の一般質問になりますが、私を初め職員一同誠心誠意わかりやすく、また御丁寧に御説明のほうを答弁させていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の5点目をお答えし、それ以外につきましては、教育部長より答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、浄化槽の法定検査制度の見直しについての御質問でございますが、平成28年9月議会で鈴木議員に答弁をいたしましたとおり、浄化槽の業務につきましては、本町は浄化槽法の趣旨にのっとり肅々と進めているところではあります。

浄化槽の法定検査は浄化槽法で定められており、設置後に浄化槽が適正に設置されているかどうかの確認を行う7条検査と、毎年1回規定どおりの放流水質が維持されているかどうかの確認を行う11条検査がございます。

また、浄化槽を維持管理するためには法定検査だけでなく、日常的に調整、修理及び消毒剤の補充などを行う保守点検並びに清掃としてたまった汚泥の引き抜きや附属機器の洗浄が必要となります。

費用負担の一例を申し上げますと、5人槽の合併処理浄化槽で法定検査、それから保守点検、清掃の合計で年間4万4,000円程度と聞いております。この費用を住民の皆様に御負担いただくことで、生活環境の保全や公衆衛生の向上が保たれておるわけでございます。

そうした中で、浄化槽は、その機能を十分に発揮し、水をきれいに放流するということが重要でありまして、そのために適正な設置と適正な維持管理が必要となってまいります。つまり、浄化槽法に規定されている法定検査、保守点検、清掃のいずれが必要であると考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

私からの壇上での答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

1番目の御質問、学校給食に対する補助についてでございますけれども、平成27年6月議会でもお答えいたしましたところでございます。

現在、県内で給食費補助を実施している市町村は、消費税相当分の補助も含めて10市町村でございます。

教育基本法第5条第4項では、義務教育においては授業料は徴収しないとする一方で、その他の教材費等については保護者負担が基本であるということになっておりまして、給食費についても同じ考えでございます。

また、学校給食法第11条につきましては、学校給食に必要な施設等に要する経費、また、運営に要する経費は

設置者の負担とし、学校給食費は、給食を受ける児童及び生徒の保護者の負担とするということになっております。これが法律上の基本的な考えでございまして、本町もそれに沿って実施しているところでございます。

ただ、準要保護世帯である母子家庭及び低所得等の世帯につきましては、就学援助費として町費で給食費を全額補助しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、消費税が5%から8%に増税された際にも、本町では、現在に至るまで給食費の値上げを行っておりません。保護者負担の軽減に努めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、準要保護生徒への入学準備金、いわゆる新入学用品の支給時期についての御質問でございます。

まず、平成29年度の支給はいつであったかという御質問がありましたので、それを先にお答えいたしますと、本年、平成29年度は、5月に支給しております。

ただ、平成29年、本年3月31日付の文部科学省通知を受けまして、準要保護児童生徒に対して新入学児童生徒学用品費を入学前に支給できるようにということで通知がございました。これにつきましては、既に準備をしておりまして、本年12月議会で補正予算を上程する予定でございます。

支給の申請、認定等具体的な方法については、近隣市町の状況も参考にしながら、本町の支給要綱を改正して対応してまいりたいということで、来年度、平成30年度に入学する子供たちに対しては、この29年度中に支給できるように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、教員の勤務内容の改善についての御質問でございます。

学校訪問及び指導案の作成方法等につきましては、知多5市5町で組織をいたします知多地方教育事務協議会で検討しているものでございまして、本町単独で変更できるというものではございません。また、教員等の声といたしまして、自分たちの勉強にもなっているので現状のままでいい、そういった意見もございます。

よって、形式の変更につきましては、小中学校長を初め、現場の教員の声にも耳を傾ける必要があるだろうと考えておりまして、慎重に検討すべきであると思っております。

次に、部活動につきましては、前回6月定例会でも鈴木議員に御答弁申し上げましたとおり、本町や愛知県だけの問題ではなく、これはもう全国共通の課題でございます。

県教育委員会が平成29年度に実態調査を行い、平成30年度に部活動指導ガイドラインの策定を予定しておりますが、単なる小手先の改善にとどまらないことを期待するものでございます。

いずれにいたしましても本町もガイドラインに沿って検討いたしまして、かつ県教委とも連携して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、道徳・英語教育の教科化についての御質問でございます。

授業時間について、学校教育法施行規則の改正に伴い、道徳については、小中学校とも授業時間に変更はありませんが、英語につきましては、小学校3年生から6年生まで週1時間ふえることとなります。

この増加分について、文部科学省は原則担任教員が授業を行うという方針を示しております。しかし、本町では本年度から外国語活動指導員を増員して配置しておりまして、担任教員の負担軽減に努めておりますけれども、これにつきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、道徳教育、英語教育で子供たちに何を教えるのかについてでございます。

まず、道徳教育につきましては、学習指導要領に道徳科の目標として、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と示されております。

道徳教育は、教師がその道徳的価値を教え込むことではございません。学習指導要領の解説にも「特定の価値観を押しつけたり、主体性を持たず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」と示してございます。だからこそ、道徳科では、教師もともに考え、ともに語り合うことを通して、道徳的価値の把握を目指していく必要があります。

次に、英語教育についてでございます。

小学校3年生、4年生では外国語活動、5、6年生は外国語科とその目標が異なります。

小学校3、4年生では外国語活動として設定され、外国語によって聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成ということを目標としております。

そして、小学校5、6年生では、外国語科という教科として設定されます。ここでは、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目標としております。ここでは、3、4年生にはない書くことというものが加わります。

次に、道徳・英語教育の教科化は教師の過重労働に拍車をかける結果になるのではないかという御質問でございますけれども、道徳につきましては、これまでどおりの教育課程に沿った時間数で行われまして、時間数がふえるものではございません。

外国語科につきましては、移行期間からの具体的な時間数は示されてはいるものの、今の段階におきましては、どのように教育課程へ組み込まれるかということについては、まだ示されておられません。

先ほども申しましたように、本町では日本人の外国語活動指導員をこれまでの1名から2名に増員しております。担任教員の負担軽減を図りながら、学習活動の充実を目指して今後も取り組んでまいりたいと考えております。

文部科学省は、平成30年度予算の概算要求におきまして、教職員の増員を打ち出しておりますので、本町といったしましても、教職員の採用、配置を行う県教委に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

学校給食費に対する補助についてお聞きしたいと思います。

私、壇上で申しましたように、南知多町が学校給食費に対する一部補助をしていること、食材費の補助をしていることは知っていましたか。

○学校給食センター所長（夏目明房君）

南知多町の給食センターの所長からは、一部地域性があって負担をしていることは聞いております。ですが、1人当たり幾らという規定はまだ設けられていないそうです。

以上でございます。

○3番（鈴木美代子君）

1人当たり幾らじゃなくて、食材費の補助をこの美浜町でも考えませんか。

○学校給食センター所長（夏目明房君）

今のところ美浜町においては、賄材料費、小学校が230円、中学校が260円で運営できておりますので、今のところは考えておりません。

以上です。

○3番（鈴木美代子君）

本当に、今、子供たちの貧困化というのかしら、それも深刻な状況にあったりして、今のところ学校給食費の滞納はないですか。何か未納があったんですけれども。

○学校給食センター所長（夏目明房君）

学校給食費の未納については、今回お示ししている、認定議案として出させていただいている28年度の決算においても、数人のお子様が無納であって、20万円ぐらいの未納がございます。

以上でございます。

○3番（鈴木美代子君）

やっぱり学校給食は、子供たちはすごく楽しみにしているんです。美浜の給食はおいしいと、私も本当にそのとおりだと思います。

子供たちが食べるのに、本当に無償であると、学校教育費は無償だということで、無償であるといいんですけれども、美浜町のように小さなまちはなかなか予算がないということで、食材費の補助なら南知多とよく似た予算規模ですから、食材費の補助なら何とか少しずつ保護者の負担が軽くなると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○教育部長（竹内康雄君）

鈴木議員のおっしゃることはよく理解できますけれども、先ほど申しましたように、いわゆる貧困家庭に対しましては、準要保護世帯に対しての給食費補助ということで、町が全額補助をしております。

それから、食材費ということも今出たわけですが、先ほど私の答弁にもありましたように、消費税が5%から8%に上がったときにも給食費は据え置きということでございまして、私ども実質的に補助をしている、補助をしているというか、そういうものを抑えて、中で、給食センターで努力をしながら、保護者への負担を転嫁することなく来ておるかなと考えております。御理解いただきたいと思います。

○3番（鈴木美代子君）

学校給食費というのは、本当に、大体一月四、五千円で、結構高いんです。私も子供を育てた経験がありますから、本当に、3人いるんですけれども、3人分となるとなかなか払えないという額になるんです。だから、年齢的に、例えば3人目からとか、いろいろそういう補助のやり方はあると思うんです。食材費の補助ももちろんですが、給食費の補助もそういう年齢的にいろいろ、例えば3人目からは少し補助するよとか、そういうこともぜひこれから考えていただきたいと思います。ぜひ検討してください。

2番目です。就学援助についてですけれども、今、答弁がありました来年の3月には支給できるということですね。

○学校教育課長（竹内与七君）

一応、今の計画では、小学校新1年生につきましては、就学時健康診断のときに、10月か11月でございますけれども、そのときに御案内をさせていただきまして、1月末までに申請を出していただいて、小学校も中学校も新1年生につきましては3月に支給できるように、今予定をしておりますので、また、近隣市町の状況も見ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

6月議会で教員の皆さんの多忙化が、いかに仕事が忙しいかということを教育長がとうとうと述べられました。確かにすごく大変な仕事だなと、本当にそう思いました。

大変な仕事だからこそ教育長にもお願いしたいんですけれども、部長さんにもお願いしたいんですが、そこを

何とか教育委員会として改善できないかと、少しでも改善できないかと思ってきょう質問しましたが、いかがですか。もう一回答えてください。

○教育部長（竹内康雄君）

教員の多忙化等々につきましては、6月の議会でもありましたように、本当に美浜町だけではなく、愛知県だけではなく、全国的な課題でございます。

それで、先ほど答弁いたしましたように、県教委といたしましても、また、国においても、後で出てくるかと思いますが、部活動等々についてもいろんなガイドラインを示していくということを言っております。もちろん美浜町教委としても考えていくわけでございますけれども、県のそういった方針を待ちながら、県下統一というんでしょうか、そういった方向で私どもも考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

これは、この4月の新聞ですけれども、先生過労死ラインというふうに大きく出ています。本当にぎょっとしましたけれども、これは、ことしの4月の、少し時間数は4月だから多目だそうなんですけれども、1カ月の在校時間です。在校時間というのは、学校にどれだけおったかということ。1カ月ですけれども。

この中で100時間を超える先生が何人かみえるんです。それで、これは本当に何とかしなければと思うんです。私、先生を何遍か訪問したことあるんですけれども、夜9時、10時でも先生はまだ帰っていないんです。本当に大変な仕事だなと思います。

何とか在校時間が100時間じゃなくて、もう少し少なくするためには、やっぱり小さいことでもこつこつと仕事を減らしてあげることが大事なと思うんです。

学校訪問の冊子づくりも、結構先生たちの一部の先生に聞くと、これも結構負担になっていると、重荷になっているという声も聞きましたが、これは、みんな1カ所でまとめてつくるわけですか。何とか美浜だけでも少し改善できないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○学校教育課指導主事（黒田靖浩君）

私、学校教育課指導主事の黒田と申します。よろしくお願いいたします。

今のお話のとおり、学校訪問の要項というのは、知多地方の教育事務協議会で決められております要項の作成例に従ってどこの市町も作成に努めております。

今、現在も学校訪問の必要となる各先生方の指導案と言われるもの、これについての書式については、今も検討を進めておるところでございますが、やはり、あれにつきましては、先生がその1時間にかかる意気込みをまとめるものということで、今現状の作成例で進めていこうと話はできておりますので、そのあたりが今後縮小されていくことは、なかなか今見られないかなと考えております。

以上です。

○3番（鈴木美代子君）

県でも、これは部活のあれですけれども、30年に方針を出すみたいですが、先生たちは本当に大変で、この学校訪問の冊子ばかりではなくて、まだこういう事務的な仕事がいっぱいあると思うんです。大変だと思うんですけれども、それは、何とか肩がわりは、例えば町で雇った事務員とか、何かそういう方々に肩がわりはできないんですかね。

○教育部長（竹内康雄君）

鈴木議員もいろいろな新聞等々の報道ですとかで御承知だと思います。全国の他市町の例を見ますと、例えば市町村で雇った、今おっしゃったような事務職がかわりに何か事務を行うとか、いろんな先進例もあるというこ

とは、私どもも承知をいたしております。

けれども、今すぐそれが、じゃ美浜町としてできるかということについては、市町村の財政規模等々もござい
ます。

と言いながら、教職員の多忙化というのは、もう全国的な課題であると、先ほども申し上げました。今も議員
がおっしゃったようなさまざまな、細々した、そういったものの改善なんていうのは、やはりこれは教育現場で
もできることからやっていこうということで、校長、教頭を初めといたしまして、各教員にも指示をしながら
無駄を省こうねとか、早く帰ろうねということについては、これは、もう日々やっております。

ただ、やはり先回の議会でも教育長からも申し上げましたが、やはり何十年と積み重ねてきた学校に社会が求
めるものというものが厳然としてあるわけです。これは、本当に国というか、社会全体が、それはもうおかしい
ねというような認知をしていただかないと、なかなかこれは根本的な解決にはつながらないというのは、これは
もう議員も御承知だと思います。

ただ、そういったことの解消に向けて、県教委も今、もちろん文科省もそうですけれども、議論を進めており
ますので、私どもとしても、ただそれを単に待つだけではありませんけれども、できることから始めていきなが
ら、どのようなガイドラインが示されるのかなというところでございます。

○3番（鈴木美代子君）

よろしくお願いします。先生がまともに、人間らしい生活ができるように改善していただきたいと思います。

4番です。道徳教育、英語教育の話ですけれども、学習指導要領がかわって、いろいろ本当に大変だと思うん
ですけれども、一つお聞きしたいのは、検定教科書はもう採択になりましたか。

○教育長（山本 敬君）

道徳の検定教科書でありますけれども、まず、検定教科書、それから採択という言葉をちょっと説明させてい
ただいてよろしいですかね。

検定というのは、国がこの出版社のこの教科書は全国で使うに足る十分な内容を持っていますと認めることが
検定であります。

採択というのは、例えば検定教科書が8社あるとします。その8社の教科書の中からどれをうちの学校、うち
のまち、知多で言うと、知多全体がどれを選ぶのだということで採択協議会という委員会ができております。

国が認めることを検定、採択というのは、通常愛知県で8つぐらいブロックがあるんですかね、そのブロック
でこれを使おうというのを認めることを採択といいます。

既に採択については、8月末までに全国で採択しなさいという法的な流れの中で決まっております。それまで
は一切外部に情報等を漏らしてはならないというのもこの約束であります。

以上であります。

○3番（鈴木美代子君）

ありがとうございました。

採択されて、もう公開されたということですか。どこの出版社名か言えますか。使う場合、ここで使うという。

○教育長（山本 敬君）

これにつきましては、教えてくださいと情報開示の請求があればそれをお見せすることができます。

○3番（鈴木美代子君）

わかりました。

道徳教育の問題ですけれども、道徳教育で何を教えますか。それで、子供たちの心の内部の話なんですけれど

も、どうやって評価もするんでしょう。私、不思議でならないんですけれども。

○学校教育課指導主事（黒田靖浩君）

まず、道德教育で何を教えるかという御質問なんですけれども、まず、先ほどの答弁でもありましたように、教師が教え込む、または、教えるという意識で授業に臨むことはまずございません。

先ほどの部長の答弁もありましたが、学習指導要領の道德科の目標に、よりよく生きるための基礎となる道德性を養うためというのがまず最初に来ております。道德的諸価値、さまざまな思いやりだとか、協力する心、また、働くということに対する意義、そういったものに対する価値、そういったものたちの理解をしながら自分を見詰めていくという時間が道德の授業でございますので、教師が何かこれをしないね、こうするようにしましょうねといったような、教えるということは、先ほども申しましたように、まずございません。

もう一点の、では評価をどうするかということなんですけれども、今まで、やはり道德の授業において評価は一切してきませんでした。私も3月まで現場におりまして、今は学校教育課でお世話になっておるんですが、実際、今回、道德の教科化に伴い評価が、今回、毎学期行われることになるんですけれども、その評価というのは、先日の議会での荒井議員にも答弁でお話があったように、その授業の目標が何か設定されていて、その目標に一人一人が到達できたかといった評価をするものではございません。例えば算数や国語ですと、これができるようになろうねということで、その目標に向かって授業を進めていくわけですが、道德は、あくまでその子自身がどこまで考えることができ、どういう成長が見られるかといったところを、その子の1時間の授業の言動、発言だとか、ワークシートに書いたものをしっかりと読み取って、それを蓄積していく中で毎学期この子は、こういった授業で、または掃除の時間、給食、いわゆる学校教育活動全体を通してこの子はこういうところが成長しましたといったところを評価、記述式なんですけれども、記述式で評価していくということに今後なっていきます。よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

今回、この質問をするのに、いろんな図書館へ行ったり、いろんな書物を読みました。その中で、今回の学習指導要領は、徳目主義だというふうにどの本も書いてあるんですけれども、徳目とは何でしょうか。答えられますか。

○教育長（山本 敬君）

私、寡聞にして最近のそういった書籍の中にどの本にも徳目主義という言葉は出ているというのは存じ上げておりませんでした。

恐らく徳目主義という言葉が出たのは昭和のころであろうと思います。ですから、今の中堅以下の人たちは、徳目主義という言葉は、恐らく知らないと思います。私、ことし60ですが、60の人間でも、おおそうだねというさっと反応してくる人は、恐らく少ないのであろうなというのが実感であります。

ただ、その徳目主義という言葉が昭和の時代に使われておったことと、今の時代を合わせますと、一昨日荒井議員の質問に、私、小学校3、4年生の例で20の内容項目がありますよというお話をしました。恐らくこの20の項目を徳目主義と、そういった学者の方はおっしゃっておられるんだろうなと思います。

抽象的な内容ですので、具体的な項目を言いますね。

3、4年生20あります。

1つ目、善悪の判断、自律、自由と責任、これは一つです。2つ目、正直、誠実、3つ目、節度、節制、4つ目、個性の伸長というようなものがざっと20項目があります。それについての教材にそれぞれの項目があり、それについて授業を行い、それについて評価をしていくということであろうと思います。

ただ、これにつきましては、国語や算数はどうなんだ、算数でもありますよね。計算といった一くくりですが、計算の中でも幾つも分かれるわけです。図形といったら一くくりですが、図形の中でも幾つも分かれるわけです。三角形、四角形、面積もあるし、体積もある、表面積もあります。というような通常の教科で行われているような、そういった分類、これがこの内容項目の20に、通常の教科で当てはめるならば、それが言えるのだろうと思います。

評価につきましても、20項目を全て評価する。それを通知表に記述するというのは不可能でありますので、先ほど指導主事が申し上げましたように、一つ、二つの項目の中でそういった成長が顕著なものについて通知表の中に記述されていくのであろうと思います。

通知表の項目につきましても、通知表の内容は指導要録というものがあります。子供たちが、小学校でいうと6年間の通常の教科の成績、それから、生活の様子、そういった結構ボリュームのあるものがあるんですけども、これを1年ずつ書いていくのですが、この指導要録の今項目を県レベルで検討しておりますので、それを受けて通知表の内容も決まってくるであろうというので、恐らくであります、先ほど指導主事が言った形になろうと思いますが、詳細については、今県レベルで検討中でありますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

最後になりました。法定検査についてであります、今、答弁の中で支払い額が4万4,000円あるということですが、大変額が大きいのですが、法定検査というのは、新築で家を建てた方はわかると思うんですが、合併浄化槽をやっている方だけが対象なんでしょうか。普通の単独浄化槽でも対象になるんじゃないかなと思うんですが、法定検査は、1年に1回6,000円ずつお金を支払わなければなりません。

そういうことですが、法定検査は、保守点検を年に3回、あるいは4回やれば、私は十分だと思うんですが、なぜこんなにたくさんの額が必要になってくるのかお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（天木孝利君）

なぜ必要かという点につきましては、壇上で町長がお答えしたとおりでございます。あくまでも浄化槽の適正な維持管理というのが、一応法の内容でございます。あと技術的な基準としまして、省令においてこういったことを検査しなさいというようなことがうたわれておるといふ流れになっております。

浄化槽、どうしても大きさ、人槽、これが今の基準ですと建物の大きさによって決まっております。これによりまして130平米というのが一つの基準で、それを超えると7人槽、それ以下ですと5人槽という基準がございますけれども、それが果たして、本当に適正であるかというような点については、私どもも若干疑問には感じております。

そういったことについて、我々のまちですと、やはり過疎化といいますか、老人の2人だけの大きな家で、2人だけの世帯に、やはりそれを7人槽、5人槽というのが本当に正しいんだろうかというような点については、当然、私ども町長もたまたま今回環境省のほうへ出向く機会がございまして、そういった場面でそういったやつの見直しについてはお願いできないだろうかという話もさせていただいておりますので、その辺の御理解はいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木議員は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、1 番 森川元晴議員の質問を許可いたします。森川元晴議員、質問してください。

〔1 番 森川元晴君 登席〕

○1 番（森川元晴君）

皆様、改めておはようございます。

ことしの夏も大変暑い日が続きました。先ほど議長さんのほうからも言われました。最近は過ごしやすくなりましたが、夏の疲れが出てくるころでございます。私も今ごろになって夏ばてではないかなというように感じております。皆さんも体調管理には十分気をつけていただきたいと、そのように思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1 番として、質問の大綱として、今美浜町が計画している大型事業が美浜の将来を支える次世代に及ぼす影響について質問をさせていただきます。

1、総合公園整備事業・運動公園整備事業及び前回質問させていただきました合併処理浄化槽整備事業などの大型事業について広報・住民説明会・アンケート等で周知していますが、将来の美浜を支える平成生まれの若者世代を意識した周知・説明、意見・考えを問うことをしてきましたか。

次に、運動公園整備事業・総合公園整備事業合わせて35億円を超える事業費が見込まれております。本年度より用地取得に着手するとのことですが、補助金、事業に伴い実施される河川・道路整備等に係る国・県との折衝や交渉はどのような進捗状況でございますか。

次に、3 番、改めて公園整備の目的、必要性、メリット・デメリット、負債・維持管理等の将来への不安をどのように考えているか伺います。

次に、大きな2 番、美浜町における「少子高齢化社会」、「2025年問題」について質問をさせていただきます。

1、高齢者の数が急増し、それを支える現役世代である生産年齢世代の比率が急速に下がる社会が訪れます。こうした社会保障・福祉制度のもととなる人口構成バランスが崩れていくことに対して、どのような考えでいますか。

次に、町における「認知症」対策はどのように実施していますか。

最後に、今後少子化の進展は、小中学校の存続・学級数の維持等、教育現場にどのように深刻な影響を及ぼすと考えますか。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、森川元晴議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私からは、御質問の美浜町における少子高齢化社会、そして、2025年問題についての御質問の3 点目以外をお答えし、御質問の3 点目につきましては、教育部長より答弁申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、今、美浜町が計画をしている大型事業が美浜の将来を支える次世代に及ぼす影響についての御質問の1 点目、総合公園整備事業・運動公園整備事業及び前回質問した合併処理浄化槽整備事業などの大型事業について、将来の美浜を支える平成生まれの若者世代を意識した周知・説明、意見・考えを問うことをしてきたかについてでございますが、昨年度の公園事業に関する説明会及びパブリックコメントの実施に当たりましては、

年齢の制限をすることなく、全ての世代を対象に行っており、広報みはまのほか、若者世代が接しやすいホームページにも掲載いたしました。また、御意見を提出いただく際に、窓口での提出はもちろんのこと、郵送、ファクス、メールといった幅広い手段への対応を心がけました。

現在、広報みはまに連載中の美浜町運動公園事業についての記事もホームページに掲載し、全ての世代の方に接しやすい環境を確保しております。

また、本事業の根拠の一つである美浜町総合計画においては、将来の美浜町を担う若い世代を代表して、中学生20名による次世代ワークショップを実施しましたところ、若い感性を生かした新鮮な意見をお聞きすることができました。また、計画策定において大いに参考となりました。

このワークショップにおける各グループのテーマを御紹介いたしますと、1つ、海外の人に向けて、2つ、全国の小中学生に向けて、3つ、美浜に住もうか迷っている人に向けて、4つ、美浜を大好きになってもらうために、5つ、日本福祉大学の新生に向けてという町外の方を念頭に、各グループが美浜を好きになってもらう、来てもらう、住んでもらおうという観点から貴重な意見をいただきました。

直接的に公園整備を望む提案はありませんでしたが、地域特性を生かした受け入れプラン、地域資源の有効活用、観光業の活性化について、現状維持ではなく何かアクションを起こしたまちづくりやPRが必要だと感じていることがうかがえます。

また、合併処理浄化槽整備事業について申し上げますと、昨年度は、単独浄化槽やくみ取り式トイレの家の世帯主を対象にアンケートを行いました。直接的に対象となる平成生まれの若い方はごく少数でしたが、今後計画していく合併処理浄化槽の整備事業においては、全世代の方が対象になります。若い世代を含め、全ての世代の皆様に関わりやすい周知方法を心がけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、運動公園整備事業・総合公園整備について、補助金、事業に伴い実施される河川、それから道路整備等に係る国・県との折衝や交渉の進捗状況はについてでございますが、まず、国・県との折衝や交渉につきましては、公園事業、河川事業、道路事業ともに、私も職員も国・県への要望に力を注いでおります。昨年度も、議長を初めとする議員の皆様にも同行いただき、要望を重ねてきたことに加え、国会議員、県議員にも御協力をいただいているところでございます。

その結果、国の補助制度であります社会資本整備総合交付金につきまして、本年度は1億5,000万円もの交付決定がございました。昨年12月の国土交通省でのヒアリングにおいては、大学との官学連携、健康づくりや次世代育成を盛り込んだ公園計画について、非常に質のいいものだとのコメントをいただいております。

続いて、河川・道路整備についてでございますが、山王川につきましては、県において、当区域の河川整備計画を策定し、実施設計に取り組んでいただいております。また、都市計画道路知多西部線につきましても、昨年度道路予備設計が実施されました。どちらもこの地区での長年の懸案事項でありましたが、本町が運動公園事業の実施を決定したことに伴い、一歩前進したものと考えております。

今後も公園事業の補助金確保及び河川・道路事業の実施に向けて要望を継続してまいりますので、議員の皆様方にも御協力をよろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、公園整備の目的、必要性、メリット・デメリット、負債・維持管理等の将来への不安をどのように考えているかについてでございますが、美浜町運動公園の目的、必要性とメリットについて申し上げます。

まず、知多奥田駅の周辺地区については、地元において、平成6年度から土地区画整理事業による開発の検討がなされたものの、景気状況などから事業実施には至っておりません。

しかしながら、当地区は、知多奥田駅及び日本福祉大学を有しており、開発が必要であるとして、美浜町総合計画及び都市計画マスタープラン等でも住宅・商業ゾーン、あるいは学園ゾーンとして位置づけられております。

これらを踏まえて、奥田地区の議員、区会及び日本福祉大学の意見も参考にしながら検討を進め、この地区の開発を推し進めるために、運動公園の整備を決定したところでございます。

陸上競技場を初めとする運動公園施設を整備することにより、利用者による経済効果や、大学という民間活力の導入による活性化が期待できるということもあり、駅、大学に隣接するこの場所をにぎわいのある地域の拠点として整備することが必要であると考えております。

また、この運動公園の整備を契機として、駅西側での住宅・商業施設整備に発展していくことも期待しております。

一方、美浜町総合公園は、平成元年の整備開始以来、スポーツ・レクリエーション、文化活動の拠点的な役割を担ってまいりました。現在、準工業地域に所在する町民第2グラウンドの代替地として総合公園に統合してグラウンドを拡張整備することで、利用者の利便性向上や災害時の仮設住宅用地の確保といった多様な住民ニーズに応えることが可能となります。また、美浜インターに近い立地を生かした町内外の人々が集う交流拠点としての役割も向上するものでございます。

さらに、この統合により第2グラウンドの跡地を企業に払い下げすることが可能となり、企業誘致や町内の既存事業所の集約及び働く場の用地として、産業経済の活性化に寄与できるものと考えております。

これらは、大変大きな事業でございますので、一時的に財政的な負担は大きくなりますが、交流人口の増加、日本福祉大学生の定住及び工業用地の確保による地域経済の活性化を促し、本町の将来の発展のため必要な事業であり、デメリットであるとは考えておりません。

また、負債・維持管理等の将来への不安をどのように考えているかということにつきましては、まず、本事業の建設費は、これまでの議会でも御説明申し上げておりますように、都市計画税と一時的な借入金を充てるものであります。建設費と借入金の返済のみならず、他の都市計画事業についても都市計画税の範囲内で行っていくことができるものであります。

なお、完成後の維持管理費について申し上げますと、施設利用者の負担金では補えませんが、先ほども申し上げましたように、本公園を利用する来町者の増加による地域経済の活性化及び日本福祉大学生の定住化による経済効果を期待しております。本町の財政としてトータル的に賄えるものと考えておりますので、不安は持っておりません。

現在、施設の設計、大会・合宿の誘致について検討・研究しているところであり、今後も、完成後の施設の利用促進のため、多方面にPRしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、美浜町における「少子高齢化社会」、「2025年問題」についての御質問の1点目、少子高齢化の進展により社会保障・福祉制度のもととなる人口構成バランスが崩れていくことに対しどのように考えるかについてでございますが、人口構成バランスが崩れることは、いわゆる現役世代と高齢者の割合が逆転することでもあり、それに伴い、歳入が減少する一方で社会保障費が増大することとなります。非常に大きな問題であると考えております。また、社会保障費総額が増大しても、それ以上にサービスを受ける高齢者がふえ続ければ、サービスの質が下がることは容易に想像できるものでもあります。このような事態を避けるために、健康に生活し続けることができる高齢者が増加するような施策が必要であると考えております。

そのため、本町では、高齢者の自立支援について、幅広い専門職で話し合う機会を設ける、あるいは介護予防を強化するために、筋力向上教室を開催するなどの事業を行っております。元気な高齢者の増加は、社会保障費

の抑制とサービスの質の確保につながるものと考えております。

今後も、さらに健康づくりに力を注ぎ、自立支援への取り組みを推進することで高齢者自身の健康寿命を延ばし、人口構成バランスの変化に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、美浜町における「認知症」対策は、どのように実施しているかについてでございますが、現在、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会において、主に5項目について取り組んでおりますので、その内容を申し上げます。

まず1つ目は、認知症家族への支援として、認知症支援プログラムと認知症介護家族交流会の開催であります。この施策は、認知症家族の精神的負担について軽減を図るものでございます。

2つ目は、認知症サポーター養成講座の開催と認知症サポーターとしての意識を深めていくためのフォローアップ講座の開催であります。認知症サポーター養成講座は、認知症対応の基礎知識を学ぶ講座であり、また、フォローアップ講座は、認知症サポーターのレベルアップを図るもので、いずれも認知症の方に対する理解や接し方などを身につけるための講座でございます。

3つ目は、認知症についての相談先や接し方がわかるパンフレットである認知症ケアパスの普及啓発であります。

4つ目は、美浜町認知症初期集中支援チームの設置であります。このチームは、認知症が疑われる方や、認知症の方とその家族の自立生活をサポートするものでございます。

5つ目は、認知症の方が行方不明となった場合の対策として、認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業と地域見守り協定の推進でございます。これは、地域の皆様の協力を得ながら認知症の方の事故防止を図るものでございます。

なお、これらの取り組みは必要なことではありますが、それ以上に認知症にならないことが重要であると考えております。その対策として有効だと考える高齢者サロンが、現在、地域のボランティアの皆様の御協力のもと町内20カ所で開設されております。

このサロン活動は、高齢者の閉じこもり防止と近所の触れ合いを目的として、認知症予防に大きく役立つもので、こういった取り組みに取り組んでいただいております地元のボランティアの皆様方に対しまして、非常に感謝をしているところでございます。

高齢者の方々が住みなれた地域で今後も安心して生活を送ることができるまちづくりのためには、地域の皆様の協力が必要であります。私も、全ての方にとって住みよいまちづくりを目指して努力してまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（竹内康雄君）

それでは、森川議員の御質問にお答えいたします。

御質問の3点目、少子化の進展は、小中学校の存続・学級数の維持等、教育現場にどのように深刻な影響を及ぼすと考えるかについてでございます。

本町では、平成40年ごろにも小規模な小学校では複式学級、中学校でも生徒数の大幅な減少が予想されるところでございます。

以前にも答弁いたしましたが、文部科学省では、学校の特質を児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくものと明示しております。

また、小中学校の果たす役割を児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこととしております。

さらに、学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であります。

そうした教育を行うためには、一定規模の児童生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員数が配置されていることが望ましいものと考えられるところでございます。

以上のことから、望ましい教育環境には、一定の学校規模を確保することが重要となります。ここで言う一定規模とは、小中学校ともに12学級から18学級が想定されております。

以前の議会でも、教育委員会としては少人数学級を否定するものではないというふうにお伝えをいたしました。本町では河和小学校以外の小学校では、学年単学級の歴史を持っておりますけれども、それでも他市町に劣らない教育が実践されてまいりましたのは、国が示す条件を、さまざまな方々の御努力や御協力でクリアしてきたからでございます。

しかし、その少人数にも限界があるということもまた事実でございます。少なくとも、本町ではこれまで経験しなかったような少子化が目の前に差し迫ってきております。1学級30人台が20人台、10人台、さらにはそれ以下となっていく、そんな状況が起こりつつあります。

教育委員会としましては、このような状況の中で、現状の2中学校6小学校の枠組みを維持し続けることは、学校教育の目的からすれば望ましいことではなく、児童生徒の良好な教育環境のためにも、新たな体制づくりが必要であると考えております。

学区ごとの児童生徒数の減少に伴って、その都度、当該の学校を近隣の学校と統合していくのではなく、本町学校教育の新たな創造と位置づけまして、少なくとも30年後を見据えた大胆な体制につくり直す必要がございます。

子供たちには、将来の幸せに貢献できるような、そして町民の皆様には、未来に輝きを感じていただけるような、そういう本町の学校教育のあり方について調査研究を重ね、その実像を形づくっていくために、本年から小中学校の環境整備基本構想策定業務を始めておりまして、本町の未来に期待を持っていただけるような学校教育をつくり上げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○1番（森川元晴君）

ありがとうございました。

また今回もちょっと時間配分を間違えてしまったかなと感じておりますが、まず1点目でございますが、なぜ今回このような質問をさせていただいたかという理由としましては、大きく2点考えております。

まず1点目は、若者世代に今美浜町が取り組む事業を初め、行政に対して関心、参加をしていただきたい、そして、何よりも利用するのはあなたたち世代ですよということを納得、また、説明していただきたいというのが趣旨であります。

そして、2点目は、我々議会も含め、よかれと思って進めてきた事業が町民の皆様には理解されず、結果行政主導で進められてきた事業が多々あると感じております。今、大変反省をしなければいけないことであり、同じ過ちを繰り返してはいけないということを感じております。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、現在美浜町の公共施設保有量は、人口、また利用割合に対して適切であると感じているか、要するに無駄と思われるものや、利用度が少ないと思われるような施設はあるかどうか伺います。

○総務部長（本多孝行君）

今手元に、利用率、利用割合がどれぐらいあるかという資料はございませんので、漠然としたイメージになるかと思います。

公共施設、例えば学校も全て含んでですけれども、やはりそこには人口に当然比例する部分は多々あるかと考えております。そういった意味では、学校一つとって見ても、私どもが小学校のときはいっぱいだった教室が今あいている。ここを見ると利用の割合というのはどうか、これは確実に減っておるということは、まず言えるかと思います。

では、保育所も、私が児童係にいたときについては、たしか児童は全部で700人ぐらい保育所でお預かりしていたと記憶しております。今それを大きく下回っております。一部保育所では、いっぱいのところもありますけれども、だんだん子供が減っていく。じゃこれは利用割合はどうだといったら、利用割合は減ってきていると。

じゃ、公民館はどうか。地域の方々に一生懸命やっていただいて、いろんな団体、いろんな活動をして利用はふえているとはいうものの、やはり地域の人口というのは減っている。そうすると決して増加要因とはならない環境があるということが言えるかと思います。

そういったことを含めてまいりますと、今が過剰な施設だということでは決してございませんけれども、この先を見据えたときには、やはりその利用方法、それを含めて管理、保守、そういったものを全て含めてやはり見直しをしなければならない時期、また、そういう状態にあるということは間違いないのではないかと考えております。

以上です。

○1番（森川元晴君）

ありがとうございます。

細かいことを言いますと、例えば町民の森とか、昨年度から供用開始しました遊歩道整備事業に伴って遊歩道、総合公園の。利用されておる人はどれぐらいかということを知りたいと思っておったんですけれども、別に見てわかるとおりだと思っておりますので、ああいうところもせっかくつくった施設でありますので、ぜひ町民の人たちに利用していただきたい。

もう今は、逆に言うと、あそこを歩いちゃいけないのかなというぐらい町民の方思っているんじゃないかなと思っておりますので、その辺の広報とか、しっかりしていただきたいと、そのように感じております。

次にいきます。

前回も質問させていただきましたが、合併処理浄化槽の問題等、今年度の進捗状況もお聞きしたいところでありますが、ちょっと時間ありませんので、身近な生活関連のポイントだけ伺います。

まず、今後大型事業を進める中で、本来であれば優先される生活関連インフラ整備事業でありますよね。先ほど町長も答弁がありましたけれども、住民のサービスの低下とか、空き家対策等含めて既成市街地の整備等が本来に整備が低下するという心配は、くどいようですけれども、ありませんか。いま一度お願いします。

○建設部長（石川喜次君）

事業費からちょっと御説明させていただきたいと思えます。

今、都市計画税が年間1億9,000万円ほどいただいております。その都市計画税を充当いたしまして、今回の

総合公園、運動公園の整備を行います。その中で実は全体で35億円ということで、先ほど御説明がございましたけれども、そのうちの15億円を補助金で予定しております。残りの20億円、これが町の出す分でございます。

町のほうにつきましても、20億円のお金はございませんので、10億円ほどを起債、借金をいたします。借金につきましても都市計画税を充当して償還していくという形をとっておりまして、1億9,000万円ほどの毎年都市計画税でございますけれども、今の計画ですと、公園事業に関することに関しましては、1億円ほどを充当いたします。あと、今後都市計画税が減っていきますけれども、五、六千万円になりますので、そのお金につきましては、先ほど御説明のございました市街地再編整備とか、空き家対策事業で使えるところに使っていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（森川元晴君）

やはり住民に直接関係するインフラ整備事業というのは、一番大切だと感じておりますので、その辺よろしく願いいたします。

また、今の関連ではありませんが、今年度より既成市街地整備事業のモデル地区を選定して整備を進めるというようなお話もお聞きしました。各行政区のほうに整備要望をお聞きしているということでございますが、その要望をお聞きして、簡単でいいです、今後どのように事業を進めていく予定でありますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

既成市街地整備事業でございますが、昨年度、現地各6学区の市街化区域につきまして実態調査をさせていただきました。それをもって町のほうで素案をつくり上げました。現在、各区の市街化区域になりますけれども、区長さんに順次話を個別で説明しております。

その中で、今のところ2地区からは地区としてもこの路線をやってほしいというところが上ってきております。まだ全ての区に説明が終わったわけではございませんので、今後もまだふえる可能性はありますが、そうした各区から上ってきました路線につきまして、今年度調査とか地元の地主の方等交えて計画を立てます。

今年度は、その計画をする業務の予算もいただいておりますので、それを計画した後、来年度実施可能に向けて測量等の業務に入っていくという予定でございます。

以上でございます。

○1番（森川元晴君）

時間がありませんので、今回厚生部のほうの質問と教育部のほうの質問をさせていただこうと思っていましたが、次にしますので、よろしくお願いします。ごめんなさい。

今の公園整備事業のことでございますが、前回も同僚議員も聞いていますし、議会としても特別委員会を設置して、今後も研究していくという形になっておりますので、深くは別に質問しようとは思っていませんが、自分の思いと2点ほど基本的なことを伺います。

1点目は、まず、なぜ陸上競技場なのかということ。これは、正直言わせてもらおうと、行政が考えるのであれば、多目的グラウンドでもいいんじゃないかなと考えるわけでございます。もし、例えば日本福祉大学や附属高校のためであるのであれば、その目的理由を、趣旨をはっきり言ってもらいたいということです。

決して、僕は、そういう目的であったとしても、反対するつもりはありませんし、やはり僕も10年前に、日本福祉大学が開校して34年、議員になって10年前に質問させていただきました。大学と共存して美浜が福祉のまちであり、学生のためにおしゃれなまちをつくっていただきたいと、構成していただきたいということも質問をさせていただきました。そういう意味で、学生のためと言われても、僕は反対するつもりはありません。

そして、２点目、防災の拠点機能としても公園整備をされる予定と聞いていますが、あの地区というか地域で、津波を想定した海拔、また、河川が近いということは問題がないか、その辺を伺います。お願いします。

○建設部長（石川喜次君）

御質問の１点目からお答えいたします。なぜ陸上競技場にしたかという御質問でございます。

多分議員も御存じだと思いますけれども、昨年、町の職員で奥田駅前の整備を何とかしなきゃいけないということで、そういう協議会を設けました。その中に大学の事務員さんも２名ほど入っていただきまして、協議をいたしました。大学も今年度からスポーツ科学部ができます。そういうこともございまして、大学の力を何とかかりたい、町の活性化のために何とかかりたいということを考えた中で、それじゃ、普通の公園ですと、大学の力はなかなかおかりできないということもございましたので、大学に今回スポーツ科学部ができましたので、そのお力をおかりするというのもありまして、陸上競技場ということにいたしました。これが主な理由でございます。

防災拠点のことにつきましては、地震のマップを見ていただきますと、西部地区につきましては、地震津波が来た場合には、国道よりも西側に浸水すると予想が立てられております。今回の整備地区は、国道よりも東側になりますので、その辺のことは問題ないと思いますけれども、ただ、今、議員の言われた川がございます。川につきましても、地震の震度５が揺れますと、実は水門が自動的に遮断されます。そういう施設で整備されております。

ということもございまして、防災拠点ということにしておるわけですが、当然地盤も今の海岸の高さとほぼ変わらない。駅前も護岸とほぼ変わらない高さでございます。ということもございまして、当然あの中で一番高い地区、さらに盛り土をしてでも、今後何か災害があった場合に利用できるような形をとっていくという検討をしている最中でございますので、よろしくお願いいたします。

○１番（森川元晴君）

ありがとうございます。

そして、何よりもあの地区にとりましては、先ほど町長の答弁もありましたが、長い間奥田駅前開発がおくれている、都市計画事業がおくれているということでございます。

僕は、あの地区が一番最初に区画整理事業をして、明るいまちにしていきたいなということを願っている議員の一人であります。ということで、まず河川、また道路の整備等というのは、住民の生活にとりまして最低限必要であると、その地区の活性化も含めて、大変大事だと感じております。一生懸命県や国のほうに、今折衝、交渉されているというお話であります。もうちょっと率直に聞きます。今の時点でいいですよ。この事業が成功する確率というのはどの程度かと思っていますか。

○町長（神谷信行君）

非常に難しい御質問をされましたが、私としては当然１００％、実施をすることで成功するという気持ちの中でやらせていただいておりますので、先ほども今の人口減少、若者のこういった減少がなっておる中で、やはりこの事業で一つのまちの活性化を見ていきたいというのは、今までの御説明させていただいたとおりでございますし、また、そうした中で皆様方の御協力をいただき、この事業を本当に、この事業をやっておって美浜町のまちが変わったと、若い方たちが喜んでいただいておりますと、また、お年寄りの人たちも当然そうした中で喜んでいただけるような、やはり施設整備もしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○１番（森川元晴君）

飛びますけれども、認知症の話に飛びますね。済みません。

今、とても社会問題になっていると、それが、要するに少子高齢化に伴い、介護の担い手不足、また、核家族

による老老介護、また、それがひどくなると、聞きなれない言葉であります、認知介護、認知症の人が認知症の人を介護するというような、それに伴って介護疲れによる自殺とか、殺人というのが社会問題となっておりますので、ぜひ先ほどの答弁にありましたが、この認知症対策、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、最後に、ちょっと飛びますけれども、教育長にお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、先ほど教育部長が答弁されました問題、いろいろさまざま学校現場ではあると思います。そこで、私は、学校教育、また、家庭教育、地域教育、役割というのを今の時期だからしっかりと明確にする必要があると感じております。

そこで、美浜の子供たちが健やかに成長できる環境というのは、どういうものと考えているか、時間分しゃべっていただいてもよろしいので、お願いいたします。

○教育長（山本 敬君）

森川議員の御質問にお答えします。

不易流行という言葉があります。私は、かねがね教育の不易とは、知・徳・体の健全な育成であると考えております。知については、本町の子供たちには、本当に賢くなってもらいたい。徳、子供たちには強く優しい心を持ってほしい。体については、文字どおり健康な体をつくってほしいと。このことを強く願っておるわけであります。

ただ、これらは、学校だけで育つものではありません。とりわけ徳であります心の部分はそうであります。以前は、心の教育、しつけは家庭でというような考え方も強くありましたが、今は価値観の多様化という言葉で代表されるように、なかなか普遍的な道徳的な価値観が家庭だけでは育たない、そんな現実があります。

美浜の話ではありませんが、私の勤めていた中学校で、先生に指導を受けて、腹を立てて、カッターナイフを先生に突きつけるということがありました。大問題であります。早速親に連絡して来てほしいということをやりましたけれども、親御さんは、「けがをしていないんだろう、だったらいいじゃないか」そういうことをおっしゃいました。その方は、誰もが知っておる立派な企業にお勤めの方であります。そういう方でもそういうことをおっしゃる。極端な例ではありますが、ただそういうことが現実にあっちこっちで起こっておるということも事実であります。

そういう意味で、家庭教育の復活ということがいろいろなところで言われておるわけですが、同時に、地域の教育力、これももっと盛り上げていこうよと、そういう声がたくさん出ております。そこで、議員の御質問にお答えをするわけですが、やはり心の部分は、学校もやります、家庭もやります、でも、地域でもみんなで子供たちの心を育てるのだと、そういう認識をやはり改めて私たちは持つべきであろうと思っております。

もうなくなってしまうので、ここで終わりますけれども、一昨日の答弁でも申し上げました。議員の皆様、地域の皆様には、日常生活の中で、地域行事の中で、これからも子供たちを見守っていただいて、声をかけていただきながら、本当に美浜の子供たちの成長を支えていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○1番（森川元晴君）

ありがとうございます。

美浜町の特色、特性を生かした町独自の教育方針をまた考えていっていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川議員は自席に戻ってください。

〔1 番 森川元晴君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩したいと思います。再開を11時5分といたします。11時5分から再開いたします。

〔午前10時45分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 横田全博議員の質問を許可いたします。横田全博議員、質問してください。

〔10番 横田全博君 登席〕

○10番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。

いよいよ本議会も私で質問者最後になりますので、よろしく願いいたします。大分執行部のほうもお疲れみたいですが。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

美浜町は消滅しますという、そんな衝撃的な増田レポートが報告されたのは2014年でした。一昨日の同僚議員の質問でも触れております。本意は、出生率の低下と人口減少が加速化し、自治体の現在の機能が維持できなくなるというものでした。2015年に人口減少と地域経済の克服を目指し、地方創生事業がスタートしました。しかし、まだ道半ば、芳しい成果は得られていません。

一方、住民の中では、危機感を持ち、いろんな取り組みが始まっております。本年5月28日付の中日新聞社説に、「知多米」に愛を込めてと題する記事が掲載されておりました。常滑にお嫁にきた主婦が、おしゅうとめさんに教えられた箱ずしを知多ブランド第1号として提案し、知多5市5町で江戸前に対抗して、酢、酒、しょうゆ、みそなど半島南部の醸造文化を組み合わせた特産品で地域を元気にしまいかと、のぼりを立てて仲間を募っております。

このまちに来て、このまちと人が好きになれたから私にできる何かをいつも探しています。確かに何かを強いられるようになる前に、私にできる何かを探す、小さな自治の芽生えですと記事は結んでおりました。

石破元地方創生相のコメントも載っておりました。公共事業はもうふえない。国からのお金には頼れない。だとすれば、そのまちに今あるものを見つけて伸ばしていくしかない。

本年3月に美浜町生涯活躍のまち基本構想・基本計画が発表されました。その基本構想において、私たちを取り巻く状況を次のように説明しております。

美浜町では、2005年をピークとして人口減少が始まりました。以前は、人口が増加することで地域の活性化を維持しようとしてきましたが、少子高齢化と人口減少がさらに進む中では、人口増加を前提としない新しいまちづくりが不可欠です。行政が地域を支える公助は引き続き必要だが、コミュニティや御近所による共助、自分や家族の協力による自助が不可欠である。また、健康寿命を延ばし、いつまでも元気な人々が支えるまちをつくる、地域資源を生かした経済活動を進めていく、さらに、生涯活躍のまちを実現していくための基本理念として、多世代が交流し、互いの経験や知恵、考え方を尊重し合いながら多様な生き方が実現できるようにし、まちづくりを自分ごととして捉え、町内外のいろいろな組織と協力、協働して主体的に行動できる人を育みますとあります。

このように、美浜町を取り巻く環境は、大きく変化しております。特に、その財政の改善は、人口減少の進行

と企業の本社移転や、さらなる大学生の減少等の心配も加味すると、長期的に展望しがたい現状です。

こうした状況を踏まえ、町が直面する課題に対処するためにも、本計画の趣旨を踏まえ、町民と議員、行政の協働による行政運営が必要と思われます。他市町村に見られるばらまき型の財政運営は困難になり、多くの町民が望む施策に効率的に財源を配分していかないと町運営がままならない状況が生まれてきます。

そこで、町民と行政が協働して公共サービスを担うという考え方が注目されてきています。もちろん、全てを一緒にということではなく、町民がすべき領域と行政がすべき領域をはっきりさせ、町民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域が協働の領域です。

協働のまちづくりは、新たなまちづくりの手法ではありません。現在、エンジョイぶらんで行われている事業や9月から開催されるあったかクラブや高齢者サロン等、ボランティア活動もその一つです。昨年開始いたしました福祉計画や生涯活躍のまち基本計画策定におけるワークショップも、協働のまちづくりの一環です。しかし、計画段階だけの参加では、その後の施策、実施にかかわりが持てませんし、関心も薄れていきます。今後は、さまざまな事業にかかわりを持ち、自分ごととして参加でき得る仕組みづくりが必要です。

そこで、美浜町生涯活躍のまち基本構想・基本計画における協働まちづくりの推進について質問いたします。

生涯活躍のまち基本構想・基本計画について、第5次美浜町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略との相違点を説明してください。

2番目、今、この計画を立てなければならない必然性は何ですか。

3番目、この計画書は、本年3月に発刊されておりますが、平成28年11月、平成29年1月、3月に行われた各回のヒアリングにおける意見要望は、それぞれどのように反映されておりますか。

4番目、この計画の推進をまちづくり団体としておりますが、どのような組織でしょうか。

5番目、町民との協働のまちづくりをどのように評価しますか。

6番目、協働のまちづくりでは、町民の参加意識が最も重要と考えます。町民との協働はちゃぶだいミーティングなどを重ね、自分ごととして政策等を捉えることが必要と思いますが、いかがですか。

7番目、行政と町民が協働して行政サービスを担うという観点から、町道などの簡単な補修工事等は、シルバーやボランティアに委ねることは困難ですか。

8番目、地域の特色を生かしたグルメメニュー等の開発は進んでおりますか。

9番目、本計画では、「隣組への加入促進を図っていく」とありますが、どのような促進策をとりますか。また、見回り活動や防災への活用方法を考えておりますか。

次に、昨今衆議院の解散に近いのではとの報道が目につきます。そこで、投票率向上への取り組みについて伺います。

1、選挙権年齢の引き下げに伴い、若者への選挙権行使の啓発・周知活動はどのように取り組んでおりますか。

2番目、投票率向上のため、どのような取り組みをしておりますか。

以上、多くの質問項目になりましたが、町当局の簡潔な答弁をお願いいたします。壇上での質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、引き続き横田全博議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、生涯活躍のまち基本構想・基本計画と協働のまちづくりの推進についての御質問の1点目、生涯活躍のまち基本構想・基本計画について、第5次美浜町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略との相違点についてはでございますが、まず、第5次美浜町総合計画は、本町が目指す2014年から2025年までのまちづくりの指針となるもので町の最上位計画であり、一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、定住促進や少子化対策など地方創生に係る2015年から2019年までの戦略的プロジェクトを示すものであり、総合計画と一体となって推進するものであります。

生涯活躍のまち基本構想・基本計画は、第5次美浜町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に示されたまちづくりを積極的に推進し、将来にわたって地域を担うことのできる人材育成と体制づくりを進めることを目的としているものであります。

次に、御質問の2点目、今、この計画を立てなければならない必然性は何かについてでございますが、この計画は、本町の課題である人口減少と地域経済縮小を克服するため、誰もが地域の中で居場所を見つけ、さまざまな人や活動とつながり、それぞれが役割を担いながら、生き生きと生活のできる生涯活躍のまちをつくるための計画であります。

本来、本町が町費で策定すべき計画であります。地方創生事業として国が示した期間内での策定であれば、計画策定費の全額に国費が活用できることから、この利点を生かし、今回策定することとなったものであります。

次に、御質問の3点目、平成28年11月、平成29年1月、3月に行われた各回のヒアリングにおける意見要望は、計画書にそれぞれどのように反映されているかについてでございますが、本計画の策定に当たっては、経済団体ヒアリング、町長ヒアリング及び美浜町民アンケート、町外の都市住民のアンケートを実施いたしました。その中で例えば、豊かな自然環境が町の強みとの意見がございましたので、海の観光を盛り上げ、里山や農地を有効活用する施策に反映いたしました。また、生活が不便なのが町の弱みとの意見がございましたので、コミュニティでの助け合いと育ち合いを通じて地域を支え、住みやすい地域をつくる施策に反映いたしました。

このように、現状の美浜町の状況や町の強み・弱みを把握し、生涯活躍のまち基本構想・基本計画に反映しております。

次に、御質問の4点目、計画の推進をまちづくり団体としているが、どのような組織かについてでございますが、この組織は、まちづくりへの意識が高い人々からメンバーを募り、まちづくり団体準備会を立ち上げ、運営の主体や方法を検討し、将来的には法人化を目指すものであります。この組織によって、まちづくりやコミュニティビジネスのサポートや既存団体の協力及び連携できる体制をつくっていきたいと考えております。

次に、御質問の5点目、町民との協働のまちづくりをどのように評価するかについてでございますが、社会情勢の変化や多様な住民ニーズに対応するためには、行政主導のまちづくりから協働によるまちづくりへ転換していくことが重要であると考えております。

この協働によるまちづくりを展開し、町民、地域、行政がお互いの立場と役割を理解し合いながら、ともに汗をかい、住みよいまちをつくっていくことが重要であり、これを行うことにより柔軟で効率のいい行政運営につながっていくと考えております。

本町内における具体的な取り組みとしては、河和学区でのあじさい祭りやみはま竹灯り事業などがあり、地域が一体となって盛り上げ、地域の活性化につながる非常に有意義な取り組みとなっていると考えております。住民との協働のまちづくりは、とても重要な取り組みとなっていますので、今後もこの取り組みを広めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の6点目、協働のまちづくりでは、町民の参加意識が最も重要であり、町民との協働はちゃぶだ

いミーティングなどを重ね、自分ごととして政策等を捉えることが必要と思うが、いかにかについてでございますが、私も議員のおっしゃるとおりだと考えております。

協働のまちづくりでは、政策等を自分ごとと捉え、どのように地域の活性化のために行動していくかをみんなが考えていくことが本来のまちづくりへつながるものだと思っております。

本町では、まちづくりの施策を自分ごととして捉えていただくよう、ちゃぶだいミーティングを開催し、議論を重ねているところでありますが、今後もこのような機会を設け、協働のまちづくりに向けた人材育成や住民の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の7点目、行政と町民が協働して行政サービスを担うという観点から、町道などの簡単な補修工事は、シルバーやボランティアに委託することは困難かについてでございますが、現在、町道及び河川の草刈りをシルバー人材センターに委託するとともに、町道の草刈りや街路樹の剪定、河川愛護運動として河川や水路の清掃等を区に委託しております。

また、県では、草刈り作業の地域住民団体等への委託事業として国道県道の草刈りを公募により自治会、婦人会、住民団体などで、地域のために草刈りを実施しようという志を持った方々をお願いをする制度があり、本年も5つの団体に委託しているところであります。

そのほかにも、各地区で道普請として地域の町道の草刈り、補修、舗装及び清掃活動など多くの住民の方々の参加により実施されており、協働の一例であると捉えるとともに、感謝するところでございます。今後も行政と住民との協働によるまちづくりに取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の8点目、地域の特色を生かしたグルメメニュー等の開発は進んでいるかについてでございますが、地域の特色を生かしたグルメメニューといたしましては、美浜町内の農園で栽培しているグレープフルーツを使ったバームクーヘンや、食と健康の館の塩を使ったソフトクリーム、サイダー、また2つの商品がコラボしたアイスフロート、東海テレビの番組が共同開発したかりんとうの販売がなされております。

また、美浜町観光協会旅館部や美浜町地域ブランド化推進協議会を中心として、ツメタガイ、いわゆるうんねを活用した新商品の開発に取り組んできた結果、町内の飲食店や宿泊施設において、ツメタガイを使ったカレー、ハンバーグ、釜めし等の料理が提供される一方、常滑市ではうんね入りの大福餅も販売されております。

なお、先に商品開発をしたうんねの甘煮とオリーブ及び生海苔の佃煮のPR活動を7月に知多半島道路の阿久比、大府、両パーキングエリアで、8月に食と健康の館で行いました。さらに、愛知道路コンセッションと連携を図り、お土産用のレトルト食品の開発にも着手しているところでございます。

今後も、関係機関と連携を図り、購買意欲をそそる新たなメニュー開発に向け鋭意努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の9点目、本計画では、「隣組への加入促進を図っていく」とあるが、どのような促進策をとるのか。また、見回り活動や防災への活用方法を考えているかについてでございますが、行政区という前提でお答えいたします。

コミュニティや御近所による助け合い活動、すなわち共助の力は地域を支える上で大変重要であると言われており、本町においても行政区への加入促進を図っているところであります。具体的には、町の広報紙広報みはまと行政区による加入へのPR活動や転入届提出時の区への加入のお知らせの配布などを実施しております。

また、コミュニティや御近所による助け合い活動は、子供及び高齢者などの見回りや災害時の安否確認などで大きな力になるものであり、今後、地域の協力をいただきながら、地域の取り組みとして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、投票率向上への取り組みについての御質問の１点目、選挙権年齢の引き下げに伴い、若者への選挙権行使の啓発・周知活動はどのように取り組んでいるかと、御質問の２点目、投票率向上のため、どのような取り組みをしているかについては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

選挙権年齢の18歳への引き下げについては、平成27年６月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され、平成28年６月19日に施行されました。

本町では、この法律改正を踏まえ、平成28年６月に広報みはま、町ホームページ及び啓発ポスターの掲示にて啓発・周知を行うとともに、あわせて将来選挙権を有することになる小中学生に対し、夏休みに選挙啓発ポスターコンクールの参加を呼びかけ、選挙制度の理解向上の取り組みを行いました。

また、新たな選挙制度により行われた初の選挙である平成28年７月執行の第24回参議院議員通常選挙では、美浜町メールサービスによるメールの配信を初めとして、広報車及び防災行政無線を活用した広報並びにパンフレットなどの資材を活用した啓発活動を実施し、投票率の向上に努めたところでございます。

なお、投票率の向上には選挙制度の理解が大切だと考えておりますので、今後においても啓発活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での私の御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○10番（横田全博君）

たくさんの質問項目をやりましたので、なかなか全部をとというわけにいきませんが、美浜町の総合計画、14年から25年までの10年計画でございます。

一昨日の同僚議員の質問の中でも人口減少というものが当初の計画よりも大幅に上回っていると。14年につくった計画数値をもとに、これからいろんな施策をやっていくということになると、そこにちょっと危惧するものがあるんじゃないかと思いますが、途中で見直すという部分の作業はしますか。

○企画部長（沼田治義君）

横田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

一昨日の答弁のとおりでございますが、非常に本町の人口減少が計画を策定したときよりも急速に減少が進んでおるとするのは事実でございます。

それに対しまして、総合計画というのは12年の長期のスパンの計画でございますので、これは、今横田議員が言われるように、私ども、今まで総合計画、1次、2次、3次、4次、5次、総合計画を策定してまちづくりに取り組んでおるわけですが、過去においては、総合計画の基本計画という部分ですけれども、この部分の見直しというのはやっておりませんでした。

しかしながら、今の人口減少並びに少子高齢化、これに伴います各事業が、その事業の中で思うように進んでいない事業があるのも事実でございます。そういった事業につきましては、この中間年、31年が中間年に当たるとは思いますが、そこで総合計画の基本計画を見直していきたいと、そこでどういうところが効果がなかったか、効果のある施策はどういうものかと、そういう部分をしっかり検証して、見直しをしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○10番（横田全博君）

ありがとうございます。

今回の質問全体が一番主要な部分なんですけれども、町のいろんな計画書をつくるときもそうなんですけれども、もちろん町の職員と外部、例えばこの計画書ですと福祉大の皆さんと一緒に基本計画をつくって、それをどうでしょうかというヒアリングに出して、はい、実行だという形の作業の進め方ですね。

そこで100万円単位のお金が動くわけなんですけれども、そういうことを一回ちょっと考えてみて、せっかくこれできてきたんですけれども、ヒアリングも行っております。

ただ、その実行段階において、先ほどもまちづくり、志のある人を募集しているどうのこうのという形でこれを遂行しようという回答がございましたけれども、そうではなくて、もっとたくさんの人に、町民に参加を募って実行をしていったらどうかということでございます。

もっと言うことならば、この計画段階からたくさんの人に参加してもらって、ここはどうだ、いや、これはもうやめたほうがいい、現状ある施策、こういう施策があるけれども、この施策もこういうふうに変えたほうがいいというような御意見とか要望をそのところから取り入れてやっていくのが今からの行政の仕事の仕方が一番合っているのかなと、そうすれば、いろんな意味での節約もできますし、それから、無駄、無理も削除できるかもしれない。そういう施策の進め方というのは、どう思いますか。

○企画部長（沼田治義君）

横田議員おっしゃるとおりだと思っております。

私も、今回つくらせていただきました生涯活躍のまち基本構想・基本計画、これにつきましては、策定委員会をつくりまして、各種団体、商工会、観光協会、それからまちづくりの団体、それから金融機関の代表の方、それからあと日本福祉大学の関係の方々、そういった方々に会の中に入らせていただきまして、策定のほうはつくらせていただいております。

それから、見直しもきっとやらないかんじゃないかという点でございますが、おっしゃるとおりでございますので、今後総合計画の中間見直しも見直しをしていきたいと思っておりますので、そうしたところでは、実際にまちづくりをやっている方々、それから、地域で経済活動をやっている方々、それから、金融機関のお仕事をしている方々、いろんな方をちゃぶだいミーティングみたいなところでいいものですから、そういうところでしっかり議論をして計画の見直しを進めたいと思っております。

以上でございます。

○10番（横田全博君）

大卒で賛成していただいて、本当にありがたいと思うんですけれども、静岡のある市では、こういうやり方を本当に進めているんです。ただし、ちゃぶだいミーティングと一口に言いますけれども、100回以上こういう会議を開催しているわけです。そのかわり、毎回、毎回本当に50人、60人、それも地域でやっているわけです。そうすると、その地域のかなりの部分の人がそれに参加するわけです。そうすると、本当に町民の思いをダイレクトにそのものに載せることができる。

ただし、町民は、いわば行政に対しては素人です。何でもかんでも要求すればいいということにはならないと思うんです。限られた予算の中で、それをどういうふうに具現化していくかということについては、プロの行政マンである役場の職員がうまくコントロールしていかないとできないし、そこで、いやいや実はこういうことになっていますので、そういうことは難しいですよと、それぞれの立場でそれを説明していただかないと、なかなかそういうものは育っていかない。

それと、もう一つは、そういう作業を進めていくには、やっぱり町民が中心となってやるわけなんですけれども、

この中にも書いてございますけれども、人づくりというものが一番重要になってくるわけです。これを進めていく司会者が本当に訓練をしていくと本当にうまいこと回っていくみたいですし、それがふなれたと先へ進まないということも見受けられるみたいですけれども、その辺を、例えば今後やっていこうと思ったら、どう思いますか。

○企画部長（沼田治義君）

まちづくりの進め方についてでございます。

私どももそこが一番大事なところかなと思っております。計画をつくって計画倒れというような形になっては一番いけませんので、しっかりそこら辺は計画、生涯活躍のまちをしっかりとつくっていくんだと、これを、じゃ、マネジメント、サポートをどういう形でしていくんだという部分をしっかりとこれは住民の方々と議論をして進めたいと思っています。

やっぱり行政が直接やるんじゃないくて、住民の方々が自主的に自分たちの活動を進めると、そういうような進め方を今後は進めていかないと、やっぱり継続的なまちづくりはつながらないと思っていますので、その部分については、しっかりと住民の方々と議論をして進めたいと思っています。

以上です。

○10番（横田全博君）

この作業を進めていきますと、役場の方たちの仕事のやり方が変わってくるんですよ。今までは、それぞれみんなで計画書をつくって、それに印鑑もらって、それに従ってやればいいという仕事の仕方ですけども、これからは一つ一つを、本当に勉強してやっていかないとだめだし、多くの人々の意見を聞かなきゃいけないものですから、なかなか先へ進まないということもあり得るわけです。

その辺、いわば行政のイノベーションと言っていいのかわからんけれども、そういうこともありますので、その辺の覚悟はどうですかね。

○企画部長（沼田治義君）

横田議員のおっしゃるとおりでございます、このまま美浜町の人口減少、少子高齢化、これがどんどん進んでいけば、本当に財政が厳しくなります。

一方で、高齢化、これも進んでいきますので、そうすると社会保障費のほうの財源の確保も困難になってくると非常に厳しい時代になっていくのかなというふうに思っております。

何とか、だけれども、これを食いとめなきゃいけないと、そういうことで私ども一生懸命、今いろいろな計画をつくっておるわけでございまして、今地方創生事業も活用しまして、人口抑制の各事業を展開しておるところでございますけれども、今回、この生涯活躍のまち基本構想・基本計画、これを策定させていただきまして、特に高齢者の方々のまちづくりへの参加、この促進を図っていきたくと思っています。そして、地域の資源を生かしてコミュニティビジネス、要はいざっていきけるだけのお金の循環ができるようなビジネスまで進めれば一番ありがたいなと思っています。

高齢者がやっぱり元気になれば、医療も、それから介護のサービスも、そうしたものの全て減っていきますので、そういった財源を逆に地域の活性化の財源に使っていきたくと、このように思っています。

最後ですけども、まちづくりをしていく上で一番大事なのは、やっぱり計画は計画で立てていきますけれども、しっかりその事業を検証して、やっぱり効果のないものについてはきちっと見直しをして、効果のあるものについては、財政厳しいですけども、これについてはしっかりと取り組んでいきたくと、このように思っています。

以上です。

○10番（横田全博君）

本当に期待をしておりますし、行政と住民、そして、議会がやっぱり一体となってこの状況に立ち向かわないと、本当に消滅都市になりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

2番目のほうに移ります。

投票率向上の取り組みについてでございますけれども、先ほどいろんな周知をしているということでございますけれども、過去2回、参議院とその前に町長町議選ございましたけれども、その投票率全体を見てどういう感想を抱きましたか。

○総務課長（杉本康寿君）

横田議員の御質問にお答えをいたします。

平成28年度、参議院選における投票率につきましては、本町におきましては58%という結果でございました。そのうちの18歳から19歳の方の投票率につきましては53.05%と、若干5%余り若い方の投票率が伸びていないというのが現実でございます。

町長町議につきましては、手元に資料はございませんけれども、たしか70%前後より少し上だと記憶しております。しかし、参議院につきましては、皆様の選挙の関心等もございまして、今後につきましては、若者の方にも選挙啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○10番（横田全博君）

投票場別を見ますと、河和北が一番悪いんです。両選挙においても。その次が河和南です。各段に悪いんですよ。この原因はどういうふうに考えておりますか。

○総務課長（杉本康寿君）

横田議員の御質問にお答えをいたします。

横田議員おっしゃるとおりで、河和北の投票率につきましては、先回の参議院選におきましては37.55%でございます。町平均から20ポイント余り減っているという状態でございます。河和南につきましても38.37%でございますので、1%ほどの差で、こちらも約20ポイントダウンしている状態でございますけれども、例年こちらの投票所の投票に通う方の交通関係も一つの要因ではないかというふうに考えております。

特に河和南につきましては、交通量の多い河和中学校前の河和集会所になっておりますので、その辺も今後改善していくふうに思っております、投票率の向上に向けて投票所の設置につきましても今後検討していく課題ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○10番（横田全博君）

一番悪い河和北ですけれども、北保育所、あそこは一番外れにあるわけです。なおかつ、例えば行ってきたバスとか、そういう交通機関もない、それから、年齢別に見てみると、投票行動を起こす人たちは、結構年配者が多いと。そういう観点から考えると、あそこの北投票所の設定自体が間違っただんじゃないかという気もするんですけども、どう思われますか。

○総務課長（杉本康寿君）

横田議員の御質問にお答えいたします。

河和北の投票所におきましては、地区につきましては、小坂地区とか、岡ノ脇地区等々の場所の選挙区となっ

ております。かつては役場投票所が河和北の投票所になっておりました。こちらにつきましては、選挙の通達等によりまして、投票所から距離が3キロメートル以上ある場合は分けなさいよとか、3,000名の選挙人がおる場合は分けなさいよという部分がございます、それで役場投票所から河和北投票所に分離した経緯がございます。

その経緯の中で投票所の配置を考えた中、どこが一番適切かということ考えた結果、河和北投票所におきましては公共施設河和北保育所が候補に上がったわけです。

あと、当然河和小学校でもよいのではないかと検討しましたがけれども、場所的に一番近いわけですがけれども、坂道もあるということで、いろいろ総合的に勘案しまして、駐車場等の問題もございまして、河和北保育所を投票所と設定したという経緯でございますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

よくおっしゃられる総合的に判断したという言葉ですがけれども、交通の便が悪いという原因がわかっているんだとしたら、交通の便をよくするような方策を選挙管理委員会で当然対処していくべき部分ではないかと思うんですが、そういう住民に対するサービスというのは考えないんですかね。

○総務部長（本多孝行君）

まず、御質問ちょっと戻るかもしれませんが、総合的に勘案というのは、幾つもの候補があつてあそこを選んだということでは残念ながらございません。

今さら申し上げるまでもなく、今の河和北投票所の区域内で、まず投票所を設置するだけのキャパ、施設的な大きさ、それから、駐車場とかいった条件を考えて、なおかつ民間の施設だったときに、それを選挙で貸してくれるというのは、正直、これは現実的ではございません。

そういうふうを考えますと、先ほど総務課長も触れましたけれども、あの地域でそれだけの施設として存在し、使えるのは河和小学校、あるいは河和北保育所ぐらいであろうということでもあります。

もちろんそういうことを、それも総合的に勘案して河和北保育所になったということでございますけれども、残念ではありますが、消去法の部分もあろうかと考えております。

じゃ、交通の便がないから何とかならないかというのは、その辺は、まことにごもつともな御意見ではございます。ただ、ここで問題なのは、では、ほかの地域でその投票所までの距離がおおむね2キロぐらいまではそこへ行くわけなんですけれども、じゃ、その2キロぐらいのぎりの方の足をどうするんだということも、やはり考えなくてはならない。それも行政としては非常に悩ましい、難しいということになるかと思っております。

議員がおっしゃるように、確かにぽんと外れたところに河和北保育所あるものですから、その辺は非常に目立つし、実際には河和内の地区の方からしてもそういうような距離がございますので、悩ましいものではありますけれども、なかなかいかんともしがたいというのも正直な話でございます。

これが河和北投票所に限らず地域内の選挙のときにぐるぐる回るものができれば、それは本当に望ましい、すばらしいことだと思うんですが、これがなかなかできないという現実も御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔10番 横田全博君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。議事の都合により、９月９日から９月11日までの３日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、９月９日から９月11日までの３日間を休会とすることに決定しました。

来る９月12日は午前９時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午前11時56分 散会〕

平成29年 9 月12日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成29年 9 月12日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 承認第4号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第3 承認第5号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第4 議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 日程第5 議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書について
- 日程第11 発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について
- 日程第12 発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森 川 元 晴 君	2番	山 本 辰 見 君
3番	鈴 木 美代子 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	江 元 梅 彦 君
7番	横 田 貴 次 君	8番	荒 井 勝 彦 君
9番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町 長	神 谷 信 行 君
教 育 長	山 本 敬 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君
建 設 部 長	石 川 喜 次 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
税 務 課 長	夏 目 勉 君
秘書広報課長	日 比 郁 夫 君
福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康推進課長	久 綱 勇 君
環境保全課長	藪 井 幹 久 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君
学校教育課長	竹 内 与 七 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君

副 町 長	永 田 哲 弥 君
会 計 管 理 者	坂 本 順 一 君
企 画 部 長	沼 田 治 義 君
経済環境部長	天 木 孝 利 君
教 育 部 長	竹 内 康 雄 君
防災安全課長	石 濱 克 彦 君
企画政策課長	磯 貝 尚 美 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
子育て支援課長	宮 崎 典 人 君
産業振興課長	小 島 康 資 君
建 設 課 長	鈴 木 学 君
水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君
生涯学習課長	河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

昨日、美浜町と社会福祉協議会の皆様が美浜町の高齢者のお宅を祝福訪問されたようでございます。御苦労さまでございました。私ごとで恐縮ではございますが、私の父もことし90歳になり、美浜町がお祝いに来ていただき喜んでおりました。ありがとうございました。

敬老の先輩方が現在の美浜町を築き上げていただき、今、私たちが守りもっと発展させて、決して消滅都市などにならないようにしなければいけないとの思いでございます。また、敬老の皆様がますますお元気で、幸せな毎日でありますよう願っております。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 同意第 4 号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（野田増男君）

日程第 1、同意第 4 号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第4号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定しました。

日程第2 承認第4号 専決処分事項の報告承認について

○議長（野田増男君）

日程第2、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第3 承認第5号 専決処分事項の報告承認について

○議長（野田増男君）

日程第3、承認第5号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第4 議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（野田増男君）

日程第 6、議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（野田増男君）

日程第 7、議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（野田増男君）

日程第 8、議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 9 認定第 1 号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第 7 号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで 7 件一括

○議長（野田増男君）

日程第 9、認定第 1 号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 7 号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上 7 件を一括議題とし、順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について 1 人 3 回までとします。

議長から事前をお願いします。

この議案は決算審査でありますので、28年度予算が適正に執行されているかどうかを審議するのが主眼ですの

で、一般質問にならないように注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」、また「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定されています。議員各位においては、この点をよく留意されて、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

3番 鈴木です。

歳入については、47ページの滞納処分とか不納欠損のところをお聞きしたいと思いますが、滞納……

〔「主要施策」と呼ぶ者あり〕

○3番（鈴木美代子君）

ごめん、主要施策です。ごめんなさい。済みません。

滞納処分についてと不納欠損の状況についてもう少し詳しく説明してください。

○税務課長（夏目 勉君）

ただいまの鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、主要施策のほうの47ページのほうに4番といたしまして滞納処分の状況、5番としまして不納欠損の状況とございます。

まず、滞納処分の状況でございます。こちらにつきましては、平成28年度におけます滞納処分の状況でございますが、滞納整理機構の処分も含めた町全体の数字でございます。

まず、区分、差し押さえの内訳でございますが、機構分につきましては40件のうちの25件が機構の分でございます。預貯金16件のうち機構の分が8件、生命保険4件のうち4件全て機構の分でございます。あと動産5件のうち5件も機構の分でございます。その他の14件のうち8件が機構の分でございます。合計機構の分が40件中25件となっております。ちなみに、その他の14件でございますが、内訳といたしましては、所得税の還付金が12件、給与が1件、年金が1件でございます。

次に、交付要求でございますが、これは滞納者の財産につきまして、競売や差し押さえなどの強制換価手続が行われた場合に、その先行する執行機関に対して交付要求を交付いたしまして、配当を受ける手続のことでございます。28年度におきましては、要求件数は表のとおりでございます。

次に、処分完結につきましても、滞納処分を行った結果、完納になったものが10件、換価・充当されたものが40件ということで、計50件となっております。

以上でございます。

○3番（鈴木美代子君）

愛知県知多地方税滞納整理機構の分が大分あったと思うんですけども、厳しい処分の仕方が1件、私のところにも訴えられておりますが、整理機構をそのまま続けていく考えでおるのかどうか。決算ですから、言い方に気をつけなきゃいけないと思いますが、整理機構についてもう少し説明してください。

それから、110ページの住宅用太陽光の発電についてですけども……違っていましたか。主要施策の110ページの……

〔「そっち側は歳入じゃないので」と呼ぶ者あり〕

○3番（鈴木美代子君）

そうですね。はい、わかりました。

じゃ、決算書のほうで、歳入のほうで、33ページ、浄化槽清掃業許可手数料5,000円ですが、これは1件だけの手数料だと思うんですけれども、以前から何度も指摘しましたように、こうした清掃許可については、複数導入したらどうかというのがありましたが、28年度中にそういう検討はなされませんでしたか。

それから、37ページの児童虐待・DV対策等総合支援ですが、この補助金が出ていますが、補助金をもらって成果が上がったかどうか、虐待があったのかどうか、DVがあったのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、39ページの中長期在留者住居地届出等ですが、これ私よくわからないものですから、詳しく説明してください。

それから、47ページの地下水位調査ですけれども、これは私もよくわかりませんので、詳しく説明してください。地下水については、古布地区としては苦い経験があるものですから、何をどうしたのか詳しく説明してください。

○議長（野田増男君）

鈴木さん。事業の中身を聞いたら、歳入のほうでお聞きください。

○3番（鈴木美代子君）

いや、3回しか聞けないものだから、歳入は。

もう一つは、樋門の操作についてちょっと説明してください。

○税務課長（夏目 勉君）

私からは機構の件について御説明をさせていただきます。

まず、鈴木議員の御質問の中で、機構をそろそろ脱退してもいいんじゃないかという御質問であったかと思うんですが、御承知のとおり、知多地方税滞納整理機構につきましては、平成23年度から発足しており、今年度で7年目を迎えております。機構で学んだ徴収技術ですとか、ノウハウ、スキルを町で生かして、また周囲に伝えていくことはもちろん今職員は実践しております。

しかしながら、機構のネームバリュー、これはかなりの効果があるのも事実でございます。現に機構から予告通知をしました後、すぐに納付をされるというケースも現実でございます。そうした中で、ほか近隣市町、他の5市4町につきましても、今機構の継続も望んでおります。という中で、本町におきましても、引き続き継続をしていきたいと考えております。

また、もう一点、取り立てが厳しくないかという御質問でございますが、こちら御承知かと思いますが、機構に引き継ぐ案件につきましては、滞納額の本税が30万円以上である事案で、かつ徴収が困難であると認められ、またその滞納者に納税資力があると認められる案件というのが原則でございます。言いかえれば、町の督促ですとか、催促ではなかなか応じてもらえない、町では解決が困難な案件を機構に引き継いでおるという状況でございます。滞納者と機構とのやりとりにつきましては、町は直接は見聞きしておりませんので、今言いましたそのような案件ばかり扱う機構ですから、時には厳しいことを言っているのかもしれませんが、機構の職員におきましても、行政の人間の集まりでございますので、法に抵触するような言動ですとか、行動はしていないと思っております。

いずれにいたしましても、税に携わる職員でございますので、税の公平・公正を保つために、職務を遂行しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○環境保全課長（藪井幹久君）

33ページ、浄化槽清掃業許可手数料5,000円についてお答えをさせていただきます。

これは美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の規定の許可に対する手数料でございまして、金額は同条例の13条に規定された金額で、議員おっしゃられるように1件の許可となっております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の判例では、一般廃棄物の収集運搬及び清掃業につきましては、市町村が統括的な責任を有するものでございまして、自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられないとなっております。本町の需給量では、許可業者1社で十分足り得ると判断をした次第であります。

以上でございます。

○子育て支援課長（宮崎典人君）

ただいま御質問のありました児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金84万5,000円でございますが、これは子育て支援課で雇用しています児童家庭相談員の賃金に対する補助金になります。補助率は2分の1になります。この方は教員資格がある方で、業務内容としましては、児童の安全確認等の体制強化のため、DV被害者への相談業務や児童虐待が疑われる家庭の訪問、学校との連絡調整等をお願いしております。

以上です。

○住民課長（茶谷佳宏君）

それでは、次に39ページの中長期在留者住居地等届出事務委託費18万9,000円について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、以前外国人登録という制度がありましたが、その制度がなくなりまして、今の住民票の中に外国人についても登録されるようになりました。そちらの中で、外国人、特に中長期、長い間日本に滞在しておられる方、就労であったり、留学であったり、そういう方の住所地を変更する際の受付事務を法務省より委託を受けて行っているものです。この18万9,000円のうち、ほとんどは人件費に充当させていただいており、残りにつきましては、5,000円のみ、旅費であったり、あとは通信運搬費などに充てているものです。

外国人、中長期に在留する方の住所変更につきまして、平成28年度では22件ありました。そのほかに、月次、月ですとか日々の業務に対するどのぐらいの時間がかかるかということでの算定になりますので、22件あったから、それだから幾らというものだけではないということだけ補足させていただきます。

以上で説明を終わります。

○環境保全課長（藪井幹久君）

地下水位調査委託料1万2,343円について御説明をさせていただきます。

これは、愛知県の委託を本町が受け、調査を行っていることに対しての委託金でございます。場所は上野間字祢宜廻間63-5で、現在は工場ではございませんが、古くから工場として地下水をくみ上げていた井戸で、毎月1回地下水位を調査しているものでございます。本町で定点として調査しているのは、この1点だけでございます。近年、測定月により若干の変動というのはございますが、年平均としては大きな変動はなく、地盤沈下の傾向はないとなっております。

以上でございます。

○建設課長（鈴木 学君）

それでは、同じく47ページ、樋門操作委託金186万5,000円について御説明をいたします。

こちらは、愛知県が管理しております樋門等について、樋門及び防潮扉等の操作委託契約に基づいて支払われる委託金でございます。県の管理しております樋門16基、門扉9基、合計25基の管理の委託料でございますので

よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

鈴木議員。3回目です。

○3番（鈴木美代子君）

整理機構ですけれども、たくさん滞納しているから厳しく言っても仕方がないという言い方でしたけれども、今担当の職員の。確かに私が知っている人もたくさん、今は少なくなったと思うんですけれども、それこそ100万円単位であったかもしれません。でも、その人たちも遊んでいるわけじゃなくて、精いっぱい働いていたり、ちゃんとしているわけで、私は整理機構の人が厳しくてもやむを得ないような言い方はしないほうがいいと思います。私は立ち会って、その方はずっと長年払っています。

私は整理機構を全くだめだというわけではないですけれども、やっぱり整理機構で学んだことがあると思うんですから、もう卒業して自分たちでやったらどうだと、そういう検討をすべきであったと思うんですけれども、いかがですか。

○税務課長（夏目 勉君）

鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、決して機構が厳しくていいというようなつもりで言った思いはございませんので、まずそこは御理解いただきたいと思います。ただ、先ほども答弁させていただきましたが、現実には機構というネームバリュー、これは、こういう言い方をすると、ちょっと町が甘いと言われるのかもしれませんが、町がどう逆立ち、一市町がどう逆立ちしても勝てるものでないといえますか、非常に効果があるというのは現実でございます。これは美浜町に限らず、5市4町、それがあからこそ、やはり機構を続けてほしいというのも現実でございますので、その点を御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありますか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

本来だったら、歳出になるかもしれませんが、歳出の総括の質問をする項目がないものですから、あえて毎年聞いておりますけれども、消費税の影響をどこで聞けばいいのかわからなかったものですから、ついでですから一般会計とそのほかにはこのぐらいかかっているんだということを教えてほしい。

それから、先ほど滞納整理機構の件もありました。これは皆さんのところにも、私たちが請求した資料が届いていると思いますが、5年分の実績がありますが、多分町ですと、今課長から説明があったように、滞納でも2割、3割ぐらいしか回収できないのが、ここへ来ますと、この数字に出ているように全体でも7割、8割の方が対応してくれていると。それで今、同僚議員も言いましたけれども、非常にきつい言葉で、100万円滞納しておった人が1年で払えと、ということは月々10万円からになるわけです。払えるんだったら、今までそこまでためていませんということが、その人の率直な気持ちなんです。1万円とか、1万5,000円とか分割して、そういう対応をしてくれる、これまで町の職員はそうしてくれていたんですね。そうじゃないケースもあるので、ここに出したらよくなったというのはありますけれども、私も――実は今年度からかな、安城市がこの滞納整理機構から抜けました。それから、その前にも豊明だったかどこか、参加していない市町もありますから、そういうところの経験なんかもぜひ聞いていただいて、検討していただきたいと思います。あえてそこは、答弁はいいです。

○総務課長（杉本康寿君）

山本議員の全体の消費税の影響はについてでございます。

この消費税につきましては、歳出に係ってくる消費税でございまして、平成28年度一般会計の消費税の額は1億890万円ほどでございます。また水道会計を除く全ての特別会計も含めると、全会計総額で1億1,294万円ほどを見込んでおります。水道会計を入れますと1億1,643万円ほどになりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○総務部長（本多孝行君）

あえて答弁は要らないということだったんですけれども、やはりこちらの立場も御説明せないかんということで、少しお時間をいただきます。

滞納整理機構へ行くには、いきなり滞納整理機構に送るわけではないということは何回も申し上げておるところでございます。税金が発生したときに、とにかく本税滞納分を減らすような努力をしてくださいと。それが月々1万円なのか、10万円なのか、それは別ですけれども、とにかく滞納を減らす努力とともに、新しい滞納が発生しないように、納期をきちんと守っていただければ、徐々に徐々に税金というのは、滞納は必ず減っていきます。そういったことを真面目にやっていただいている方は大勢おいでになります。そういった方も全て含めて、じゃ、税金が、滞納額がふえたから送ってしまえという形でやっているのではないということは、改めて申し上げたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、いきなり100万円、でも逆に言いますと、本来納めて、皆さん一所懸命苦しいけれども納めてみえるわけです。そういった方からすると、以前山本議員も質疑でおっしゃったことがあるんですけれども、資産があって、いい家に住んでいるのに税金を納めていない、これはやっぱりおかしいよねという、公平をちゃんと守ってほしいということは言ってみえますので、私どもの気持ちも多分わかっていただけると思うんです。あとは滞納整理機構に行ったときに、やはり滞納整理機構の職員、税務課もそうなんでしょうけれども、やはり言い方一つというのは確かに気をつけなければいけないというのはあると思います。整理機構に送ったからといって、どんな言葉も許されるというわけではございません。相手の気持も考えて、しっかりやっていただきたいと。そういう意味では、滞納整理機構のほうにも、私どももこういう話があったけれども、やっぱり気をつけてほしいということは、そういうことがあるたびに申し上げます。

ちょっと話が前後いたしましたけれども、あくまで滞納整理機構には何でもかんでもすぐ送るというわけではないということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

あらかじめ、こういうことを聞きたいということで資料を出していますから、順番に。もしかして、そこはちょっと項目が違うということになれば、指摘してほしいと思います。

まず、109ページの民生費、老人福祉費、これは説明のときにちょっと一定聞きましたけれども、コミュニティハウスの具体的な事業内容と成果についてもう一度確認します。

そして、これはきょうの届けていただいた資料の最後のページに、主要施策に載っていなかったということで、あえて準備してくれましたから、議員の皆さんもぜひ見ながら聞いていただきたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

それから、主要施策の65ページ、個人ナンバーカード、議案説明のときにも少しお聞きしましたがけれども、もう一度840件に対して、これまでの延べの発行件数、少し新しい数字もあるようなこともお聞きしましたのでお願いしたい。

そして、これは総括的な評価で結構ですけれども、セキュリティー対策の費用だとか、あるいは、もちろん電算関係が多いわけですがけれども、あわせてこの発行を担当している地方の発行管理センター、正式の名前はちょっと控えますけれども、ここの負担金、そういった本当に関連する経費が相当にかかっていると思うんですが、その割には、いわゆる最初この制度について便利になると、住民の皆さんは本当に便利になるということでしたけれども、むしろ大変な手続が要るとかいうことではないかなと思うものですから、ちょっとその辺の関連も含めてお願いしたいと思います。

それから、123ページ、保育園の関係の園庭芝生化事業、これの奥田保育園ですけれども、どういう評価をしているのか、それからほかの保育園への展開を計画しているのか、検討しているのかお尋ねします。

それから、129ページの特定教育保育施設の給付、いわゆる大和幼稚園の認定こども園のことだと思いますけれども、この事業が始まったわけですがけれども、準備の段階で想定していた、いわゆる評価というのか、そういうことはどうなのか。それからもう一つ、非常に私は心配しているのが、町の公立保育所への影響が、この事業を展開することによって出てこないか。1件だけですけれども、よその市町ですと、認定こども園というのが公立保育所をやめてでも進めている、そういう一定の流れがあるものですから、非常にそのことを心配しているところでございます。そのことの、いわゆるこの28年度で準備した状況をどういう分析をしているのかお願いしたいと思います。

それから、主要施策の91ページです。きょう資料もいただきました。保育所にエアコンがどういう状況で今設置されているのか。そして、順次整備されていますけれども、残りがどのぐらいあるのかということをお尋ねします。関係するところはそこまでですね。

○厚生部長（西田林治君）

山本議員からのコミュニティハウス事業についての御質問でございます。

コミュニティハウス事業は、地方創生交付金を活用し、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業推進を図った事業であり、本来主要施策に載せなければならない事業の一つでございました。議員の皆様にも深くおわびを申し上げますとともに、お手元に本日配付させていただきました「5、老人福祉費（12）コミュニティハウス事業（地方創生交付金事業）」となっております1枚刷りの資料を、主要施策の追加資料として提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。主要施策並びに実績報告書の77ページの（11）高齢者タクシー料金助成事業、本来ならこの次に記載されるべき事業でございましたので、そこに差し込んでいただけてくださるようお願い申し上げます。今後このようなことのないようにいたしますのでよろしくお願いします。

なお、コミュニティハウス整備事業につきましては、生涯活躍のまちの実現に向け、布土保育所の空き教室を活用して、多世代間の交流ができる場所の整備を行うとともに、車椅子対応型の巡回バスを購入いたしました。美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業推進の活性化を図るということで実施いたしました。

また高齢者対策として、高齢者買い物弱者支援実態調査を行い、買い物に関する支援の方向性を調査いたしました。

コミュニティハウス整備につきましては、整備工事に係る設計・監理を委託により実施しております布土保育園の空き教室を多世代交流室とする整備のための工事を実施しております。工事内容としては、床の張りかえ、トイレ改修工事、給排水工事、空調工事、進入路整備工事を実施いたしております。備品購入といたしましては、ミニキッチン、外部倉庫、可動式テーブル、ファンヒーター等を購入しております。

コミュニティハウス整備の効果といたしましては、床をカーペットに張りかえ、給排水設備や空調設備を整えたことにより、多世代の方々が交流できる場所が創設でき、成果は十分あったと考えております。

今後につきましては、布土保育所園児と地域の高齢者との交流や、子育て支援センターを利用する子育て家庭との交流を中心に多世代間の交流を図り、住民のきずなづくりにつなげていく考えでありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○住民課長（茶谷佳宏君）

続きまして、主要施策65ページの個人番号カードの交付状況について御説明いたします。

議案説明の際、ちょっと数字のほうが悪くおりましたので、再度具体的な説明をさせていただきます。こちらの個人の個人番号カードの交付に当たりましては、平成27年10月から個人番号カードの制度が始まりまして、通知カードの郵送が始まりました。それで個人番号カードの交付に当たっては、28年1月から交付が始まりました。それで27年度、28年1月から3月までですけれども、こちらの交付につきましては、561件の交付を行いました。28年度におきましては、そこに書いてありますように840件の交付を行いました。それで今年度、29年度におきまして、毎月交付を少しずつではありますが行っておりまして、直近で8月末の数字が出てきましたので、この27年1月からの累計で1,604件の交付を行っております。美浜町では、個人の本人確認のための証明書という利用方法しか、余り今現在としてはないものですから、個人番号の交付に当たっては余り伸びていないというのが現状であります。

それから、あと山本議員の質問の中では、中央の発行機関、発行センターへの負担金等ということでありまして、住民課の担当になりますのでお答えします。

地方公共団体情報システム機構というところへ交付金として349万4,600円を払っております。こちらにつきましては、通知カード、個人番号カードの交付に要した経費ということで払っております。

また、これに伴う歳入としましては、補助金で再交付等、個人からの手数料を受けているものを除いて、国からの補助金をいただいております。

以上です。

○秘書広報課長（日比郁夫君）

それでは、引き続きましてセキュリティー対策費用、電算関連の費用について、情報担当から御説明させていただきます。

まず、平成29年7月から国、地方を通じたマイナンバーを活用したオンラインでの情報提供が始まっております。それに伴います情報提供を行うための地方税の所得情報であるとか、自治体からも情報提供が始まりますので、自治体の税情報等が全国の一括した中間サーバー等に登録されますので、それを利用するためにセキュリティー強化することが、平成27年に国から通達がありまして、全国一斉に自治体がセキュリティー強化に取り組んでおる次第でございます。

それで、まず28年度に行いましたセキュリティー対策の内訳としまして、まずマイナンバー利用事務系、いわゆる住基のシステムであるとか、税のシステムにおいて、原則ほかの領域、インターネット等の通信をできない

ようにした上で、その利用している端末から情報を持ち出さないであるとか、その情報にアクセスするための二重認証を図ることが義務づけられ、それが必須条件となりました。住民情報の流出を徹底して防ぐことというのがまず第一の目的で、セキュリティ対策を行っております。

2つ目として、マイナンバーによる情報連携を活用する通信、通称L G W A Nと言われる環境でございますが、国、自治体がつながっております通信の回線でございます。これのセキュリティ確保を要するため、市町の財務会計であるとか業務システムと一般のインターネットは、ウェブの閲覧であるとか、インターネットメールなどのシステムとの通信経路を分断するというを行います。それで、そのL G W A N環境と通常のインターネットシステム間で通信する場合について、ウイルス感染などないように無害化を図るということでインターネット接続を分割するということが必須になりましたので、そうした対策を行いました。

あともう一つは、国のほうから示されておるのが、インターネットをつなげる場合については、都道府県単位で市町村が協力して、インターネットの接続口を設けて接続するというで、自治体の情報セキュリティクラウドを構築し、そちらにインターネット接続口を設けるという3点の指示がありまして、実施したところでございます。

その切り分け等に要した経費でございますが、決算書でございます83ページに、8目の電子計算費の13節の委託料のうち、真ん中辺にあります情報セキュリティ強化対策委託料として、またその下の使用料及び賃借料の情報セキュリティ強化対策機器賃借料として、決算として計上させていただいております。

あと投資効果等々、単独での効果ということではございませんので、全国一律でセキュリティを向上させて、以前の日本年金機構ですか、そちらのような情報漏えいが決して起こらない、安全な利用・運用ということを目指しての施策でございまして、美浜町についても安全なセキュリティ対策を行った次第でございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（宮崎典人君）

それでは、御質問でありました123ページ、園庭芝生化事業の成果、評価並びに今後の他の保育所への展開、計画等についてでございますが、私からは123ページ、129ページ、それから主要施策の91ページ、連続してお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、園庭芝生化事業につきましては、平成26年度の事業でございました。当時県の補助金を受け、実施した事業となります。芝生化する前の奥田保育所の園庭は石や瓦の破片等もあり、園児がはだしで安心して遊べる状況ではありませんでした。ということは、前の担当の方から聞いております。それを施工するに当たり、専門家の指導のもと、園児、保護者、職員そして地域の方が協力して芝生を敷き詰めました。今では園児がはだしで走り回れる環境となり、成果、評価は十分にあったと考えております。

今後の展開、計画等につきましては、現在は維持管理に係る経費だけでありますが、設置費用を考慮すれば、奥田保育所以外の園庭を芝生化するということは困難であると考えております。

続きまして、129ページ、特定教育保育施設給付について、この事業をどのように評価しているのか、また町の公立保育施設の運営に対して、マイナスの影響は出ないのかという御質問でございますが、それにつきましては、特定教育保育施設給付費は子ども・子育て支援法により、知多大和幼稚園が施設を運営するための費用で、平成28年度は3歳から5歳までの対象でしたが、29年度、本年度より、認定こども園の認可を受け、ゼロ歳からの受け入れを開始したことにより、河和北保育所を初めとする乳児の受け入れが軽減され、定員の都合で受け入れができないといった事態も回避できております。美浜に暮らす若い子育て世代にとって、選択肢がふえ、高く評価をしておる次第でございます。よって、町の公立保育施設の運営に対しては、マイナスの評価は出ていない

と考えております。

続きまして、主要施策の91ページになります。保育所のエアコン設置の町全体での現状と設置率の実態、そして今後の計画はどこまで準備されているのかという御質問でございます。町全体における保育所のエアコン設置の現状ですが、職員数、保育室、調理室、遊戯室のエアコンの設置率は77%となっております。これについては、さきに一覧表をお配りしたとおりでございます。合計で48室、設置済みが37台、未設置が11台となっております。今後のこの未設置の11台の計画になりますが、本年度はそのうち3カ所の保育所において、エアコンの設置工事を終えて、既に使用を開始しております。残るところは8台でございます。現在のところは、この8台について平成31年度まで、あと30年度・31年度の2カ年で設置工事を完了する計画となっております。

以上です。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

主要施策の109ページ、里山保全事業ですけれども……違っていますか。

○議長（野田増男君）

4款まで。

○3番（鈴木美代子君）

はいはい、わかりました。4款まで……これ4款だよ。

○議長（野田増男君）

失礼しました。4款だそうです、ごめんなさい。

○3番（鈴木美代子君）

これ私通知していないものだからごめんと言って、朝言おうと思ったんだけど、里山保全事業で、私も前から気になっていたんだけど、ヒメボタルの観察だとか、山王川の生き物の観察だとか、海辺の生き物の観察とか、布土川の生き物の観察だとか、こういったことが本当に自然の姿をありのままに、町民にこれだけ美浜町は自然を大事にしているんだということを伝えられると思うんですけれども、せっかく観察会やって、冊子にしてあるんですか。私は見ていないものだから、ぜひどうなっているのか、観察会した後はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから、次の110ページの住宅用太陽光発電のシステム設置ですけれども、これについては、平成18年からやっているということですが、この28年度まで補助金は総額どのぐらいになりましたかということをお聞きしたいと思います。

それから、私今回の決算書を見て驚いたことがあるんですけれども、すごく流用が多いんですね、予算の中で。私は予算を勉強したときに、できるだけ流用は極力、仕方がない部分もあるけれども、ないほうがいいと、余り勧められない話をお聞きしました。流用がこれだけだんだん多くなるということは、予算査定がどうなっているかということになるものですから、流用について、今回どういうふうで、この流用がこれだけあるのか、予算査定はどうだったのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、131ページの知多厚生病院の運営費補助金の1,984万4,000円です。これは、南知多と一緒にやっているということですが、この積算根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、141ページの火葬場の用地借地料54万3,532円ですが、私よくあそこを通るものですから、あの辺の住民の方にどうなったのとしょっちゅう聞かれるものですから、火葬場ができることになっていると思うんです。

けれども、その辺の、もう少し親切的な説明があったらいいなと思いますし、書類でもいいし、何でも、今はどうしてもできないならできないだけでもいいんですし、そういうちょっと、黒い煙を吸っている町民に対して、もう少し親切的な対応ができたらと思うんです。御存じのように、あそこが動くとすごく真っ黒な煙が出て、みんな本当に大変なんです、周りの人たちは。それについて、もう少し親切的な対応で、もう少し待ってくださいということで、そういう対応がやれたらいいなと思うものですから、28年度に考えなかったかなと思ってお聞きします。

以上です。

○環境保全課長（藪井幹久君）

まず、主要施策109ページ、13の里山保全事業についてでございます。

この自然観察会でございますが、議員おっしゃられるように、年5回開催をしております、その結果につきましては、冊子とかという形は、具体的にたくさんという形ではございません。知多自然観察会というところに委託をしておりますので、そちらのホームページに実は詳しく記録という形で載せさせてもらっているという状況でございます。そちらをごらんになっていただいてということになるかと思っておりますのでお願いいたします。

○総務課長（杉本康寿君）

歳出において予算の流用が多い、基本的には極力流用はないほうがいいとの御質問ではございますが、決算書の備考欄に記載してあります事業別項目に多くの流用事項の記載があります。議員のおっしゃるとおり、極力流用がないほうがいいと思っております。この流用の原因は、例えば、2款の総務費で一例を申し上げますと、72ページ、73ページの1項総務管理費、6目の財産管理費では、庁舎管理事業として、12節の役務費では役場全体の電話代金が携帯電話の普及により、また18節の備品購入費では、人事異動などにより予定していた椅子、机やロッカーの購入に要する費用に不足が生じたためでございます。今までの決算書におきましては、昨年と違ってありますが、財務会計システムのシステム改修がございました。それによって、今まで予算につきましては、事業別に組みかえております。それ以前は事業別でなくて、例えば、11節の需用費が幾らだけの部分で、大きな事業というのは細かく分類されていませんでした。それで事業別に機械を、会計システムを組みかえておりますので、事業間に同じ11節でも項目が違ってくれば、流用をかけなければならないというシステムになっております。したがって、本来であれば、流用は——決算書の72ページの中段ほどに、予備費、支出及び流用増減額の欄がございます。こちらのほうは、例えば、6目の財産管理費においては、ゼロとなっております。ですので、目にしては、流用はございません。されど、事業別の項目を見ますと、事業単位でいくと流用が出てくるというのはシステム上の問題でございますので、今後、この決算書につきましては、こういうスタイルになろうかと思います。

したがって、決算書においては、各課にわたっている流用につきましては、いずれにいたしましても、流用については、事業の執行上、やむなく流用したものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、今後は平成29年度の決算状況をよく見きわめまして、平成30年の予算の調整をしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○健康推進課長（久綱 勇君）

それでは、私から、決算書の131ページの知多厚生病院運営費補助金についての積算根拠についてお答えさせていただきます。

まず、この補助金につきましては、美浜町、南知多町の地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、医療法

第31条に規定する公的医療機関である知多厚生病院の運営に係る経費のうち救急医療に関する経費に対して、補助をさせていただいたものでございます。この補助金の金額につきましては、特別交付税の対象として算定されるものでございまして、金額の算定につきましては、交付税の定める算定方式に基づきまして、交付をさせていただいております。交付算定の方式としましては、救急医療に要する傷病者のための専用病床の数1床に対しまして169万7,000円、それから医療機関基準額としまして3,290万円の金額が算定基礎となっております。1床に対しまして169万7,000円、知多厚生病院につきましては4床ございますので、この4床分とそれから基準額ということで、合計3,968万8,000円となります。この金額に対しまして、私ども美浜町と南知多町の両町で2分の1ずつ補助金として交付をさせていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは、私からは2点回答させていただきます。

まず1点目、主要施策の110ページ、住宅用太陽光発電システムの設置費補助でございます。こちらにつきましては、28年度においては、1キロワット当たり2万円、上限が4キロワットで8万円という形で補助をしたものでございます。議員の御質問でございますが、申しわけございませんが、手持ちの資料としましては、こちら主要施策に載った補助金額、直近の5年間の合計額ということでございまして、1,599万1,000円でございますのでお願いいたします。

続きまして、火葬場用地の借地料、決算書141ページにあります火葬場用地借地料でございますが、こちらは54万3,532円でございます。こちらは議員おっしゃられるように、今現在ある河和字道土282-1、そちらにある知多南部衛生組合の火葬場が、こちらが河和区の財産ということで、そちらに支払っているものでございますが、議員おっしゃっておられる説明をというお話だと思います。

現在、本町、知多南部衛生組合及び南知多町で新火葬場の建設計画を、検討を進めているところでございます。こちらにつきましては、議論が煮詰まってくると、手続の中では住民説明会だとか、そういったことも必ず必要になってきます。そういった際には、地元にも十分な説明をと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありますか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

少し質問を落としたものがありましたので、先ほどの園庭芝生化事業のこと、最後に何とかだから困難だということで、ちょっと理由がはっきりしませんでした。最初のほうに、成果については、本当に子供たちにも喜んでもらっているし、いいことだと思っているということで、26年からということだと、26年、27年、28年ということで、もう次の保育所に展開していい、時間的にも相当あると思っているんです。決して毎年やって全部埋めろということではありませんけれども、今、西側だけですから、東で1カ所、それから順次そういうことは、部の中で、担当の中では検討していなかったのでしょうか、そのことだけお聞きします。

あと2点です。主要施策の77ページ、高齢者タクシー料金助成、少しずつ毎年の利用者はふえているようですが、まだこれでも一部、利用したい人から見るとまだ一部じゃないか、手続上でも相当苦労するということがあるようですけれども、町民の皆さんへのPRをどうやってやっているのか。

例えば、もう一つは、99ページの高齢者肺炎球菌ワクチンの接種、対象者に対して、対象人数に対して16.2%ということで非常に、もちろん高齢者ですから、うんと高齢で寝たきりの方も含めた人数からのパーセントだと

は思うわけですが、少しやっぱり低いな、もっと上がってもいいんじゃないかなと。特に高齢の場合ですと、肺炎になって本当に苦勞している方も見えますので、このPR、先ほどのタクシー料金も含めて、今各地で18以上の20カ所ぐらいで取り組んでいる生きがいサロンだとか、それから、ことしも今ごろから始まります敬老会だとか、そういうところでのPRなんかも含めて、町民へのPRというか、もっとやっぱり利用してほしい。町としては少なれば経費がかからずに済むかもしれませんが、そうじゃないなと思いますから、いかがでしょうか、3点お願いします。

○子育て支援課長（宮崎典人君）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

園庭の芝生化事業、当時平成26年度実施をされました。当時は全額補助で施工しております。当時の金額で464万円ほど支出をしております。この金額を当時は全部補助金という形、県の補助金を利用して運営をさせております。現在、制度は随分変わってきておりますので、今後、例えば、議員のおっしゃる東部には3園ございますが、その園庭の広さ等を考えると、全部芝生化するということになると、今の奥田よりもどれほど広い面積であると思っております。ですので、単純に500万円強のお金をその芝生化事業で施工してやるのか。もちろん子供にとっては、はだして遊べたり、そういうメリットはございますが、単純にそういう金額を考えますと厳しいというのが現状です。よって、もちろん今後26年以後、芝生化ということも考えておりましたが、やはり費用対効果を考えますと、非常に厳しいというのが現状ですので、今のところは芝生化というのは考えていない現状でございます。

以上です。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

高齢者タクシーの助成につきましての御質問だと思います。

高齢者タクシーの助成事業につきまして、町民へのPRをどのように努力していますかという御質問だったと思いますが、毎年広報に年2回掲載し、PRをしております。掲載時期は年度当初の4月、それから敬老の日がございます9月でございます。そのほかにPR方法といたしまして、民生委員さんであるとか、ケアマネジャーさんという方々に高齢者の見守りであるとか、介護の事業に携わっておられる方々に事業の御紹介をしていただいております。先ほども敬老会であるとか、時を見てPRしてくださいというお話でしたが、そちらのほうも今後考えてまいります。今後も高齢者の外出支援について、活用をぜひ皆様にしていただけるようにPRをしてまいりますと存じていますのでよろしくお願いします。

○健康推進課長（久網 勇君）

それでは、私から、主要施策の99ページと先ほどおっしゃられました、96ページかと思いますが、こちらの高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についての具体的なPRはということでお答えさせていただきます。

こちらの予防接種に関する広報につきましては、広報みはま4月号から10月号、それからさらに4月号に折り込みで、保健センターの事業紹介ということで、別冊子で保存版で入れさせていただいております。ほかにホームページ、それから関係する医療機関等でPRに努めさせていただいているところでございます。またあわせて、ケーブルテレビにつきましても、10月に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種と高齢者インフルエンザワクチン、こちらをあわせて、広報を行うということで考えております。

なお、予防接種につきましては、その予防接種の接種効果だとか、副反応、接種時期など、いろんなことについて、ある程度正しい知識を御理解いただいた上で、接種いただくということが大事かと思っておりますので、先ほど議員のほうからおっしゃられましたように敬老会だとか、高齢者サロンに参加されている方は基本的には

高齢者ということで、説明を私どもがさせていただいた中で、誤解が生じていけないかなということも考えますので、こういった広報だとかホームページだとか、ケーブルテレビだとか、こういった広報媒体を使いまして、一緒に生活されてみえる方だとか、御親族だとか、若い方にそういったことも御理解いただいた上で、高齢者御自身の接種等に結びつけていただくというような形でお願いしたいと思っておりますので、サロン等での活動、または敬老会等でのそういったPR活動は、今のところ考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

自然観察会について答弁をもらったんですけれども、その結果はホームページでしたか、それに載っているということで、私もパソコンは使わないものですから、一度も見たことはないんですね。この対象は、町民全体が本当に利用できるように全部の町民に対して報告すべきであって、ホームページだけに載せればいいという問題じゃないですよ。やっぱり例えば、5年——5年に1遍じゃちょっと回数が少ないけれども、何年かに1遍、二、三年に1遍、そういう冊子をつくったらいかがでしょうか。私も知りたいなと思うし、ヒメボタルというのは本当にまだまだ珍しくて、普通の蛍、ゲンジボタルもこの辺は前はいたけれども、今はいなくて、ヒメボタルは前見たことあるんですけれども、今は見たこと——よう見んですけれども、そういうことなんかも、ぜひせっかく観察会で調べたことですから、町民みんなに教えてあげていただきたいと思うんです。

それから、通告はしていなかったんですけれども、保養施設の利用助成状況です。これについても、毎年利用者が例えば、27年から28年に向けて利用者がふえていまして、これも3枚もらえたのが2枚になっているんです。この利用の多さを見るとやっぱり、もちろん高齢者社会ということも、高齢者がふえたということもあるかもしれないけれども、本当に福祉のいい見本だと思うものですから、3枚にするという検討をしなかったかどうか、ぜひすべきだと思うんです。お答えください。

○環境保全課長（藪井幹久君）

それでは自然観察会の件についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁させてもらったとおり、詳しくはホームページという状況でございます。また、5年に1度ぐらいはまとめた冊子でどうでしょうというお話につきましては、今後の検討という形でお願いをしたいと思います。

以上です。

○厚生部長（西田林治君）

かんぼの宿の利用助成の話でございます。利用者数については、対象者数、高齢者の割合はふえていきますので、対象者数がふえてまいります。この部分につきましても、利用率でいいますと、伸びておりません。利用者数は若干伸びてきていますけれども、利用率でいくと若干伸びておりません。現状維持のままということになっております。我々担当者としては、これを、3回を2回にしたというのは、高齢者タクシーの助成を始めたといういきさつで、ここの部分を減らしております。限られた財源ですので、これから先、我々が考えるとすれば、高齢者タクシーを何とか、この利用のほうで、こっちの援助をふやすのであれば、こっちを何とかしていきたいと考えておりますので、このかんぼの宿の3枚というのは、今のところ考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

鈴木議員。3回目です。

○3番（鈴木美代子君）

利用率もふえているんじゃないんですか、47から48に。これから高齢化社会で本当にお年寄りがふえてくるんです。お年寄りは大したことじゃなくてもうれしいことがあると本当に幸せを感じるもので、例えば、保養施設

に行くにしても、私はまだ使ったことがないですけども、やっぱり何遍か行きたい人は行くんですよ。私の近くの人も行くんです。昔はよくカードを借りてでも行く、今はできませんが、保養施設に行きたいからといってそういう話があったんだけど、やっぱり私はぜひ保養施設はこれから高齢化社会に向けて、高齢者が喜ぶ施策の一つとしてぜひ考えてみてください。それで、先ほどは検討したかどうかをお聞きしたんです。

確かに高齢者タクシーも使う人は使うと思うんですけども、高齢者タクシーも初乗り料金だけだから、初乗り料金だけじゃなくて、もう少しふえるといいんですけども、そうするとお金がたくさんかかるから、私はもっと身近なところでお年寄りが幸せを感じる施策がこれかなと思って、そう思うんですけども。高齢者タクシーについても利用がふえていますと、そんなに利用はふえていないんじゃないかなと思って、ぜひいろいろ考えてみてください、本当に。

○厚生部長（西田林治君）

両方ともふやせということでございますが、財源があるなら両方ともふやすというのがやまやまでございますが、限られた財源ですので、どちらが必要なのか、ただお年寄りの楽しみだけをふやすという考えもありますし、タクシーの場合は、何とかそこに行きたいけれども、足がないよという部分の使い道もございまして、そういうことを考えて、どちらが優先かということもよく考えて、我々としては選択をしていきたいと考えております。財源があれば、当然両方やりたいものは事実でございまして、その辺でまた検討を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開を10時40分とします。

〔午前10時23分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

私は今の項目のところでは2つほどですけども、1つは175ページ、それから主要施策では145ページに載っています既成市街地整備事業、この実績でございまして。説明会のときに一定のこういうことをやっているということはありましたので、あえてそこを繰り返して説明は求めませんが、28年度に計画を始めて、今後どういうスケジュールで実現に向けていくのか。例えばモデル地域を決めてとか言っているんですけども、私はどうしてもこのページに出てきます奥田駅前整備とか、いろんな事業がたくさん今から並ぶわけですけども、ひょっとして、うんと後回しになるんじゃないかなという気持ちが、すごく心配しているところがあって、28年度の実績が29年度にどう生かされていくのか。それから、各区に対して少し説明が始まったようですけども、町民に対してはどういう形でPRをしていくのか。いわゆるもちろん区の役員は代表になるわけですけども、町民に対するPRなんかのこともお聞きしたいと思います。

それから、もう一点は、きょう、スポーツ利用者の年度別の比較ということで、5年間じゃなくて5年前との比較で数字を出していただきましたけれども、主要施策の194ページの総合グラウンド、第2グラウンドの利用者の状況、あえて体育館だとかテニスコートのことは触れません。グラウンドに限って質問しますけれども、28年度は極端に減っているということで、何を言いたいかといたら、減っているからもっと元気になってほしいというのは一方であります。スポーツの人も頑張ってもらいたいし、子供たちも、それから若い人たちのサッカーも野球もソフトも含めて頑張ってもらいたいというのは一方ですが、総合公園のグラウンド拡張、あるいは奥田駅前の公園整備、ここには陸上競技用といいながら、真ん中にはサッカーもできるというようなことをうたって準備しているわけですから、その前提条件、いわゆる利用者がふえて、まとまれば、もっと参加者というか利用がふえるんじゃないかということの前提条件が崩れてないかということで、グラウンドの利用者の状況をどう評価しているのかをお願いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは、まず既成市街地整備事業についてお答えさせていただきます。

28年度につきましては、既成市街地整備事業支援業務ということで140万円ほどの業務を委託させていただきました。こちらにつきましては、美浜町の中の市街化区域の既成市街地の中で、どういった路線、どういった地区で今後整備事業ができるか、やるべきかということを洗わせていただきました。町のほうで各学区ごとに、この辺が要るなという路線をまず選定させていただいたのが28年度の業務でございます。

それから、今年度でございますが、この間も説明させていただきましたけれども、各区のほうに町の家をもらして、今、区のほうから回答をいただきました。現在のところ、町で対応するべき案件だなというところが1件ございます。というのは、県道整備等が上がってきておるところもありますので、町道路線の拡張とか空き地の利用、空き家の取り壊し等に向けて整備をしていきたいという区からの申し出がございます。そういった地区につきましては、今年度は、やろうという地区の計画書をつくります。それは、区、地主の方にも入っていただいてプランを立てさせていただきます。そういったプランについては、当然状況を報告するということになりますし、来年度以降は今年度計画を立てたところについて事業の実施に向けていくと。さらに、今年度上がってこなかった地区についても、来年度はほかの地区はないかということを再度また地区のほうにおろしていただいて、順番で各地区をやっていききたいなと思っております。

運動公園等との事業費の関係でございますが、こちらの既成市街地整備事業につきましては、狭隘道路ですとか空き家の関係の補助金等も使えるものは使ってやっていきますので、今年度も予算もつけていただいておりますし、来年度以降も運動公園等の整備事業と並行して実施していくものでございます。

○議長（野田増男君）

グラウンド整備に関しては、10款教育費のほうでお答えしたいと思います。

○2番（山本辰見君）

失礼しました。じゃ、次のときにまた聞きますけれども、今の件、町長だったか部長だったかの以前の答弁で、市街化整備計画についても、できるものなら都市計画事業の一環としてやれないものかと。やれるということは聞いていませんけれども、整備の仕方によってはそういう利用の仕方もあるのかなということで、いわゆる都市計画税を使った事業に展開できないかということで、その辺の検討はどのくらいしているんでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

市街地整備事業のいろいろなメニューがある中で、都市計画決定して都市計画事業としてやれる規模のものもございまして、今現在、各地区から上がってきておるものと、都市計画決定できるような案件のものは今の

ところございません。ですので、都市計画税を充当するという事業が今のところではございません。

ただ、市街地整備事業は非常にいろいろなメニューがありまして、駅前の再開発とか、そういったものもありますので、今回、上がってきておるものにつきましては、先ほども言いましたけれども、ほかの補助メニュー、道路の関係ですとか空き家の関係の使えるメニューの補助を充てて対応していきたいと考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

主要施策の128ページの土地改良事業の負担金のところですけれども、わからないところがあるから教えてください。

県土地改良事業団体連合会負担金のところで、国会、半田支会、吉田下池と分かれているんですけれども、半田支会というのはどういう意味でしょうか。済みません、お聞きします。

それと、これは主要施策ではありません。決算書の169ページの橋梁点検業務委託料534万5,941円、橋梁点検負担金、これはどこの橋のことか、橋を幾つも兼ねているのかお答えください。

それから、175ページの民間木造住宅耐震診断委託料、それから改修の補助金ですけれども、委託料、これ診断は15件分で何とかあるんですけれども、改修がなかなかお金が要るから、そうたくさん出ないですね、いつも。思い切って、それこそ若者対策にもなると思うんですけれども、もう少し改修事業費補助金の増額を考えなかったかどうか、この28年度の。多分、問い合わせもあったらと思うんですけれども、もう少しなかったかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（鈴木 学君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、主要施策のほうでございます。県土地改良事業団体連合会負担金、国会と半田支会、2つあるということですが、これは愛知県土地改良事業団体連合会という組織が国会になります。その下部組織として半田支会という形で、場所は昔の知多事務所、今、知多総合庁舎でございますが、こちらで事務を行っておる半田支会、こちらへ負担金としてお支払いした額でございます。

次に、決算書のほうの169ページ、橋梁点検業務委託、あと橋梁点検の負担金、こちらでございますが、橋梁等の道路構造物が劣化していくことを踏まえ、5年に1回の頻度で点検を行うこととなりましたので、平井陸橋初め2橋、石田橋初め12橋、合計14橋の橋梁の点検委託に要した費用でございます。

平井陸橋でございますが、陸橋というのは鉄道の上にかかる鉄道交差橋のことでございます。今回、委託について鉄道交差橋が2橋ございます。2橋の部分と、一般の道路にかかる石田橋初め12橋、こちらについては分けて発注しておりますので、2本発注した分の合計金額が534万5,941円という形になります。

あと、橋梁点検の負担金でございますが、こちらの負担金というのが、先ほど申しました陸橋、鉄道橋でございます。こちらにつきましては、線路の上にかかる鉄道交差橋でございますので、どうしても電車が通行しておる時間帯には点検は一切できません。ですから、終電が終わった後に名古屋鉄道さんの協力をいただきまして、送電の停止または架線の保護、あと業務に対する立ち会い等、こういった形の協力のもとに行うものでございまして、そのために負担金として支出をいたしました金額が235万円になりますので、よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは、175ページの建築物の耐震改修の促進事業に関してお答えさせていただきます。

まず、関連がありますので耐震診断と耐震改修費、両面で説明させていただきますが、まず耐震診断につま

しては、無料診断ということで、広報等を通じて昭和56年以前の旧基準の建築物について耐震診断をやってくださいというPRをやっております。予算上20件の予算を見ておりましたけれども、実績としては15件の耐震診断の申し込みがありました。こちらにつきましては、全額負担ということで、国で2分の1、県と町で4分の1ずつを負担しておるものでございます。現在も診断につきましては、毎月、広報へ載せてPRを継続しております。

一方、耐震改修ですけれども、鈴木議員御指摘のとおり、補助はしております。これも国の基準がありますので、国の基準に応じまして最高で90万円というような格好でやっておりますけれども、ただ、実際に耐震改修をやろうとしますと、その部分だけということにはならないので、相当なお金がかかります。ということで、どうしても二の足を踏んでしまって、診断数に対して耐震改修工事というのが進んでいないというのが現状といえは現状でございます。ただ、国のほうで、今まだ検討中ですけれども、補助金を少しふやしていこうという案も来ておりますので、それに応じまして町も当然負担額がふえますが、ふやしていただければ町もそれに応じて裏負担分を出して推進していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

耐震改修についてです。確かに私も今言いましたように、改修するとなるといろいろ出てくるものですから、お金はいっぱいかかるんですね。でも、例えば今、高齢者夫婦が住んでいたうちを若者が定住するために、そこに手を入れるとなれば、それこそ人口をふやすための、若者をふやすためのそういう施策にもつながるものですから、国も検討しているということですので、美浜町もこれからはそういう若者が入る、人口がふえる対策として、ぜひ改修の額をふやしていただけたらいいかと思うので、そういう検討をぜひしていただきたい。

○議長（野田増男君）

議長から言います。簡明に質問してもらって、自己の意見を余り述べないように、よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

補助金につきましては、現在、国のメニューに準じてやっておりますが、町でふやすとなりますと、それだけ町単費の持ち出しということになりますので、補助してあげたいなという気持ちはやまやまですが、金額的に非常に大きい事業になりますので、そこら辺はいろんなメニューの中で、できるものをPRしながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で第5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

先ほどの質問はちょっと繰り返しますから、あえて文書を読み上げません。グラウンドの利用状況について確認させてください。

それから、1点、通告していませんが、多分簡単にわかる場所なのでお願いしたいと思います。決算の223ページ、いわゆる給食費の賄材料費、ここでは8,590万円、8,600万円ちょうどぐらいの支出をしているわけです。

が、以前に聞いたときに、５％から８％に消費税が上がったときに、材料費の上がり分を転嫁するんじゃないかと、町も努力しているということでしたが、歳入のほうの給食費を見ますと、ほとんど一緒じゃないかな、金額的にも8,527万円ということですから、せいぜい70万円ぐらいの違いですけれども、その背景というか、町が賄い材料で努力しているところをちょっと説明願いたい。

といいますのは、ゆうべ、けさですけれども、南知多町の議会でも同じような話があって、南知多町では賄材料費が値上がりして、特に下だから運ぶのに経費がかかっているのか知らんですけれども、美浜町と一緒に小学校と中学校の給食費ですが、結構な金額、500万円ぐらいの補助を町がやっているということでしたけれども、中身としては、南知多の例をとるならば、賄材料費をうんと安く抑えてくれているのかどうも含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

○生涯学習課長（河村伸吉君）

議案説明会においても山本議員より御質問をいただいておりますスポーツ利用者の推移をどのように見るかについてでございます。お答えさせていただきます。

主要施策194ページにスポーツ施設の利用状況として、平成28年度の実績データが載せてございます。年間利用者が、総合公園グラウンドでは1万3,761人、第2町民グラウンドでは2,296人となっております。平成27年度実績と比べ、その変化をどう見るかという御質問でございました。

資料を御用意しておりますので、生涯学習課資料1をまずごらんください。

5年間のスポーツ利用者等の推移ということで、平成23年から平成28年の数字です。まず平成28年度では、スポーツ利用が8,169人、スポーツ以外が5,592人、計1万3,761人です。スポーツの利用者が平年は1万人台なのに比べて2,000人ほどの減少となっております。その理由としては、平成27年度より利用が始まっております日本福祉大学の専用グラウンドの大学生の利用が、そちらにシフトしたことが挙げられると考えております。スポーツ以外では、タウンマラソンが中止となったこと、その他もろもろのイベントが平年に比べて少なかったことが理由として挙げられると思います。

平成27年度では、スポーツ利用が1万597人、スポーツ以外では1万3,743人、計2万4,340人の利用がございました。スポーツ以外での利用が多いのは、町制60周年事業、山車まつり、JAフラワーフェスティバルなど、5年に1度の特別な年であったことが理由として挙げられると思います。ただ、この2年だけを見ると少し極端な数字となっておりますので、もう少し別の視点でデータを用意させていただいております。

生涯学習課資料2をごらんください。

これは、町のスポーツ施設利用者の平成28年度と平成23年度だけを抜き出して5年間の比較を示した表となっております。上の表、1の美浜町総合公園体育館の表では、一番下に合計欄がございます。体育館の平成28年度の利用者数、スポーツ利用とスポーツ以外の利用の合計ですけれども8万3,104人で、平成23年度9万1,629人に比べますとマイナス8,525人で9％の減少となっております。

また、スポーツ関係で見ますと、a、b、cの合計ですけれども、Aというところで、平成28年度が4万1,961人、平成23年度が3万6,480人でプラス5,481人で15％の増加となっております。

次に、真ん中の表ですけれども、グラウンド、テニスコートの表では合計の欄、下から4段目ですけれども、平成28年度が2万5,334人、平成23年度が3万2,799人でマイナス4,945人となり16％の減少で、その下の段、スポーツの利用者、Bというところなんですけれども、平成28年度が1万9,742人で、平成23年度は2万2,509人で、やはりマイナス2,767人で12％の減少となっております。総合計の欄ですけれども、生涯学習課所管施設では10万8,438人と12万1,908人との差、マイナス1万3,470人となりマイナス11％ですが、スポーツの利用者では6万

1,703人と5万8,989人の差、プラス2,714人で5%の増加となっております。このことから、施設の利用者総計は減ってはいますが、そのうちスポーツはわずかではありますが5%増加していることがわかっていただけたと思います。

次に、下の表です。3、小学校、中学校の一般開放のデータをごらんください。

本町では、学校の体育館やグラウンドを一般の方に利用していただいております。ここで、グラウンドの欄、上から2段目、少し網かけしている欄ですけれども、平成28年度では1万3,638人、平成23年度では9,212人でプラス4,426人で48%の増加となっております。

まとめてみますと、米印の1のところですが、資料の一番下から2番目の表ですが、スポーツ利用人口の割合、合計欄をごらんください。

AとBとCの合計です。平成28年度が10万7,380人、平成23年度が10万6,845人でプラス535人、0.5%の増加でした。

一番下の米印の2では、グラウンド関係のみの総数を抜き出してあります。総合公園グラウンドと第2町民グラウンド、そして小・中学校のグラウンドの利用者合計でございます。枠が網かけとなっております。平成28年度では2万5,483人、平成23年度では2万6,111人でマイナス628人、0.43%の減となりました。このことから、グラウンド利用者数は減少傾向ではありますが、町の施設全体の利用状況からは、ほぼ横ばいであるということがわかっていただけたと思います。ただし、資料1でごらんいただいたように、今、利用状況に変化が見られておりますので、ふえた減ったという視点だけではなく、もう少し長い目で状況を把握しまして分析する必要があると考えております。

なお、実績報告のデータが今回のように読み取りにくいという問題がございますので、次回からは表示の仕方を工夫して、スポーツの利用人口の推移がわかるようにさせていただきたいと思っております。

これをもって議案説明会での質疑の答弁とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

グラウンドの利用者数につきましては、今の生涯学習課長の説明にありましたけれども、それで総合公園、運動公園についてどうだという御意見をいただきました。総合公園について申し上げますと、交流の拠点という位置づけと、あと一つ、第2グラウンドの代替地という役割があります。目的があります。現在、第2グラウンドの利用者数がちょっと減少傾向にありますが、今現在、野球での使用が制限されているということ、あと、施設が古いということもあって、使い勝手などの問題もあって利用者が減っているのかなということを思っております。それで、新たに総合公園を拡張して、硬式野球もできるようなグラウンドに生まれ変わるということで、新たな利用者の方、あと、集約的に使い勝手がいいということで町内、町外からの利用者もふえるということを見込んでおります。

また、運動公園につきましては、今、大学のグラウンドの利用率が上がっておるという話もありましたけれども、あちらが、まず目的が新たなにぎわいの拠点、学園活動を通じた地域の活性化ということも考えておりますので、これまでにない陸上競技場というものを中心として、運動公園を整備することで町外からの交流人口をふやすということ、または日福の学生さんで美浜町に住んでいただける方をふやすということで、そういったことが地域の活性化につながっていきますし、住民の方としても今まで奥田地区、公園がなかったですけれども、活動できる場所がふえるということになると思います。

そういったことで、経済的にもそういった見返りというものが当然発生してくるということを考えております

ので、今現在、グラウンドの利用数、若干少なくなっておるとか、ふえたり減ったりという状況があります。ただ、人口減少しておる状況、少子化という状況の中で、ほぼ横ばいということは、スポーツ人口がそんなに減少している状況ではないのかなという捉え方もしておりますので、運動公園事業、総合公園拡張事業の前提が崩れるとは捉えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○学校給食センター所長（夏目明房君）

山本議員の御質問にお答えします。

主要施策の195ページにも載っておりますが、歳入と賄い材料で支払った歳出とは、約60万円ぐらいの差がございます。昨年度の主な原因は、インフルエンザによる学年欠食またはクラス欠食、賄材料費といたしましては、基本的には物はとめさせていただきますけれども、急に発生する例えば台風だとかインフルエンザによって、翌日からクラス欠食になった場合は、その部分とはめられない部分もございますので、その部分は役場持ちというか、給食センターの賄材料費でお支払いをしております。基本的に、まず賄い材料を発注する段階においては、予定する食数を確認して、その月の分を賄材料費として発注しておりますので、基本的には月ごとはプラス・マイナス多少ございますが、年間通して発注する量と収納金額を合わせて発注しておりますので、金額が多少多いのは台風の影響だとかインフルエンザの影響によるものでございます。

ですから、美浜町においては、あくまでも小学校230円、中学校260円の賄材料費で対応させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

主要施策の159ページに学校生活適応指導推進事業というのがあって、適応教室のことについて説明があると思います。適応教室について、そこに児童の推移が書いてありますが、27年度は減っていたんですけども、またちょっとふえて、27年度が3人だったのが28年度は7人になっていますね。ふえた状況を私もすごく心配なものですから、ぜひもう少し説明していただきたいというのと、例えばここの説明文の中に、いじめ・不登校対策協議会や部会も開いたとあるものですから、現実にいじめが何件あってどうなったのか、その辺を詳しく説明していただきたいと思います。

それと、決算書のほうの199ページ、それと205ページに、扶助費で準要保護児童・生徒の学用品費があると思うんです。小学生は79万7,303円、中学校は81万2,430円支給されていますが、28年度は何月に支給ができたのかお答えください。

○学校教育課長（竹内与七君）

それでは、議員の言われる、まず最初にいじめ・不登校の件数でございますけれども、平成28年度で実態といたしましては新規認知件数が13件、そのうちに解消された件数が8件、継続しているものが5件でございます。前年度と比較いたしますと、認知件数では1件の増加となりました。解消件数は同伴、同じ8件でございます。それから継続件数につきましては、1件増の5件となっております。該当校におきましても、全体で見守っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、適応指導教室の主要施策の159ページの通級児童・生徒の推移ということで、前年度と増額になってということでございますが、28年度の内訳といたしまして、小学校の3年生が1名、それから中学校1年生が3名、中学校の3年生が3名の合計7名でございます。前年度と比較をしますと4名増となっておりますが、その大きな要因といたしましては、学校からの呼びかけによるものでございます。

不登校の数でございますけれども、不登校の状況でございますが、今年度は小学校が11名、中学校は20名の31名でございます。前年度と比較いたしますと、小学校では4名増、中学校におきましては1名の減となっております。不登校の理由につきましては、無気力、複合型、不安型、情緒型の順となっております。不登校につきましては、そんなにはふえておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

準要保護、済みません、議会でも答弁させていただきましたけれども、今年度につきましては、5月に支給しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「28年度は」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（竹内与七君）

28年度は5月に。

〔「29年度は」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（竹内与七君）

29年度も5月です。一緒です。

以上です。

○3番（鈴木美代子君）

ちょっと何かいじめ・不登校のところがわかりにくかったんですが、いじめ・不登校の数が小学校で11名、中学校で20名と答えられたと思うんですけれども、20名というのは随分ふえたなと思うんですけれども。もう一回きちんと説明してください。

○学校教育課長（竹内与七君）

中学校では昨年度は21件、昨年度というか27年度が。28年度は20名です。1件減となっております。よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに。鈴木議員、3回目です。

○3番（鈴木美代子君）

不登校が一時減少傾向にあったように思うんですけれども、またふえたということですね。その原因は何でしょうか。20名を超す不登校・いじめがある原因は何でしょうか。

それと、31件ですか、小・中合わせて。いじめ・不登校対策協議会の中でどういった話し合いがなされて、どういう指導がなされたんでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

先ほどの件数は不登校のほうでございますので、いじめとは違いますので、さきの合計31名というのは不登校の数でございます。

協議会でどのように指導をされたかということですが、各学校の先生方が一応早期発見ということで努めておられます。アンケートをとったりとか、いろんなことをして早期に発見して、それぞれ先生方が対応を、1人じゃなくて皆さん、校長先生を初め皆さんで対応していただいているところでございます。

〔「指導を、どんな内容に指導したかという対応を」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（竹内与七君）

ちょっと手持ちの資料がありませんので、また後ほど調べて回答させていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

資料請求させていただき、議案説明のときにも説明を受けましたので、くどくどは聞きませんけれども、町債の残高を完済までというか見やすいように、利率の順でずっと並べていただきましたけれども、率直に言って、例えば臨時財政対策債とか、いやが応でも国から政府資金から借りなきゃいかんのもあると思うんですが、地元の知多農協、あるいは信用金庫だとかいう形のところは、少額というのはいかんですけれども500万円程度の事業であれば、地元の活性化も含めて、あるいはぜひ使ってほしいなと思うわけですからけれども、なかなか利率がそんなに高いのは残っていないように思うんですが、いわゆる利率の低いのに転換できるのは政府のほうではとてもじゃないけれども、そういうことはできないということを聞きましたので、そういう面では極力地元というか、政府資金じゃない形で借りるようなことは、これまでそれぞれの部署も検討して、これは最終的には総務のほうで判断することになるのか、その辺の検討状況というか概算で結構ですから説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（杉本康寿君）

地方債の件でございますけれども、当然、率はいろいろございます。特に縁故債を借りたらどうかという御質問かと思えます。本町は起債を借りる大前提といたしまして、当然利率が低いものをお借りいたします。それと、特別交付税等々、あと基準財政需要額の算定基礎の部分もできます。というのは、交付税をいただける部分もございますので、一番有利な方法で検討しておりますので、縁故債は特別交付税の算定基準に合うものであれば縁故債を利用させていただきますけれども、一般的に政府系の資金でございますと交付税の対象にもなってきますので、率の一番いいほうを選定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。横田議員。

○7番（横田貴次君）

お時間のないところ大変恐縮ではございますけれども、決算認定制度における一次的意義に基づいて1点質問をさせていただきます。

昨年12月に開催されました平成28年の第4回定例会におきまして、本特別会計事業の内容について一般質問をさせていただきました。答弁の概要といたしましては、使用料の見直し、また事業の方向性を大きく検討していくというお答えを頂戴いたしました。

一方で、平成28年度の決算認定に当たり、美浜町の監査委員による平成28年度の決算審査に際する意見書の結びに、こう記してあります。特別会計については、一般会計の財政圧迫の要因とならないよう心がけていただきたい。特に、農業集落家庭排水処理施設特別会計については、一般会計からの繰入金に依存した財政状況となっており、使用料の見直し、あるいは事業の継続を含めた検討を早急にすべきと考え、こう記してございます。現段階でも結構でございますので、今後の事業の方向性等、今、答えられるだけの答弁をいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○水道課長（鈴木晴雄君）

それでは、横田貴次議員の御質問にお答えする前に、少し小野浦地区の農業集落排水処理施設の経過をお話したいと思います。

当施設は平成3年度に着手し、平成8年度から供用開始しております。施設の規模といたしましては、処理対象人口を970人としており、小野浦地区の定住人口、現在は8月末で217名となっており、大きな隔たりがございます。これは、計画時点において当地区が本町を代表する観光地であったため、地域の水質保全やイメージアップの向上のため、観光客を考慮した町の施策として整備したものでございます。

しかしながら、本事業の維持管理費のため、一般会計からの繰入金が多額であることも事実でございますので、小野浦地区の住民の皆様だけに転嫁することがないように使用料の見直しの検討を今、進めております。

一方で、現在、町全体の汚水処理となる浄化槽の推進の検討も進めておりますので、その結果を踏まえた使用料の見直しをすることも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入

ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案につきましては、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第10 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてから

発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書についてまで2件一括

○議長（野田増男君）

日程第10、発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてから発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦議員、説明願います。江元議員。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

○6番（江元梅彦君）

それでは、発議第5号及び発議第6号について提案理由を説明させていただきます。

発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員 江元梅彦、提出者、美浜町議会議員 大岩靖議員、同じく鈴木美代子議員、同じく横田貴次議員、同じく丸田博雅議員でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、国において、平成30年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施及び義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからでございます。

本文につきましては、詳しく次のページに載っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書について。

道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員 江元梅彦、提出者、美浜町議会議員 大岩靖議員、同じく鈴木美代子議員、同じく横田貴次議員、同じく丸田博雅議員でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く要望する必要があるからでございます。

本文につきましては、同じく次のページに載っておりますので、よろしくお願いいたします。

全会一致での採択をしていただきますように、以上２件の意見書をもちまして提案理由とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいまの議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第５号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

次に、発議第６号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第11 発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第11、発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 鈴木美代子議員、説明を願います。鈴木議員。

〔3番 鈴木美代子君 登壇〕

○3番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、発議第7号の提案をさせていただきます。

発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について。

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、美浜町議会議員 山本辰見であります。

提案理由。

この案を提出するのは、中小企業への経営支援を拡充し、下請単価の改善を図り、人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請単価、課税最低限などを整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換する必要があると、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求めるよう強く要望する必要があるからであります。

意見書の本文は、もう既に皆さんの手元に届いてから大分たつものですから、もちろん読んでみえると思います。長いものですから、この提案理由にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありませんか。横田議員。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

提案者に御質問をさせていただきます。

私も美浜町におきまして30年、鉄はお金を失うと書きますけれども、鉄関係の金属加工業を営んでおります。最低賃金を引き上げる、これは私ども事業主としても永遠のテーマでございますが、地域間格差の解消なくして1,000円の最低賃金の設定はあり得ないと感じております。今も美浜町内の中で、歯を食いしばりながら頑張っている事業主の気持ちからすると、一足飛びにこの議会でこの意見書を審議して1,000円に上げなさいという意見書の提出というのは、私は町の現状には即していないと思いますが、提案者はその点についてどのようにお考えでしょうか。

○3番（鈴木美代子君）

もちろん私たちは、経営者はすごい多額の収入のある経営者と、本当に中小企業のそういう経営者とあるんですね。ですから、中小企業の大変な経営者にまで全額自己負担でできなくて、私たちはここにはありませんけれども、国に対して中小企業を応援して、国と一緒にあって、例えば最低賃金の引き上げをしないと、そういうふうに思っております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第12 発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第12、発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 山本辰見議員、説明願います。山本議員。

〔2番 山本辰見君 登壇〕

○2番（山本辰見君）

発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年9月12日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者として美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由は、この案を提出するのは、公共サービス基本法の確実な履行ができる制度の実現や、入札に参加する事業者が適切に評価され、また地域社会の形成を担う事業者の育成や雇用・労働条件の安定といった観点を取り入れた入札及び契約制度の実現が重要であるため、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求めるよう強く要望する必要があるからであります。

意見書の本文は、次ページでございます。少し補足させていただきますと、これは国に対して公契約法を制定してほしいということですが、実は全国の自治体で公契約条例というのが始まっています。今はまだ30を少し超えたぐらいの自治体でございます。関東中心に始まって愛知県でも豊橋市がやっていますし、もう一つ、この運動、公契約条例の制定を求める要望が弁護士さんからたくさん出ておりまして、全国では25の各県の弁護士さんがぜひこれはやるべきだということを要望しておりますので、同僚議員の皆さんの賛同を得て、国に意見書を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について、質疑に入ります。質疑はありませんか。横田議員。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

提案者にお伺いいたします。私自身、議員として活動させていただいている中で、本町、美浜町の入札制度は適正であると思っております。また、指定業者におきましても、若干、数は少ないかなと思いつつも適正な受注、または工事の執行に努めていただいているなど率直に思うわけですが、この意見書を提出すると、本町の運営に何か問題があるのではないかなというような疑義が生じます。何か提案者は今の制度に問題があると感じておられるのでしょうかけれども、その辺に関してちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○2番（山本辰見君）

質問にお答えします。

決して私、美浜町がとかいうことではなくて、公契約、市町村の段階ですと、あるいは県の段階ですと条例になりますが、この前提はややもすると入札ですから、事業者が頑張って、率直に言って安く入札したいというケースも生まれます。結果として、実は最終的には人件費に一番影響を与えているのではないかと。美浜町の入札がそういう状況だとは決して私、決めてかかる必要はないと思います。ところが、他市町では入札の条件が、美浜町では多くの場合九十何%か予定価格に近いところで入札されておりますけれども、自治体によっては60%とか70%とかいう当初の計算の以下で発注しているケースがあって、回り回ってそれが働く人たちのいわゆる賃金を抑える形になっている、そういうことをきちっと法、条例で、そういうことはしてはならないと。

具体的に言いますと、例えば全体の事業の入札の金額も出るわけですが、じゃ、働いている人にどういう賃金を払っているんだと、補償だとか、そういうことも含めた報告義務があるというのが公契約条例の大きな流れです。とりわけ民間だけじゃなくて自治体が発注する仕事については、そういうことが本当に守られなきゃいかんと思うわけですから、文書のほうに出てきます公共サービス基本法の中にもその流れがうたっております。それに基づいた形の公契約法を国で制定することにより、各自治体、都道府県、市町村の運動を後押しするということになると思いますから、そういう意味で国のほうに要望を出したわけでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

なお、審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月13日から9月19日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、9月13日から9月19日までの7日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月20日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に負担案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前11時52分 散会〕

平成29年 9 月 20 日（水曜日）

第 3 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 5 号）

平成29年 9 月 20 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 27 号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第 28 号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第 29 号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 30 号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 4 議案第 31 号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 5 認定第 1 号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 6 認定第 2 号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 7 認定第 5 号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 8 発議第 5 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 日程第 9 発議第 6 号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書について
- 日程第 10 発議第 7 号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について
- 日程第 11 発議第 8 号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について
- 日程第 12 議員派遣の件について
- 日程第 13 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君

9 番 大 岩 靖 君
11 番 野 田 増 男 君
13 番 丸 田 博 雅 君

10 番 横 田 全 博 君
12 番 大 崎 卓 夫 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２７名）

町 長 神 谷 信 行 君
教 育 長 山 本 敬 君
総 務 部 長 本 多 孝 行 君
厚 生 部 長 西 田 林 治 君
建 設 部 長 石 川 喜 次 君
総 務 課 長 杉 本 康 寿 君
税 務 課 長 夏 目 勉 君
秘書広報課長 日 比 郁 夫 君
福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君
健康推進課長 久 綱 勇 君
環境保全課長 藪 井 幹 久 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
学校教育課長 竹 内 与 七 君
学 校 給 食
センター所長 夏 目 明 房 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君
会 計 管 理 者 坂 本 順 一 君
企 画 部 長 沼 田 治 義 君
経済環境部長 天 木 孝 利 君
教 育 部 長 竹 内 康 雄 君
防災安全課長 石 濱 克 彦 君
企画政策課長 磯 貝 尚 美 君
住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
子育て支援課長 宮 崎 典 人 君
産業振興課長 小 島 康 資 君
建 設 課 長 鈴 木 学 君
水 道 課 長 鈴 木 晴 雄 君
生涯学習課長 河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局 長 補 佐 兼
議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

台風18号は、17日から18日にかけて、北陸付近を通過し、激しい雨を降らせ、河川の氾濫や突風による甚大な被害を各地にもたらしました。幸いにも、この地域で大きな被害は出ていないようでございます。

また、この時期、各地で敬老会が開催されていますが、17日予定の敬老会は幸いにもほとんどの地区で開催されたようでございます。敬老の方々には喜んでもらえたことだと思います。

会議に先立ち、お願いいたします。お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告してください。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、議事に先立ちまして、1点御報告を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

今回の台風18号については、幸いなことに大きな被害報告はなく、安堵しているところでございます。

ところで、この台風が本町に接近する中、土砂災害警戒情報緊急速報メールが愛知県により過って送信されたことについては、議員の皆様方も御存じのことと思います。

概要を申し上げますと、愛知県の配信システム設定に誤りがあり、福井県的美浜町を対象として発せられた警戒情報を、愛知県の美浜町が対象であると判断し、主要携帯電話会社の緊急メールにより配信されたものであります。

9月19日付で愛知県建設部長から私宛てに、事の次第の説明と対応及び本町住民の皆様へ御迷惑をおかけしたことについての謝罪の文書が届いております。

システム改修は既に済んでおり、このようなことは起きないとのことでありますので、よろしくお願いいたします。

私からの報告は、以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

次に、学校教育課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

学校教育課長、発言してください。

○学校教育課長（竹内与七君）

9月12日の質疑において、鈴木美代子議員のいじめ・不登校対策協議会で児童生徒にどのような話をされ、どのような指導をされたかについての御質問の回答でございます。

協議会としては、直接、児童生徒に指導はしておりません。

それでは、協議会では何をしているかについて、設置の目的から説明しますと、美浜町におけるいじめ・不登校問題を検討し、その防止や指導に努め、豊かな心を持ち、強くたくましく生き抜くことのできる児童生徒の育成を図るため、美浜町いじめ・不登校対策協議会を置くこととしております。

事業の内容は、実態把握と分析、いじめ問題や不登校児童生徒に対する指導体制の整備と指導者の養成、不登校児童生徒のための適応指導のあり方の検討、啓発活動としての講演会や研修会の実施などです。

役員は小中学校校長を初め、児童福祉司、家庭教育コーディネーター、人権擁護委員、児童委員、町PTA連絡協議会などの関係者で組織しております。

協議会の組織の下に、各小中学校校内いじめ・不登校対策委員会と適応指導教室があります。協議会では、個別の案件を協議するのではなく、各学校の報告を受けることになります。

児童生徒の悩みや苦しみについて、とにかく声を上げてもらうのが一番のキーであると思っていますので、各学校では、月1回児童生徒に無記名式で調査を行っていただいております。また、各学期ごとに1対1の面談を実施しております。

学校は毎月1回校内いじめ・不登校対策委員会を開いており、中学校では、毎日情報交換をしています。

一方、不登校件数は、病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校しない、登校できないことにより年間

30日以上欠席した者であり、月に3日間だけの欠席でも10カ月続けば不登校と判断しています。

不登校傾向にある児童生徒も支援できるように、実態に即した捉え方で欠席日数プラス保健室等への登校日数プラス遅刻早退日数の2分の1が30日以上になれば数に入れて支援している場合もあります。

前年度より、適応指導教室に通室している児童生徒がふえています。これは、家庭以外に居場所を失っている不登校の子供たちが、家庭から一歩歩み出したのだと捉えています。

以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月13日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました、議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 美浜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを採

決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第２号）

○議長（野田増男君）

日程第２、議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る９月14日午前９時より役場３階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました、議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで2件一括

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの2議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決でした。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第29号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（野田増男君）

日程第5、認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました、認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

まず、歳出の部でございます。

2款総務費、ふるさと納税について、町としての収支はとの質疑があり、美浜町に対する寄附総額は799万円と伸びたが、返礼品等に対する経費約220万円と美浜町から他市町村への寄附額1,500万円を差し引くと損失が大きいとの答弁がありました。

また、町税過誤納還付金等の内訳はとの質疑があり、法人・個人合わせて192件分であるとの答弁がありました。

次に、4款衛生費において、豊かな海三河湾環境再生推進協議会について、構成、事業内容はとの質疑があり、三河湾に接する9市4町と県などで構成された組織で、三河湾の浄化推進など環境改善のための啓発活動、イベント等を実施しているとの答弁がありました。

6款農林水産業費においては、まず最初に、新規就農総合支援補助金の対象となった農家の年度別内訳はとの質疑があり、平成24年度4名、25年度1名、27年度2名、28年度2名で計9名であるとの答弁がありました。

次に、漁場改良事業の内容及びあさり稚貝放流事業の成果と今後の方針はとの質疑があり、漁場改良事業は良

好なノリ養殖場確保のため、漁協が行う海底に堆積した砂を押しならす事業を補助するもので、アサリの稚貝放流についてはなかなかうまくいっていないが、アサリは野間漁協の主要な事業であり町としても今後も補助していきたいとの答弁がありました。

次に、7款商工費においては、歴史観光ガイド協会の事業内容はとの質疑があり、町観光協会が窓口となり、その内容に応じた登録ガイドを協会に依頼しているとの答弁がありました。

また、町観光協会を独立させた成果はとの質疑があり、まだ1年半程度であり収益面での成果はもう一つであるが、民間のノウハウを活用したインバウンドへの対応、旅館組合への講習による意識改革、修学旅行の誘致など一定の成果を上げているとの答弁がありました。

続きまして、8款土木費においては、都市計画決定変更業務委託料の内容はとの質疑があり、市街化区域内の用途地域見直しに係る業務委託であるとの答弁がありました。

また、空き家実態調査の結果及び都市計画事業基金の残高はとの質疑があり、使用していない空き家、修理する必要がある空き家など274件の空き家があり対策を講じていく。基金残高については4億1,727万6,000円であるとの答弁がありました。

9款ですが、消防費においては、災害用井戸水提供者の把握と水質調査に関して、住民が新規に検査を依頼できるかとの質疑があり、区長を通して依頼していただければ調査をするとの答弁がありました。

また、Jアラートは同報無線と連動しているかとの質疑があり、情報の対象地域である場合、自動的に連動し放送されるようになっているとの答弁がありました。

歳入に関しましては質疑はありませんでした。

討論ありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

3款民生費において、放課後児童クラブの利用者について、奥田放課後児童クラブの利用率が高いが、河和児童クラブに回されていないかとの質疑があり、定員の都合により奥田から河和に3人移っていただいていたが、本年度、国の補助金を利用して奥田放課後児童クラブを増設することにより対応するとの答弁がありました。

また、10款教育費において、図書館の読み聞かせをどのようにお母さん方に案内しているかとの質疑があり、ブックスタート事業として、4カ月と1歳半の健診時に、職員が保健センターに出向き、ボランティアと一緒に対象となる親子へ個別に絵本の読み聞かせを行っている。特に、4カ月児に対しては読み聞かせを行うには早いのではと思われる保護者も多いが、絵本を見たときの子供の反応がよく、その場での絵本のプレゼントも効果があることから、毎週木曜日に開催する乳幼児を対象としたおはなし会への参加者もふえているとの答弁がありました。

また、給食費について、食材費が予算を超えるような場合、町費で負担しているかとの質疑があり、予定していた献立に対する食材費が予算を超える場合は、栄養教諭等が他の食材に切りかえるなど工夫をして対応しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論。山本議員。

○２番（山本辰見君）

２番 山本辰見です。

私は、ただいまの認定第１号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に対して、日本共産党議員団を代表して、反対の立場から討論します。

まず、最初に申し述べたいことは、消費税に対する見解であります。

議案審議の中で歳出に占める消費税の額が示されましたが、一般会計・特別会計全体の合計で１億1,643万円にもなりました。しかも、これが、今８％ですが、２年後には、私たちは反対をし、認めておりませんけれども、10％に拡大することも準備されております。

この消費税の影響、町の公共事業への影響もさることながら、町内の商工業者の皆さんに与える影響ははかり知れないものがあります。納税でやりくりが大変なところへ、５％から８％になり、さらに10％になるかもしれないという、たび重なる消費税増税の負担に対して、国が決めたことだからとか法律がそうだから仕方ない、こうして諦めるのではなく、民間からも、また議会からも、そして行政からも、「国民いじめはやめろ」としっかり言うべきだと思います。

消費税は、御承知のとおり最悪の累進課税であり、所得の低い人ほど負担が重くのしかかり、一方で消費税を導入あるいは増税するときには福祉・医療に特化して活用すると宣伝しながら、実態はこの一、二年、とりわけ福祉予算は後退をし続け、年金は引き下げられる一方、相も変わらず大型公共事業を展開しております。国だけではなくて愛知県で、今、展開されている中部国際空港の第２滑走路につながる事業、空港島への大型展示場建設あるいは西知多道路など、また、知多市での朝倉駅前開発、東海市での新駅建設に伴う駅前整備、私たちの美浜町でも奥田駅東側に準備されている運動公園建設計画も、このような国の流れが強く影響しているのではないのでしょうか。

次に、知多地方税滞納整理機構についてであります。

担当部局からの説明では、町職員だけではできなかった回収が進んだとのことでしたけれども、既に当初の計画年数を過ぎていますし、町職員の中にも経験を積まれた方もたくさん職員がいるわけですから、それを生かしながら、機構から脱退をし、美浜町独自で収納に当たられることを要求します。安城市など、新しくこの県主導

の滞納整理機構から抜けている自治体もあります。美浜町もそうすべきであります。

それはなぜかといいますと、機構に送られると非常にきつい言葉で納税を迫られる、こういう話を美浜町の方、南知多町の方、何人かからお聞きました。これまで町の職員さんは納税に本当に苦勞されている町民の皆さんに寄り添って、収納のあり方を説明し、相談にも応じながら丁寧に取り組んでいただいていたからです。数値的な効率を上げるだけに走るのではなくて、町民のための行政に徹していただきたいと思います。

都市計画費の中の問題点を指摘します。

1点目は、奥田駅前拠点整備事業調査業務であります。昨年は知多奥田駅前東部に構想されている陸上競技場を含む運動公園の開発について、事業化に向けた開発基本計画策定業務というのを行ったわけですが、これが整備された後の住民への説明不足も浮き彫りになりましたし、陸上競技場建設そのものは、一体どこからの発想で、また依頼があり、要望なのか鮮明になっておりません。さまざまな説明で気になるのは、本当に私たちにも町民の方から、いろんな方、今でもたくさんの方から出ています、誰が使ってくれるのかなどの利用予測、あるいは経済波及効果、維持管理費の見込みなど、さまざまな問題点、これが時間がたつにつれ解決するどころか町民の皆さんの中に本当にくすぶり続けております。

私たちは率直に、町民の皆さんから寄せられている過大ではないかと思われる利用予測、維持管理費の町民負担、維持管理業務などをどこが担うのか、経済波及効果なども過大な予測に基づく事業展開の効果の面、先日これが本当に成功するかと思っているかという同僚議員の発言もありました。このように、問題点の多いこの事業の展開には、私たちは今の段階でも反対であります。

昨年は、このほかにこの都市計画費の事業の中に、美浜町空き家対策実態調査、既成市街地整備事業支援業務も取り組まれましたが、少子高齢化が一気に進み出している美浜町の現状を理解し、若者の定住、このことを真剣に考えるならば、先ほどの駅前開発事業よりも、もっと優先して取り組むべき課題ではないかと考えます。さらに心配されるのが、この今出ている2つの事業、また、その他の新しい都市計画に関する事業が、運動公園陸上競技場整備に使った都市計画税の残りの資金で取り組まれるわけですから、当局からは大丈夫ですと言われておりますけれども、事業展開のテンポが制限されるのではないかと思います。

次に、補助金、負担金の中で相も変わらずリニア中央新幹線建設促進期成同盟会に負担金を払っております。私たちはこの大きな課題、問題を抱えるこの事業に対して推進の立場を取っておりません。民間が取り組もうとしている事業に、国・地方行政が無批判に協力していることに、実はさきに毎日新聞でも社説で鋭い批判をしておりました。

しかも、この民間の事業、JR東海が全て自己資金で事業を展開するとしておりましたけれども、今後、国が財政投融资という形で調達する資金を、この建設にかかわる鉄道建設・運輸施設整備機構、ここを通じて回り回って国の、私たちの税金にかかわることですけれども、これを出すことが明らかになりました。返済期限が2055年、35年ぐらい先ですけれども、3兆円出す予定です。そのうちの第1弾で5,000億円が発表されております。いわゆる民間の事業と言いながら国が全面的に支援する事業展開に変わりつつあります。こういった形の美浜町の負担金は本当に少ないと言え少ないですけれども、これにつながってくる事業ですから、私たち、これは認めるわけにいきません。

次に子育て、少子化、高齢化の問題で指摘したいと思います。

これからの美浜町のまちづくりで本当に大切にされなければならない対策の一つ、少子化対策であります。美浜町にとって本当に少子化対策は何よりも重要な施策であります。私たちからは以前からも提案していますように、無理をしてでも学校給食費の補助制度を実施して、「子育てしやすい町～美浜」、これを思い切ってと宣言

したらどうでしょうか。全額補助とならなくても、例えば何人目かの子、あるいは半額、何割か補助、いろんな方法、方策があると思います。

もう一点は、保育所のエアコンは徐々に整備されつつあり、31年度には全ての保育室に整備されるところまできました。これは本当にありがたい事業だと思っております。次は、ぜひとも小中学校の普通教室へのエアコンの設置を準備していただきたいと思います。名古屋市、あるいは知多郡では阿久比町がもう実施済みですし、知多市でも予算化されたようであります。また、ほかの自治体でも本当にこの要望が上がっております。もちろん、1部屋200万円とかという試算も示されましたけれども、一気に進められないと思いますが、例えば学校の、夏場、本当に大変になる2階、3階の部屋からとか、いろいろ工夫をして準備されたいと思います。

特定教育保育施設給付金、大和幼稚園が認定こども保育園になったわけですが、説明では、これまで3歳児以降だったのが、ゼロ歳児からも受け入れることができるように、河和北保育所の余裕ができて助かったというようなお話でした。本来的には、これまでのように希望する親子さんの入園を、行政が責任を持って受け入れる体制を確保していただきたいと思います。

残念ながら、他の自治体では、この認定保育園、お子さんの数がふえてきても公立保育所を廃止して認定こども園に移行するケースがふえてきているようです。私が心配するのは、今、1園だけですけども、美浜町がそうならないことを要望しておきます。

保育園の園庭芝生化事業ですけども、せっかく奥田保育所での芝生化がお子さんにも親御さんにも大変評判がよく喜ばれております。次の園にも順次展開できるように、何らかの補助金を確保するとか、例えば、これは利用できるかどうかわかりませんが宝くじからの支援金なども活用できないものか、ぜひ研究してほかの園に広げていただきたいと思います。子供たちが喜んでいることを私たち大人が応援する事業を展開していただきたいと思います。

高齢者対策として、高齢者のための保養所利用券助成も1年に2回だけに制限したままで改善されておりましたが、高齢者の皆さんが元気でリフレッシュできて、毎日頑張って生きていけるように応援すべきであります。少子高齢化の中で高齢者が前向きに生きていける社会にしたいと考えます。この事業、高齢者タクシー料金助成事業を始めたので、こちらの予算を削らなければならなかったという説明でしたけれども、金額的には、たかだかという言葉は正しくありませんが、200万円ぐらいの助成額のカットだったと思っております。私たちは最低でも3枚ずつに、そして年齢もあと5歳広げるぐらいのことは可能だと思っております。いわゆる高齢福祉の予算内だけではなくて、全体を見直すことによってひねり出せる規模ではないでしょうか。正しい表現ではないかもしれませんが、ぜひこれを検討していただきたいと思います。

最後ですけども、民間木造住宅耐震改修補助事業です。件数の増加を、本当に職員も私たちも求めるわけですけども、以前にも指摘した住宅リフォーム制度について、現在は助成金あるいは補助金は出ておりません。以前に質問したときは、ほかの事業があるから考えないということでしたけれども、ぜひ新しく助成制度を確立して、耐震工事、これらと兼用して利用できる、こういう形でこの事業をさらに展開できるのではないのでしょうか。以前は、先ほどの繰り返しですけども、今の耐震があるからということで住宅リフォーム等は考えていない、家具の倒れ防止もやっているとかということでしたけれども、ほかの自治体では両方を利用してできる制度もありますから、この耐震事業と関連して住宅リフォーム助成制度を検討していただきたい。

私たち日本共産党議員団からは、町職員の皆さんが努力してさまざまな前進した施策もあると思いますけれども、そのことは一つずつ紹介することは省いて、来年度の予算編成にぜひ生かしていただきたい課題を申し述べて、反対討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（野田増男君）

次に賛成討論ありませんか。丸田議員。

○13番（丸田博雅君）

それでは、認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、チャレンジM I H A M Aを代表し、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度決算認定については、神谷町長が就任後初めてみずから編成した予算の執行に当たり、町政運営の成果の総括を行うこととなるものであります。

一般会計の決算額は、歳入総額77億4,706万9,000円、歳出総額73億9,721万3,000円で、差し引き3億4,985万6,000円の黒字となっております。

これは、平成28年度の年度当初の施政方針に基づき、公共下水道事業整備計画及び総合公園グラウンド拡張整備計画の見直しを行い、真にまちづくりに必要な事業を厳選の上、実施した結果によるものであります。

特に、西部地区の活性化と防災機能の強化等を目指した奥田駅前拠点整備事業調査業務、町内に数多くある空き家実態調査業務、福祉車両を追加導入し運行便数増を図るなど利用者の利便性が向上した巡回バス事業、また、これまでの専用住宅に加え、商店や事業所に対しても補助を拡大した合併浄化槽普及促進拡充整備事業など、評価できるものであります。

また、児童福祉への取り組みとしての放課後児童クラブの増設整備事業を初めとして、町営住宅施設整備事業、そして、認定こども園施設整備事業など各種事業を今後の美浜町を見据えた上で着実に遂行しております。

また、住民福祉の維持・向上のため必要な施策は、これまでどおり着実に実施しており、それらの事業の実績及び成果は、主要施策の成果並びに実績報告書からも読み取ることができ、評価できるものであります。

監査委員の平成28年度決算審査意見書においても、平成28年度歳入歳出決算及び証拠書類を審査した結果、予算執行及び経理は適当であり、財政指数となる経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、また、基金の運用状況についても適正であると認められております。

しかし、決算概要に記載があるように、町税については、地価の下落により固定資産税が年々減少していること、また、町民税は就業人口の減少が心配されること及び特定企業の法人税の伸びに左右され不安定なものであることなどにより、今後も自主財源がふえることは期待できません。

国の地方創生等による交付金についても、今後の国の施策により変動する可能性があり、依存財源に頼った財政運営は非常に不安定であると考えます。

まだまだ景気回復したとは言えず、今後も少子高齢化及び人口減少と行政を取り巻く状況は大変厳しい状態が続くことは確実であります。

限られた財源の中、事業を取捨選択し、本町の持つ地域特性を生かしたまちづくりを推進していただくことを要請するとともに、大型の建設事業の計画もあり、引き続き財源確保を考慮し、安定的な財政運営を期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（野田増男君）

他に討論ありますか。江元議員。

○6番（江元梅彦君）

認定第1号 平成28年度一般会計歳入歳出決算認定に当たり、政和会を代表し、賛成の立場から討論させてい

たきます。

決算書を見るまでもなく、美浜町の財政は大変厳しい状況が続いており、地価の下落、人口減少、さらには少子高齢化の進展により、さらに厳しい状況となることも避けられない、そんな状況において、今、町政に求められているものは何でしょうか。

年々増加する社会福祉費、老朽化する公共施設の維持補修など、削ることのできない費用がかさみ、町長が自由に使い道を決めることのできる自由予算はいかほど残されているのかと心配をしております。

平成28年度の財政指標の一つである実質公債費比率は好転しております。しかし、それは監査委員の指摘にあるように、近年、起債を伴う建設事業を控えている結果の裏返しであり、財政収支が好転した結果ではありません。

こうした状況にあって、町がなすべきことは、地域資源の掘り起こしであると思っております。それは、特産品の開発といった税収につながるものだけでなく、住民の力を生かす協働のまちづくりの推進であると私たちは考えております。

国の地方創生事業を活用し、美浜町が頑張っている取り組みは、地域の課題に対し、住民一人一人が自分事として取り組むことを目指しており、それは、ちゃぶだいミーティングあるいはイルミネーション事業といった、住民が主役となる各種の事業として芽生え、成長してきております。今後も、こうした取り組みがより広がりを見せ、大きなうねりとなっていくことが求められていると思います。

なお、財政的に厳しいからといって、ただ腕をこまねくばかりで新たな投資を行わなければまちの活性化は難しく、そうした意味においても、奥田駅東側の開発は、単に運動公園を中心とする施設の整備にとどまらず、交流人口の増加による新たなビジネスチャンスの創出、大学を中心とした地域経済、また、ひいては美浜町の活性化につながるものであり、それらが相乗的に効果を生み出していくものであると大いに期待をしているところでございます。

福祉、教育、産業振興等々それぞれの事業に対する評価においては、改めて言及いたしません、決算書と同時に作成された主要事業の成果並びに実績報告書により、精いっぱいその内容を確認させていただいており、評価をいたしております。

繰り返しになりますが、美浜町の置かれた状況は非常に厳しく、課題を解決できるのは、住民との協働のまちづくりの推進であり、入りをはかりて出づるを制す、慎重な財政運営、そのような中であっても先を見通し必要な事業は英断を持って進めるリーダーシップであります。

そして、神谷町政はそれを実行している、そう評価をして、この認定第1号の認定を賛成いたします。

以上です。

○議長（野田増男君）

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ないようです。これをもって討論を終わります。

これより認定第1号 平成28年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第6、認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、3議案につきましては、審査、採決の結果、認定第2号、認定第3号につきましては、全員賛成により認定することに決定し、認定第4号につきましては、賛成多数により認定することに決定しました。

審査の過程において、認定第2号で、平成28年度は一般会計からの、その他一般会計繰入金を入れることなく決算をすることができたとのことだが、高額療養者が少なかったということかとの質疑があり、平成28年度は、本町の高額療養費は高くなっているが、本町から国保連合会に拠出金として出していることにより、高額療養費の実績に応じ交付金として受けているため、高額療養費が出ても財政的に大きな負担とはならない。財政的には、国・県の負担金、補助金、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者の部分と退職の部分の交付金の変動が金額として大きく影響する。平成28年度はその部分が割に大きかったため、その他一般会計繰入金を繰り入れることなく繰り越すことができたとの答弁がありました。

また、健康診断の受診率が37.6%であるが、町の目標は何%かとの質疑があり、総合計画の中では60%を目標にしているが、平成28年度の全国平均は、本町と同じ37から38%となっている。知多管内では、半田市、東浦町は60%くらいの受診率があり、美浜町はここ3年ほど37%前後で推移しているため、これを伸ばすため40歳限定の啓発、個別検診の受診期間の延長、検診前日の放送など努力しており、将来的には60%が目標ではあるが、当面40%を超えることが課題と考えているとの答弁がありました。

認定第4号では、審査の過程において、要介護、要支援の認定者数の推移の傾向は、また審査が厳しくなっているということはないかとの質疑があり、介護認定審査会を毎週木曜日に開催し、認定審査委員の先生方に的確な審査をしていただいております。審査を厳しくすることはありません。認定者数も、平成26年度、939人、平成27年度、961人、平成28年度、990人とふえてきているとの答弁がありました。

認定第3号につきましては、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号 平成28年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論はありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

3番 鈴木です。

平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

町内の知人に老夫婦がいて、奥さんのほうが認知症になり御主人が介護してきました。彼女は、認知症でも要介護1で自分のことはおよそ自分でできるため、施設にも入れず、娘さんの嫁ぎ先に面倒を見てもらうことになりました。娘さんが、徘徊するおばあさんの世話と自分の子供の世話と奥さんとしての仕事もあり大変だという声もたびたび聞きました。現在の介護保険では、このような奥さんを見てやることはできません。この御夫婦は低年金でどうすることもできませんでした。

2016年、平成28年9月で65歳以上の高齢者は3,461万人、認知症の人が720万人になると推計されており、65歳以上の5人に1人は認知症になると言われています。認知症介護の現場では、利用できるサービスに限界があり、家族任せの現状を改善されるに至っていません。

2000年に介護の社会化という文句で介護保険が導入されましたが、保険あって介護なしの状態が続き、毎月年金の口座から天引きされ、真面目に保険料を支払っていても、いざ保険を使いたいと考えたとき、なかなか自分の思うようにはいきません。保険料も、導入初めは2,500円でしたが、第6期介護保険事業計画の今は5,100円とはね上がり、当初の2倍以上にもなりました。

美浜町独自の介護保険料利用料の減免制度を実施するようにたびたび要求してまいりましたが、美浜町は実施しません。愛知県内で介護保険料低所得者減免実施市町村は54市町村の中で2016年度まで29の自治体が行っており、利用料の低所得者減免実施市町村は21の市町村が独自に行っています。

最後に、町民負担が少しでも軽くなるように、美浜町でも独自の低所得者保険料、利用料の減免制度を設けることを強く要求して終わります。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第4号 平成28年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第7、認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、認定第5号、認定第6号の2議案につきましては、全員賛成により認定することに決定いたしました。

また、認定第7号につきましては、全員賛成により可決及び認定することに決定いたしました。

認定第5号及び認定第7号につきましては、質疑はありませんでした。

認定第6号につきましては、審査の過程において、次のような質疑がありましたので御報告いたします。

農業集落家庭排水処理施設特別会計において、毎年二、三千万円を一般会計から繰り入れている状況は、いつまで続くのかとの質疑があり、今の施設を使用していく限り続くこととなる。施設は定住人口310人、観光客657人を前提に910人槽で整備されたが、現状の定住人口は218人であり、観光客を含め見込んだ施設の維持費を住民だけに負担させることはできない。使用料も近隣市町村と比べ高い水準にはない。今後については、町全体の合併処理浄化槽による生活排水処理として進めていくことにあわせて施設を転換していくことも選択肢の一つではあるが、補助金の返還など問題もあり検討課題となっているとの答弁がありました。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号 平成28年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号 平成28年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号 平成28年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第8 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第8、発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の……

ちよっとすみません。今、石田議員が退席していますので、戻り次第再開します。

〔午前10時15分 休憩〕

〔午前10時17分 再開〕

○議長（野田増男君）

会議を再開いたします。

これより発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第9 発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書について

○議長（野田増男君）

日程第9、発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第6号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第10、発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

私は、ただいま議題となりました発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について……

○議長（野田増男君）

反対討論ですか。

○2番（山本辰見君）

賛成討論です。

○議長（野田増男君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

では、賛成討論。山本議員。

○２番（山本辰見君）

発議第７号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

最低賃金は、法律で賃金の低廉な労働者の賃金の最低額を保障するとし、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上のものを支払わなければならないと明記されているものであります。

現在の最低賃金は、全国一律ではなく、地域ごとに決まっています。これまでの法律改正で、地域における生計費及び賃金を考慮し、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むことができるよう定めなければならないとしました。しかし同時に、支払い能力を考慮してとされているため、大幅引き上げとともにこの規定を改めさせることも課題となっております。

今回、この夏に引き上げられたと言っても全国平均で823円。この程度の最低賃金ではとても、先ほど申した健康で文化的な最低限の生活を保障するものでないことは明らかであります。全国各地で労働者の皆さんが、最低どのくらいだったら暮らせるのかという最低生計費を調査しておりますけれども、年間で250万円から300万円は必要だというのが大半であります。これを年間1,800時間労働したとしてそれに換算すれば、時給は本当に1,400円から1,500円になります。現行の最低賃金では満足に暮らせないことは明らかであります。

安倍晋三首相は、昨年、最低賃金の改定には毎年３％の引き上げ、これを最大限努力せよと指示をしましたが、それによっても、それによっても1,000円に届くのは2023年までかかります。当初、政府のほうは、2020年まで最低1,000円を目指すとして目標を立てましたが、これも達成できず、この程度の改善では労働者の生活を立て直すことはできません。

私たちは、最低賃金は1,500円を目指し、今すぐどこでも1,000円を目標に、大幅引き上げと全国一律の最低賃金に取り組むべきであります。

引き上げにあわせて、非正規労働者の皆さんの賃金の改正も必要であります。

世界の主要国の最低賃金は、フランスが1,219円、イギリスが1,151円、アメリカでは、今はそれより少し少ないですが、1,688円に引き上げる動きになっております。日本の800円そこそこ、本当に低さが際立っております。

提案説明の際、質問がありましたけれども、中小企業の多い日本の最低賃金の引き上げには、大企業の下請いじめあるいは規制緩和による過当競争をやめさせるとか、それらも含めて中小企業への助成が不可欠であります。最低賃金の引き上げにあわせて、アメリカでは中小企業減税、フランスでは社会保険料の負担軽減などが行われております。日本でも、この制度の改正とあわせて中小企業支援の抜本的な拡大が、この最低賃金引き上げを実現する上でも求められております。

ぜひ、同僚議員の皆さんの賛同をお願いし、この意見書を国に届けることができますようによろしく願い申し上げます。

以上で賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第7号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書についてを採決します。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第11 発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第11、発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論です。鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

3番 鈴木です。

発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について、賛成討論を行います。

地方自治体の入札と契約に関しては、透明性と公平性、競争性を適切に確保することが重要であるとして、さまざまな施策を実行してきているところですが、これら制度改革を急速に進める余り、さまざまな問題が生じていることも事実であります。

特に、契約の透明性の確保を目的とした予定価格及び最低制限価格等の事前公表を実施した事例を見れば、入札価格が最低制限価格等に集中し、受託業者に雇用される労働者や下請労働者に対する労働条件の低下など、官製ワーキングプアとも呼ばれる事象が生じ、また、行き過ぎた価格競争の横行により公共サービスの低下が生まれているところである。

地方自治体が実施する公共サービスの提供における契約行為は、言うまでもなく自治体住民が安全で安心して暮らすことのできる総合計画施策の一部であります。入札及び契約制度のあり方については、自治体の工事を請け負う業者や各種業務を受託する業者など、この総合計画の中でどのように位置づけ、自治体住民の共通の理解を広げるかという観点を踏まえた真に住民のための適正な入札及び契約制度の実現が必要であります。

だからこそ、この意見書を国に届けて、この公契約法の制定を至急求めたいと思います。

同僚議員の賛成をよろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第8号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（野田増男君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙のとおりお手元に配付しました。お諮りいたします。別紙のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など、変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第13、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、平成29年の第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月4日から本日までの長い期間にわたりましての定例会の円滑な運営に御尽力を賜りましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

また、今定例会に提案申し上げた報告第3号 専決処分事項の報告についてを初めとします16件のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認をいただきましたことに対しまして、まずもって厚くお礼申し上げます。

また、この議会開催中につきましては、各地域におきまして敬老会が多くのところで開催をされました。まだ数地区におきまして敬老会につきましては未実施のところがございますが、来週にあわせまして敬老会が開催される予定となっております。

また、大半のこの敬老会につきましては、本当にお年寄りの皆様方が笑顔で、そしてまた大変喜んでこの敬老会に参加をされておりましたことに対しまして、本当に地域の区長の皆様方を初め、区会の皆様方に厚く御礼を申し上げてきた次第でございます。

また、今後におきましても、敬老会を迎えられます高齢者の皆様方に対し、私といたしましても、今まで若き時代から今までの間に、地域に対し、また美浜町に対してもいろいろな面で御尽力を賜っておりますことも厚く重ねてお礼を申し上げてきた次第でございます。

また、今後に関しても、皆様方におかれましてもこの敬老の皆様方に対しましても敬意を持ち、また励ましの言葉をいただけるとありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、9月も中旬を過ぎまして、秋の彼岸を迎えるわけでございますけれども、暑さ寒さも彼岸までと言われますように、このころを境といたしまして本当に秋の気配が一層深く感じられるところでございます。また、今からは爽やかな気候の中、各地区では運動会等の行事・催しが多く行われ、また、収穫の喜びを感じられる季節でもあり、楽しく、笑顔で過ごしたいものだと思っております。

議員の皆様方には、この実りの季節を存分に楽しみつつ、それぞれのお立場において一層御活躍をされますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成29年第3回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時35分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月20日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 江 元 梅 彦

議員 荒 井 勝 彦